

“生きる”を支えるまち かこがわ

—加古川市自殺対策計画—



平成 31 年 3 月

加古川市

はじめに

全国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続で年間 3 万人を超えており、その後やや減少したものの未だに 2 万人を超えています。このような中、平成 18 年 10 月に自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）が施行され、それまで、「個人的な問題」とされてきた自殺を「社会的な問題」と捉え、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。さらに、平成 28 年には自殺対策基本法が改正され、市町村にも、自殺対策計画の策定が義務付けられました。



本市では、平成 22 年度から「市内自殺対策連絡会議」の開催や人材育成事業等を実施し、自殺予防に取り組んでまいりました。自殺者数はピーク時に比べ半減はしたものの、近年も年間 40 人以上の方が自殺に追い込まれており、本市における喫緊の課題の一つとなっています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死と言われており、その背景にはこころの問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があります。

このような深刻な状況を受け、このたび、今後推進していくべき自殺対策の方向性と具体的な取組を「“生きる”を支えるまち かこがわ 一加古川市自殺対策計画―」としてまとめました。

自殺対策は「生きることの包括的支援」であり、社会づくり、地域づくりとして推進することが重要です。今後は本計画に基づき、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関と連携・協働し、自殺対策を総合的に推進してまいります。また、市民の皆様一人ひとりに自殺対策への理解と関心を深めていただき、つながりを大切にしながら、誰も自殺に追い込まれることのない「生き生きと暮らす活気のあるまち」を目指していきたいと考えております。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査並びにパブリックコメント等にご協力いただきました関係機関、そして市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

加古川市長 岡田 康 裕

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 加古川市の自殺対策における基本理念.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の策定体制と過程.....	5
第2章 加古川市における現状.....	7
1 自殺者の現状.....	7
2 自損行為に対する救急出動に関するデータ.....	17
3 市民のこころの健康に関する状況.....	18
4 その他関連するデータ.....	22
5 加古川市における自殺の特徴.....	24
6 「こころの健康づくりのためのアンケート調査」結果.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	32
1 計画策定にあたっての基本方針.....	32
2 施策の体系.....	34
第4章 自殺対策の取組.....	36
1 基本施策.....	36
2 基本施策における重点的な取組内容.....	38
基本施策1 地域におけるネットワークの強化.....	38
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成.....	39
基本施策3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進.....	40
基本施策4 生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少.....	42
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	48
3 評価指標.....	50
第5章 自殺対策の推進体制.....	52
1 自殺対策の推進体制.....	52
2 計画の検証・評価の仕組み.....	53
3 各主体の役割.....	54
資料編.....	55
1 自殺対策基本法.....	55
2 加古川市自殺対策推進本部設置要綱.....	60
3 加古川市自殺対策連絡会議設置要綱.....	62
4 生きる支援の関連施策一覧.....	64
5 相談窓口等一覧.....	74
6 用語集.....	80

※本文中、用語の末尾に「*」が付いているものは、資料編の用語集に解説を記載しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的

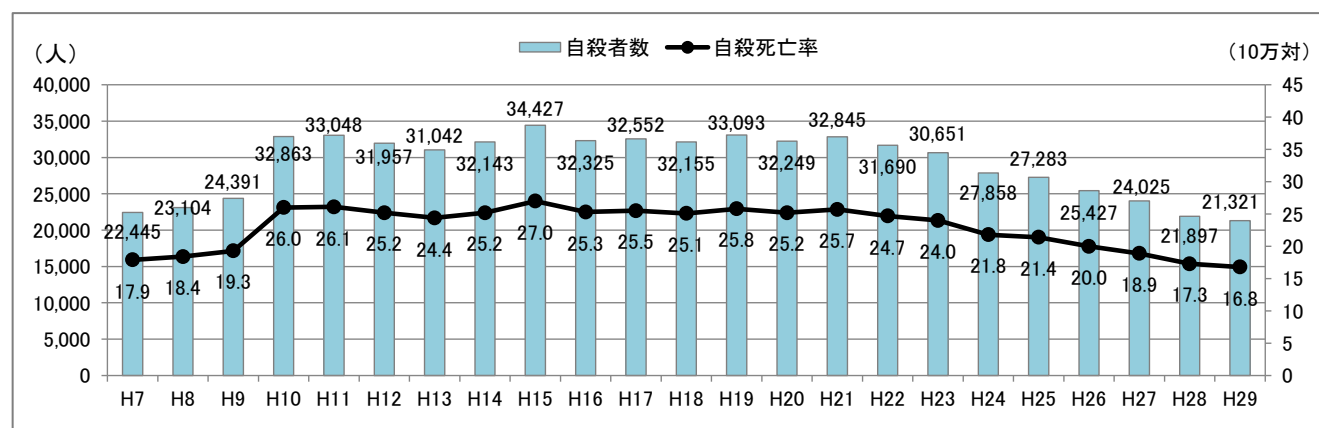
わが国の自殺者数は、平成10年に急増した後、年間3万人を超える高い水準で推移していました。それまで自殺は「個人の問題」と認識されることが多くありましたが、平成18年の自殺対策基本法*施行、平成19年の自殺総合対策大綱*の策定等により「社会の問題」として認識されるようになりました。その後、年間自殺者数は減少傾向となり、平成27年には平成10年以前の水準まで低下しています。しかし、世界の状況をみると、わが国の自殺死亡率*は主要先進7か国の中で最も高く、平成29年では自殺死亡率は16.8、自殺者数は21,321人と依然として年間2万人以上が自殺に追い込まれています。

そのような中、平成28年に改正された自殺対策基本法の基本理念において、自殺対策*は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的*な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければならないと明記されました。また、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本市では、加古川市総合計画*において「いつまでも住み続けたい ウェルネス都市 加古川」を将来の都市像として掲げており、「ひと」「まち」「自然」が調和し、このまちに住む市民の誰もが、生きる喜びを感じることができる都市を目指しています。その取組の一環として、“こころの健康”という側面から、市役所内各部局及び関係機関で、こころの悩みを抱える市民に対し支援を行ってきました。また、庁内自殺対策連絡会開催を通じた支援者同士の連携や、ゲートキーパー*研修会開催による支援者の育成、こころの健康づくりや相談窓口の普及啓発等、自殺対策事業を実施しています。

今後さらに自殺対策の推進を図るため、加古川市自殺対策に係る事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、市民や関係機関等との連携を図りながら、「生きることの包括的支援」を推進していきます。本市における自殺の実態を把握し、その特性に応じた“生きる”を支えるまち かがわー加古川市自殺対策計画ー」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない加古川市を目指します。

【全国の自殺者数及び自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働省 自殺対策白書

※自殺死体が発見された日に基づく集計です。自殺死亡率の算出には、総務省統計局の推計人口または国勢調査による基準人口（いずれも10月1日現在）の総人口を用いています。

2 加古川市の自殺対策における基本理念

自殺は「その多くが追い込まれた末の死であること」、「自殺の非常事態はいまだ続いているということ」を認識し、自殺の総合対策として、「国や兵庫県との連携を図りつつ、PDCAサイクル*を通じて推進することが重要であること」を認識したうえで、計画を推進していきます。

本市では、国の自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、基本理念を次のとおり定めます。

市民一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しあい、ともに支えあい、
誰も自殺に追い込まれることのない「生き生きと暮らす活気のあるまち」の実現

3 計画の位置付け

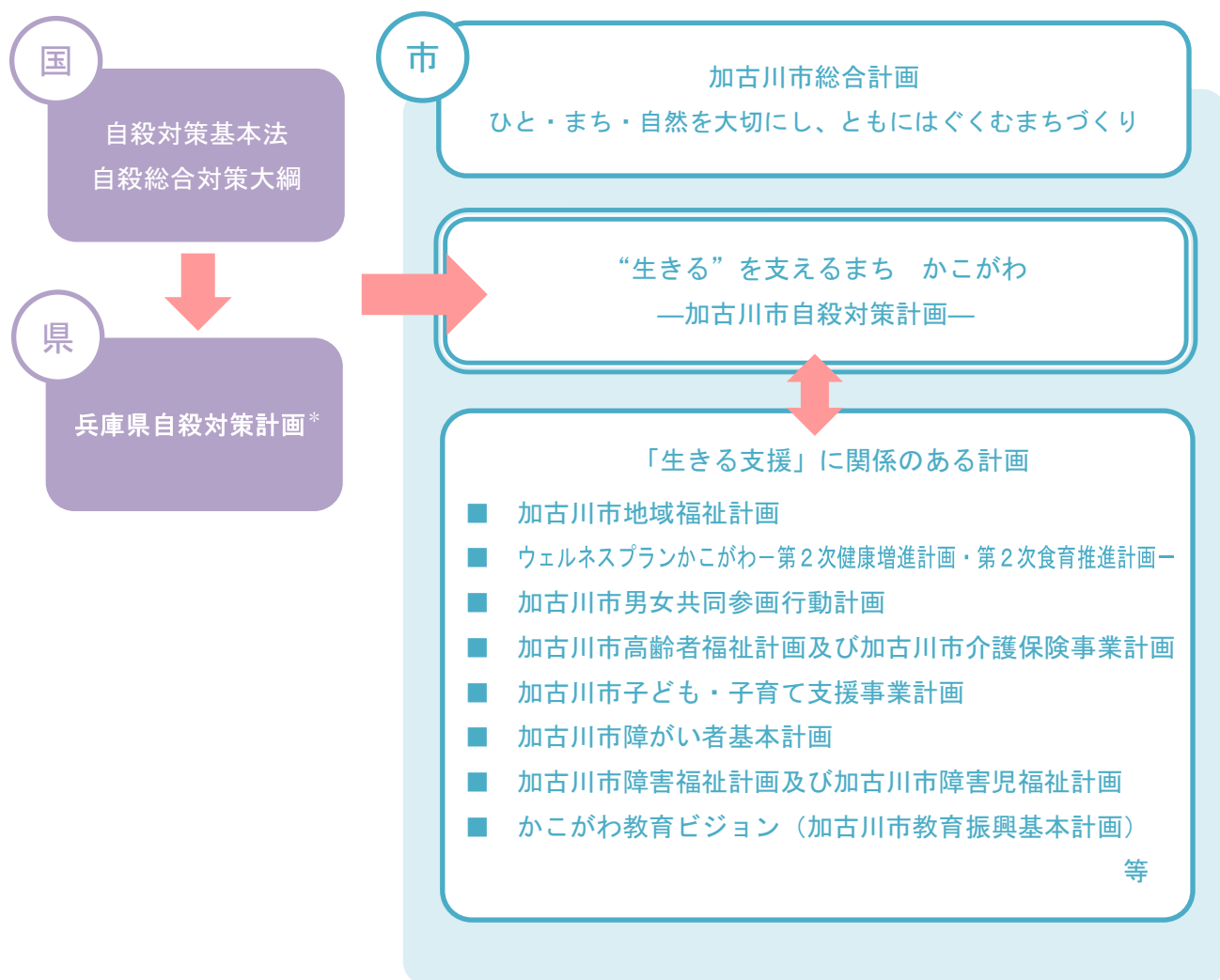
(1) 法令の根拠

平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に規定される「市町村自殺対策計画」として策定します。

自殺対策基本法 第 13 条第 2 項	市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。
------------------------	---

(2) 関連計画との関係

本計画は、中長期的な視点を持って継続的に実施していくものであり、国及び兵庫県の自殺対策計画を踏まえるとともに、加古川市総合計画を上位計画とし、「生きる支援」に関連する計画である「加古川市地域福祉計画」や「ウェルネスプランかこがわ」等との整合を図ります。



（３）計画の期間

国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱が概ね５年を目安として改定されており、兵庫県自殺対策計画は１０年間の計画ですが、概ね５年での見直しを行うとされています。国や兵庫県の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、本計画は、平成 31 年度（2019 年度）から平成 35 年度（2023 年度）までの５年間を計画期間とします。

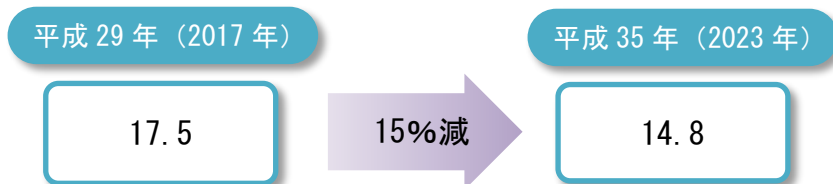
（４）計画の数値目標

平成 35 年（2023 年）までに、平成 29 年（2017 年）の自殺死亡率を 15%以上減少させ 14.8 以下にすることを目指します。

【目標の算出根拠】

国が自殺総合対策大綱において掲げている数値目標（平成 38 年（2026 年）までに、自殺死亡率を平成 27 年（2015 年）と比べて 30%以上減少させること）をもとに、本市においては以下のとおり算出しました。

本市の平成 29 年（2017 年）の自殺死亡率は、17.5 であることから、平成 40 年（2028 年）の目標とする自殺死亡率は 12.25 以下（30%減少）となります。これらを踏まえ、自殺対策の取組による経年的な減少を見込み、本計画における目標年となる平成 35 年（2023 年）の自殺死亡率は 14.8 以下（およそ 15%減少）とします。



4 計画の策定体制と過程

(1) 自殺対策連絡会議

本計画の策定に際しては、市役所内関係各課、オブザーバー、スーパーバイザー等幅広い関係者が参画した「自殺対策連絡会議」において、自殺対策の推進のために必要な事項について協議を行いました。

(2) 「こころの健康づくりのためのアンケート調査」の実施

自殺対策では、誰もが「生きることの包括的な支援」を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、労働、その他関連施策との有機的な連携を図ることが大切です。相談、人材育成、普及啓発、地域ネットワークの強化等について検討するために、こころの悩みやストレスを抱える市民に関わる機会のある人（以下、支援者という。）を対象に、現在の取組や課題を確認し、より良い支援につなげるための資料として、アンケート調査を実施しました。調査の実施概要は以下のとおりです。

調 査 名	こころの健康づくりのためのアンケート調査 ～自殺対策に関係する皆様へ～	
調査対象	行政機関・教育機関等	市役所内各部署、学校園、保育園、健康福祉事務所、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員*、フリースクール、学習塾、教育事務所等
	医療・福祉・労働機関等	保健センター、病院、NPO団体、介護保険事業所、障がい者自立支援事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター*、薬剤師会、労働関係機関等
	企業	加古川市内に所在する企業、市役所（人事課）
調査期間	平成30年7月12日（木）～7月27日（金）	
調査方法	市役所内連絡便・手渡し・郵送による配布・回収	

調査対象	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
行政機関・教育機関等	500 件	410 件	410 件	82.0%
医療・福祉・労働機関等	300 件	150 件	150 件	50.0%
企業	200 件	91 件	91 件	45.5%

(3) パブリックコメント*の実施

本計画の素案に対して、広く市民から意見を募るため、パブリックコメントを実施し、計画に反映しました。実施概要は以下のとおりです。

実施時期	平成 30 年 11 月 21 日（水）～12 月 20 日（木）	
閲覧場所	市ホームページ及び市内 29 箇所（市役所案内、健康課、各市民センター・各公民館、東加古川市民総合サービスプラザ、ウェルネスパーク、青少年女性センター、加古川総合福祉会館、人権文化センター、中央図書館、加古川図書館、海洋文化センター図書室、加古川中央市民病院、ウェルネージかこがわ、勤労会館）	
資料内容	「“生きる”を支えるまち かこがわ ―加古川市自殺対策計画―（案）」	
応募者数	7 名	
意見件数	89 件 《内訳》 ・ 取組に関すること 28 件 ・ 文章表現・構成に関すること 16 件 ・ データ分析に関すること 13 件 ・ アンケート調査に関すること 10 件 ・ 推進体制に関すること 7 件 ・ 評価に関すること 3 件 ・ 概要に関すること 1 件 ・ その他 11 件	

第2章 加古川市における現状

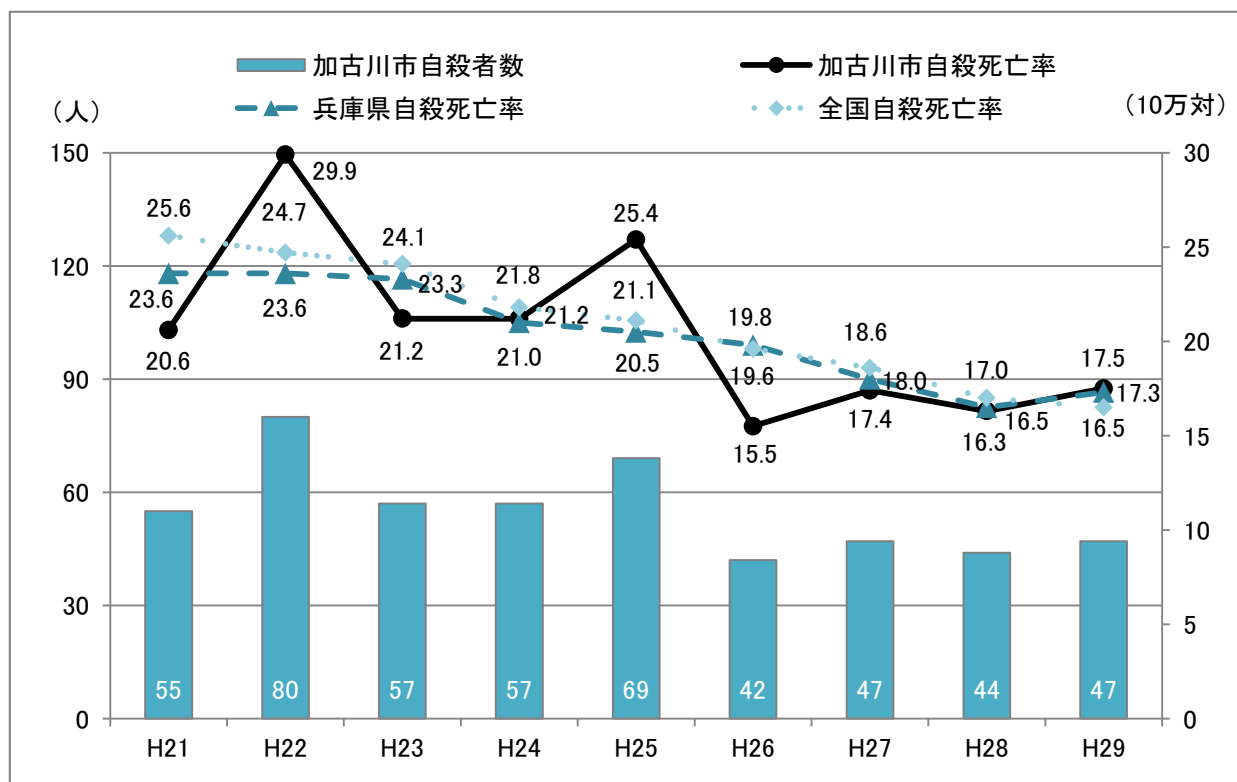
1 自殺者の現状

(1) 自殺者数の推移

本市の自殺者数は平成21年から平成25年までは55～80人と高い水準で推移していましたが、平成26年以降はやや減少し40人台で推移しています。平成21年から平成29年までの自殺者数の累計は498人となっています。

また、自殺死亡率についても、平成21年から平成25年にかけて20.0以上で推移し、平成26年に大きく減少した後、横ばいで推移しています。自殺死亡率は、平成29年には全国、兵庫県より高くなっています。

【年間自殺者数及び自殺死亡率の推移】



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

※自殺者が自殺した日に基づく集計です。自殺死亡率の算出には、総務省統計局の住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（平成24～28年は3月31日時点、平成29年は1月1日時点）の総人口を用いています。

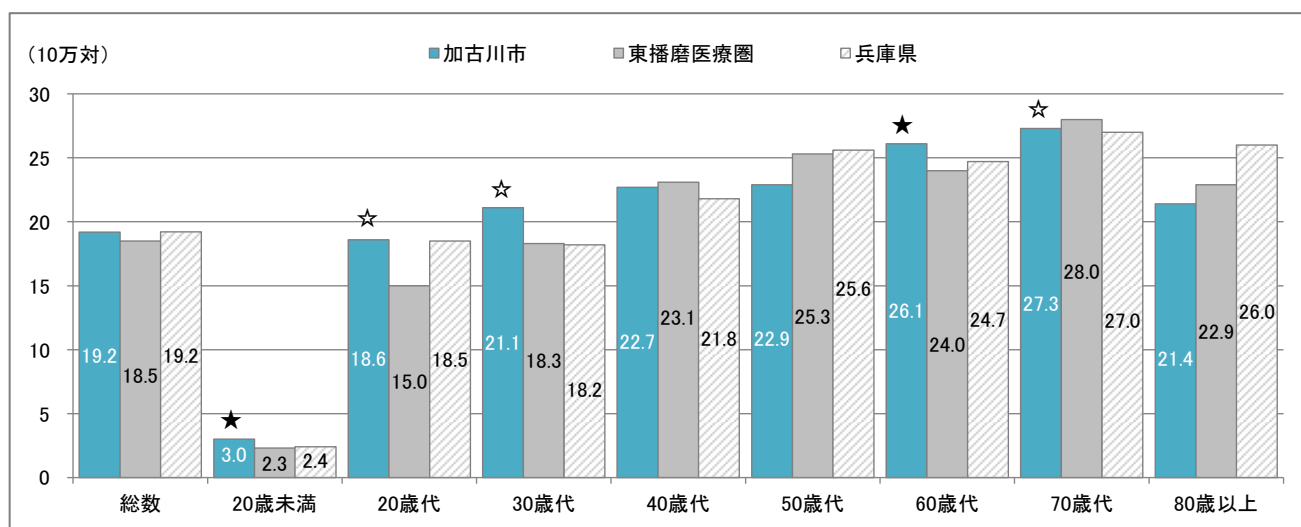
（２）自殺死亡率の比較

平成 24 年から平成 28 年※の合計自殺者数から算出した自殺率をみると、年齢別では 20 歳未満、20 歳代、30 歳代、60 歳代で、性別では女性で、就労状況別では勤務・経営で、東播磨医療圏*、兵庫県より高くなっています。

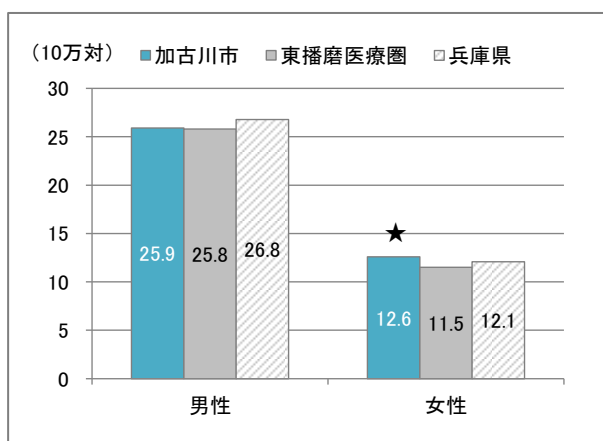
また、年齢別では 20 歳未満、60 歳代、性別では女性の自殺率が、全国市区町村中の上位 20～40％に位置しています（図中★マーク）。また、20 歳代、30 歳代、70 歳代についても、上位 40％に近い項目となっています（図中☆マーク）。

※地域自殺実態プロファイル*のデータが平成 28 年までのデータであるため、この期間のデータを分析しています。

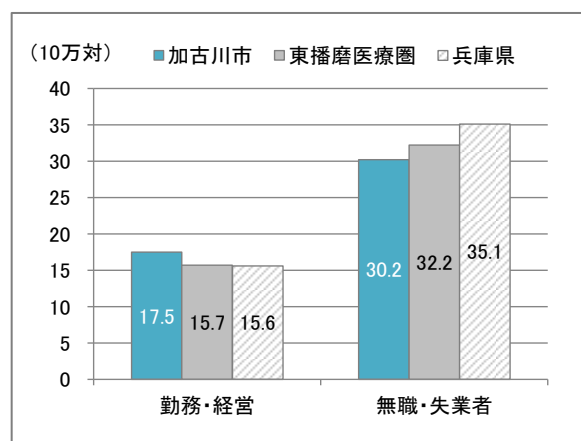
【年齢別自殺死亡率の比較】



【性別自殺死亡率の比較】



【就労状況別自殺死亡率の比較】



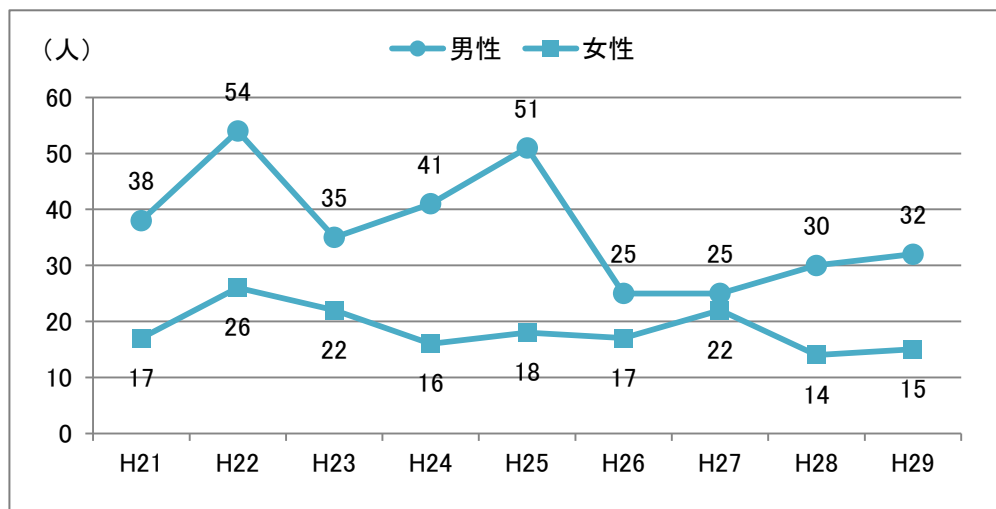
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」（平成 24～28 年合計）

(3) 性年齢別内訳

①性別の推移

本市の自殺者数のうち男性の占める割合が高くなっています。男性は平成26年に大きく減少した後、緩やかな増加傾向にあり、女性は概ね横ばいで推移しています。

【性別の自殺者数の推移（加古川市）】

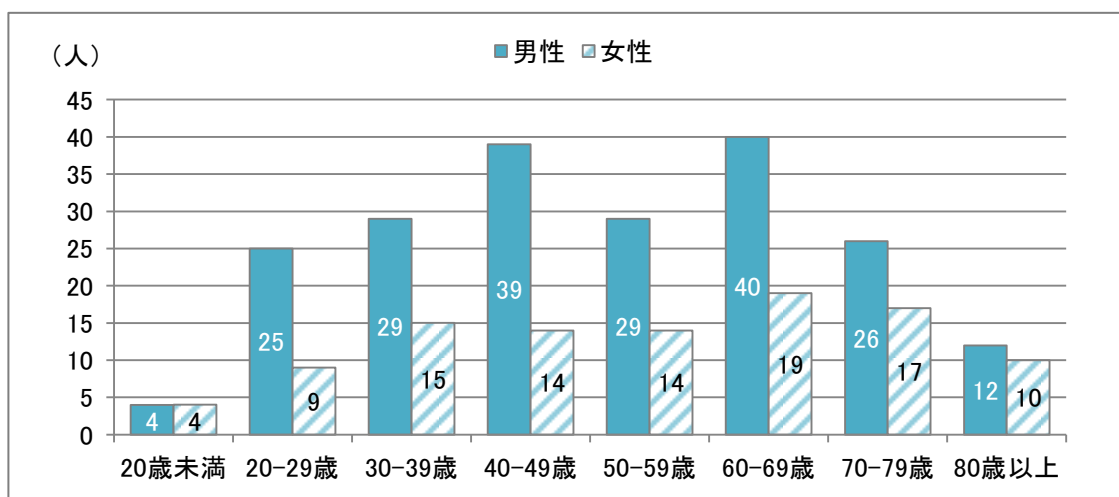


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

②性年齢別の傾向

平成24年から平成29年までの合計自殺者数による性年齢別の内訳をみると、男性では40～49歳、60～69歳、女性では60～69歳、70～79歳が多くなっています。

【自殺者数の性年齢別内訳（加古川市）】



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成24～29年合計）

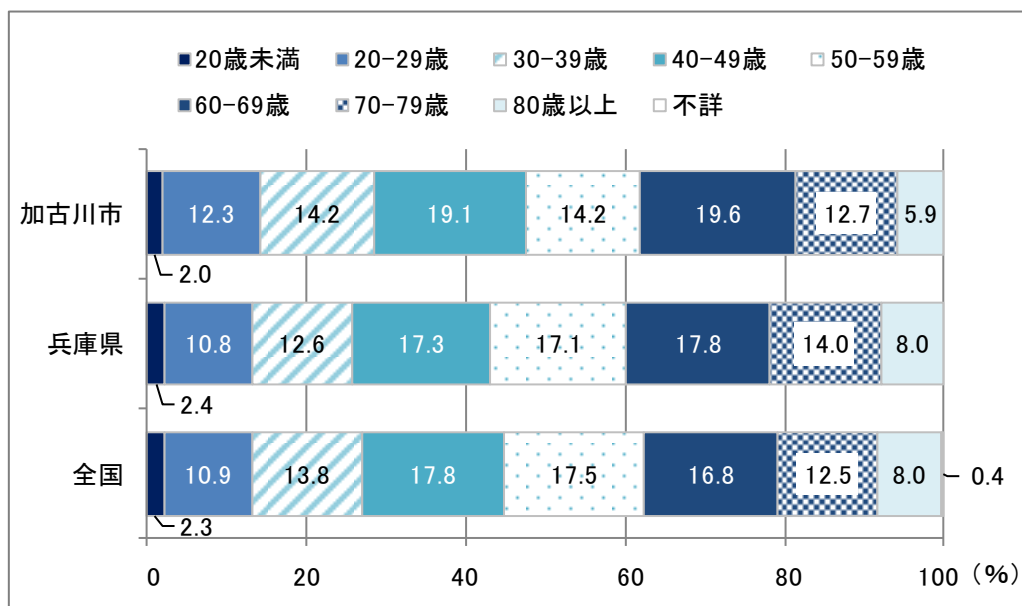
③性年齢別内訳の比較

平成24年から平成29年までの合計自殺者数における年齢別の内訳をみると、男性では20～29歳、30～39歳、40～49歳、60～69歳、女性では20歳未満、30～39歳の占める割合が全国、兵庫県と比べて高くなっています。

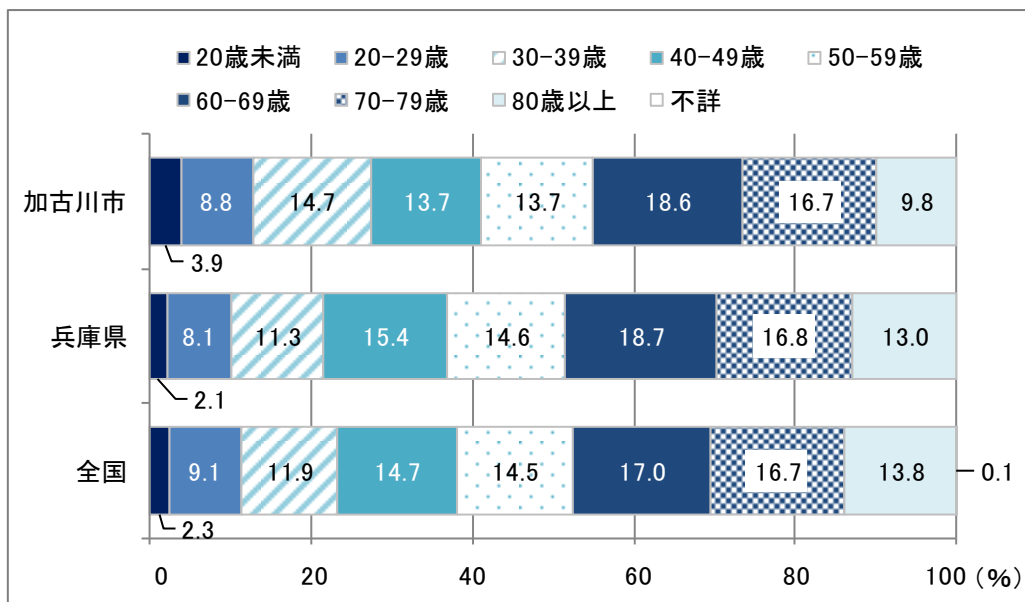
また、男女ともに、若年層*（40歳未満）の割合が全国、兵庫県と比べて高くなっています。

【自殺者の性年齢別内訳の比較】

<男性>



<女性>



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成24～29年合計）

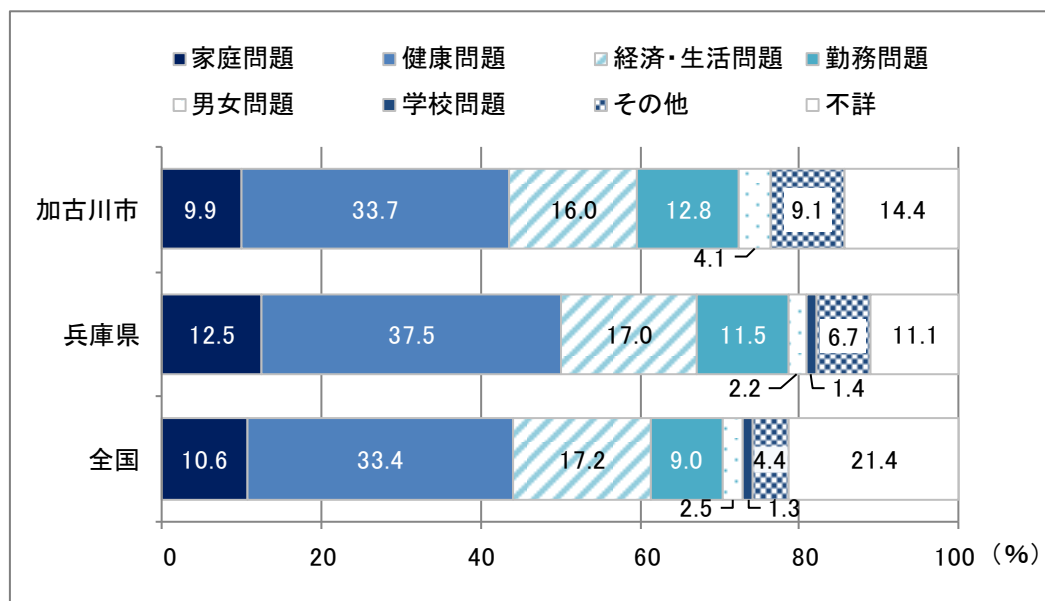
(4) 原因・動機別内訳

平成 24 年から平成 29 年までの合計自殺者数における原因・動機別の内訳をみると、男性では全国、兵庫県と同様に健康問題、経済・生活問題の割合が高く、女性では、健康問題、家庭問題の割合が高くなっています。また、全国、兵庫県と比較すると、男性では勤務問題、男女問題、女性では家庭問題、勤務問題、学校問題の占める割合が高くなっています。

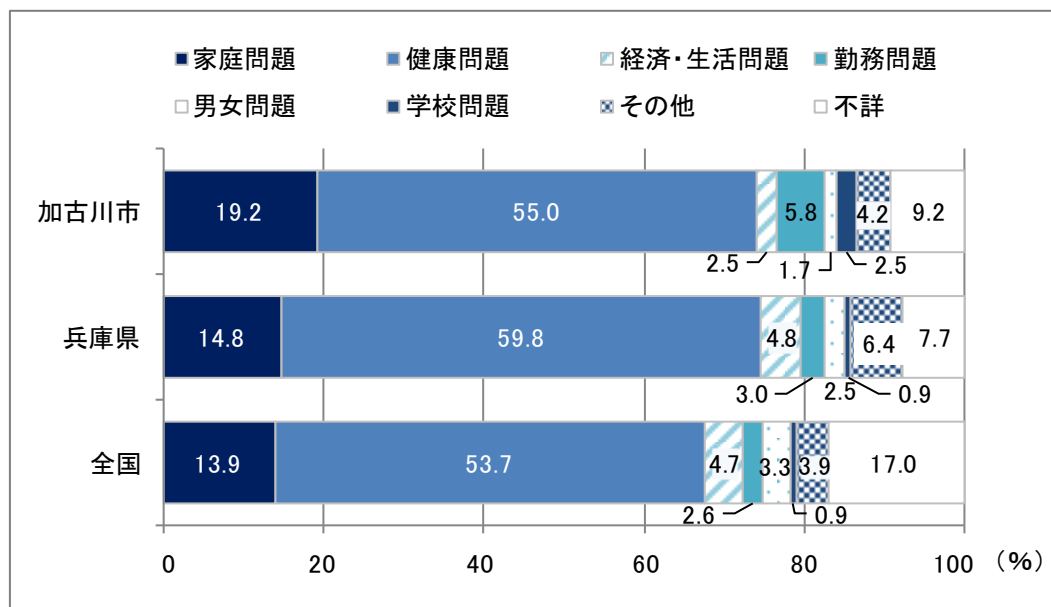
※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

【自殺者の原因・動機別内訳の比較】

<男性>



<女性>



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 24～29 年合計）

※自殺者一人につき 3 つまで計上したものです。

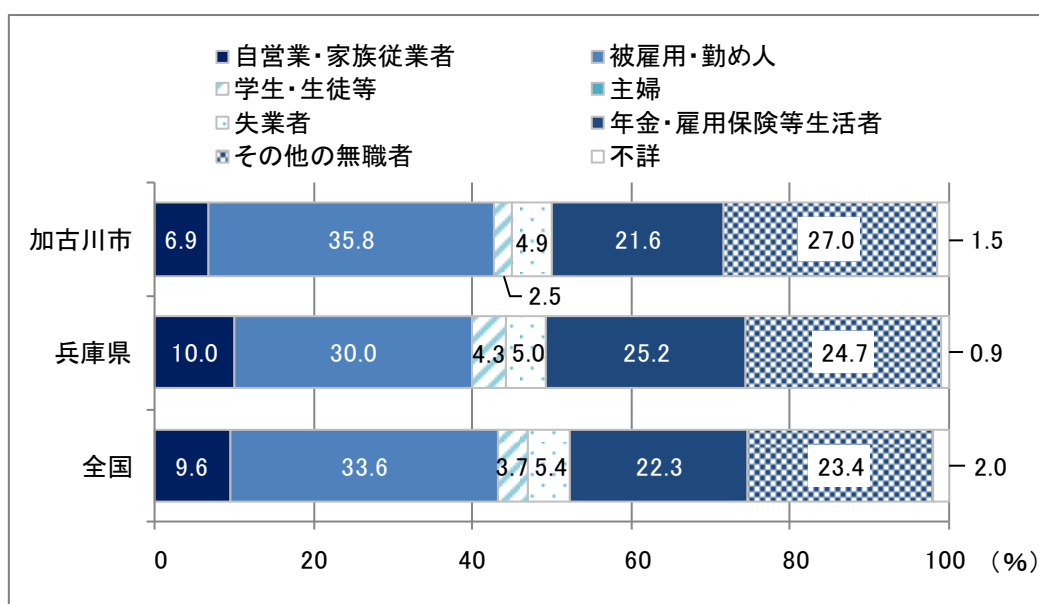
(5) 職業別内訳

①職業別内訳の比較

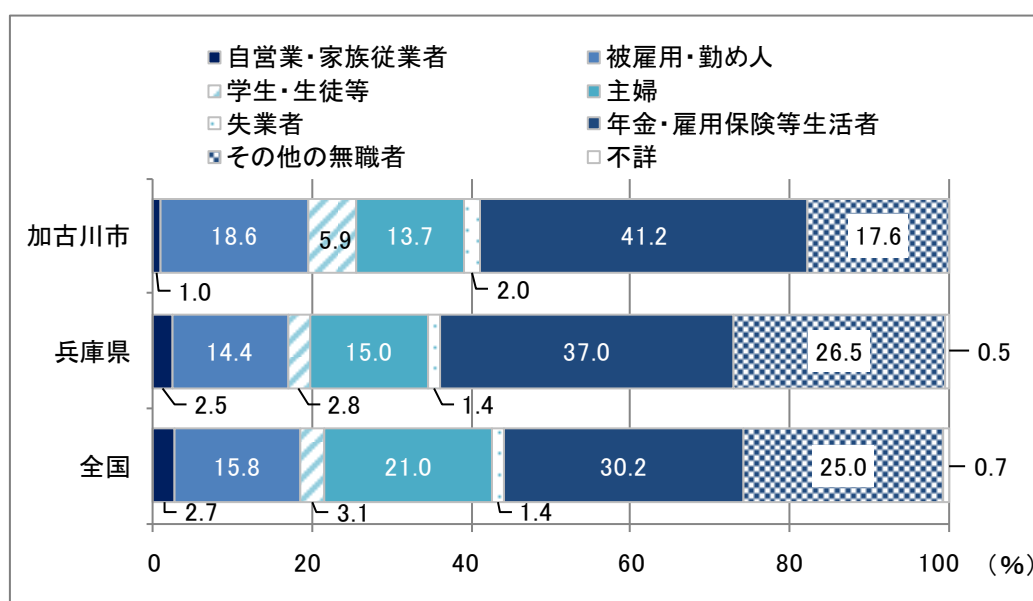
平成 24 年から平成 29 年までの合計自殺者数における職業別の内訳をみると、全国、兵庫県と同様に男性では、被雇用・勤め人の割合が高く、女性では、年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています。また、全国、兵庫県と比較すると男女ともに被雇用・勤め人の割合が高く、そのほか男性ではその他の無職者、女性では学生・生徒等、年金・雇用保険等生活者の割合が高くなっています。

【自殺者の職業別内訳の比較】

<男性>



<女性>

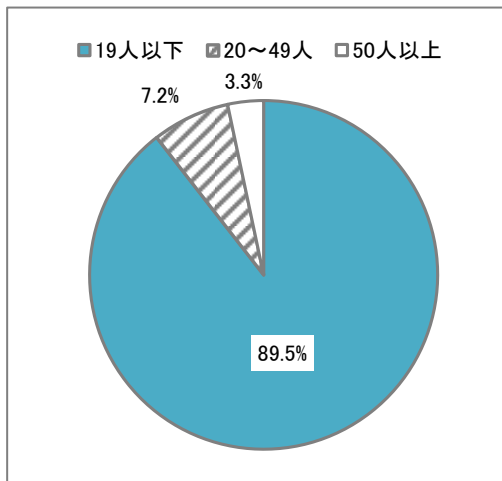


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 24～29 年合計）

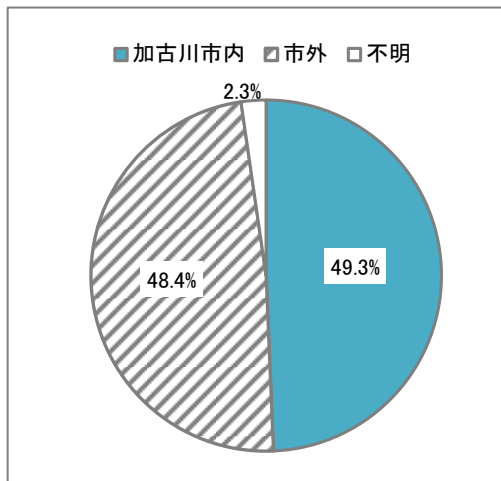
②市内に所在する事業所の内訳・常住者の勤務地

本市においては、市内に所在する事業所の約 9 割が従業員 19 人以下の小規模事業所となっています。また、市内に常住する人の約半数が市内で勤めています。

【市内に所在する事業所規模の内訳】



【市内常住者の従業地】



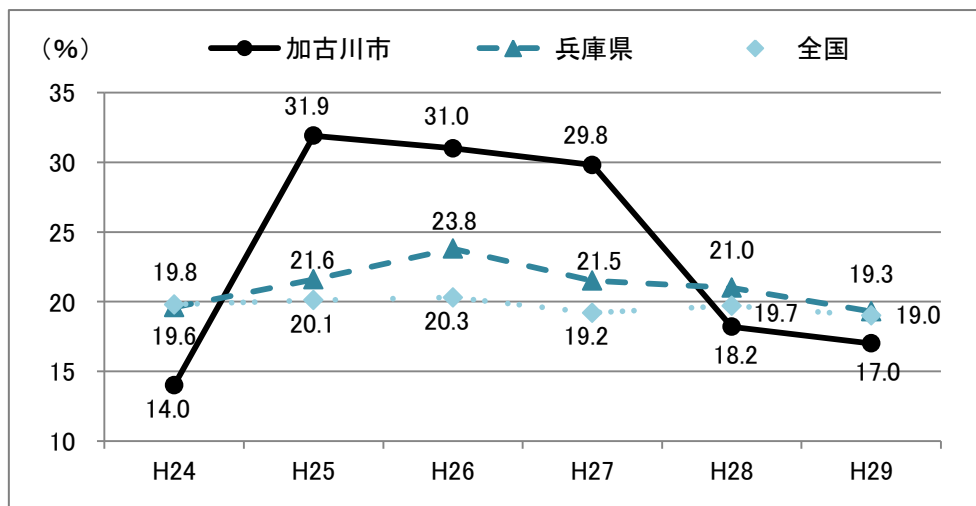
資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」（平成 26 年経済センサス基礎調査（左図）平成 27 年国勢調査（右図））

（６）自殺未遂*歴の有無

①自殺未遂歴の推移

自殺者のうち自殺未遂歴があった者の割合は、平成 25 年から平成 27 年にかけて全国、兵庫県より大幅に高い水準で推移していましたが、平成 28 年、平成 29 年は全国、兵庫県と比べて低くなっています。

【自殺者数のうち自殺未遂歴があった者の割合の推移】



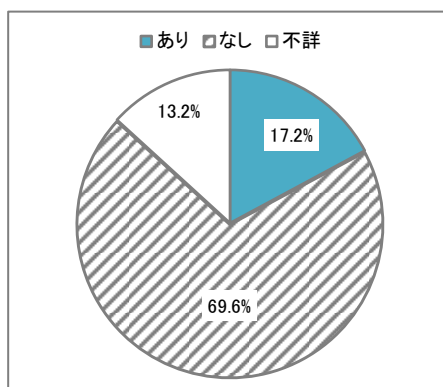
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

②自殺未遂歴の有無

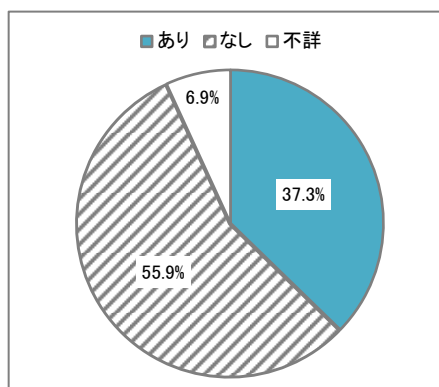
平成 24 年から平成 29 年までの合計自殺者数における自殺未遂歴の有無をみると、女性では自殺未遂歴のあった人の割合が約 4 割で、男性の約 2 割と比較すると割合では倍になっています。

【自殺未遂歴の有無（加古川市）】

<男性>



<女性>

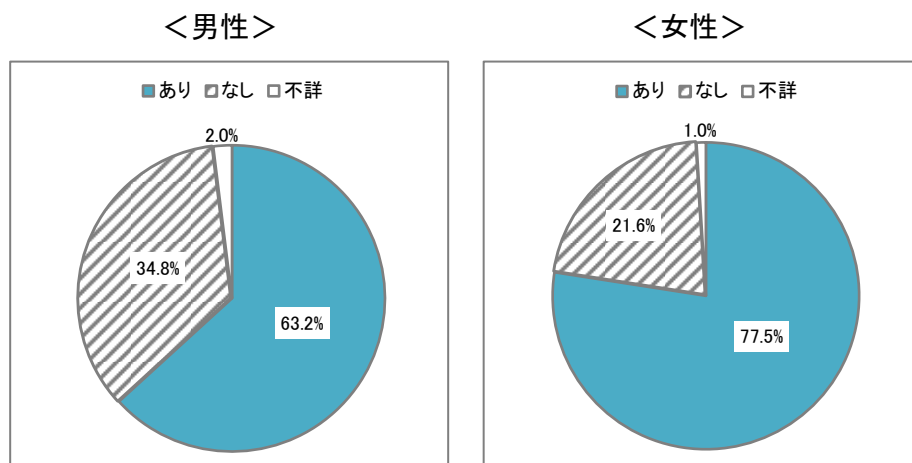


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 24～29 年合計）

（７）同居人の有無

平成 24 年から平成 29 年までの合計自殺者数における同居人の有無をみると、男性では 6 割以上、女性では約 8 割の人に同居人がいたことがわかります。

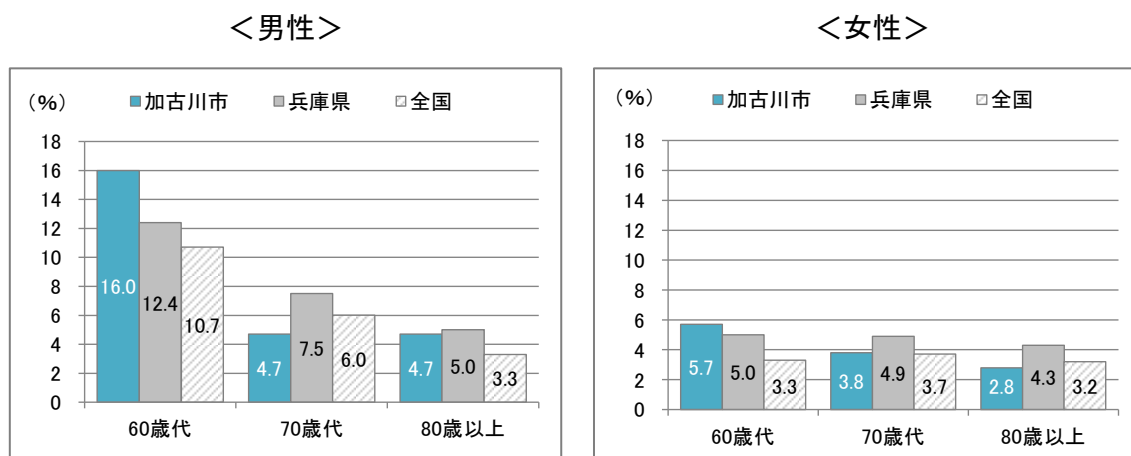
【同居人の有無（加古川市）】



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料（平成 24～29 年合計）

60 歳以上の自殺者について同居人の有無をみると、男女ともに同居人のいない自殺者の割合が全国と比較して高くなっています。特に 60 歳以上の自殺者のうち、同居人のいない 60 歳代男性が 16.0%を占めており、全国、兵庫県と比較して高くなっています。

【60 歳以上の自殺者のうち同居人のいない者の割合の比較】



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」（平成 24～28 年合計）

（８）国から提供された加古川市の自殺の特徴

国から「地域の主な自殺の特徴」として示された本市の自殺の実態は、以下のとおりです。性別、年代、就労の有無、同居人の有無から、自殺者数が多い５つの区分が示されました。

【主な自殺の特徴（加古川市）】

上位５区分	自殺者数	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
男性・60 歳以上・ 無職・同居	36	13.9%	33.2	・失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
男性・60 歳以上・ 無職・独居	24	9.3%	169.2	・失業（退職）→死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
男性・40～59 歳・ 有職・同居	24	9.3%	17.1	・配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
女性・60 歳以上・ 無職・同居	23	8.9%	14.2	・身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
男性・20～39 歳・ 無職・同居	15	5.8%	71.2	・ひきこもり*＋家族間の不和→孤立→自殺 ・就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」（平成 24～28 年合計）

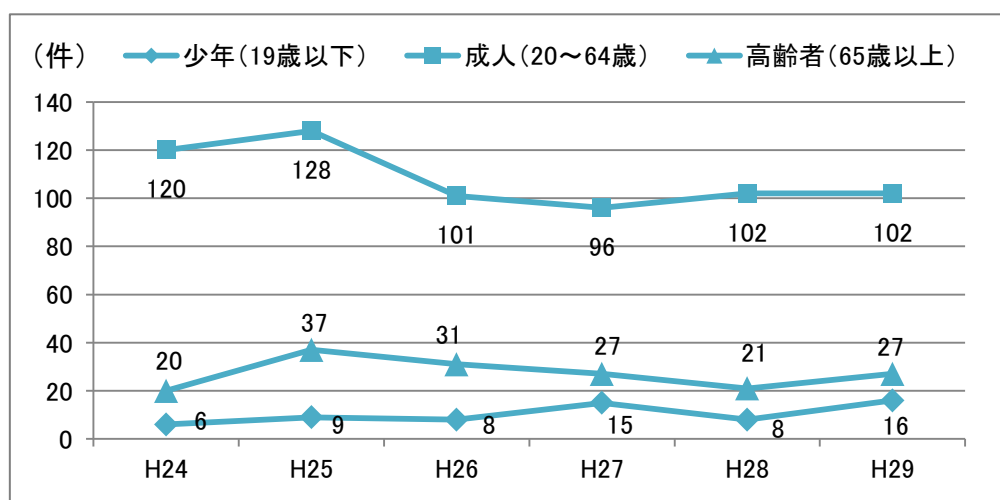
※自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計しています。

2 自損行為*に対する救急出動に関するデータ

加古川市消防本部管内で発生した自損行為に対して、救急車が出動した件数の推移を年齢層別にみると、少年（19歳以下）では平成27年度、平成29年度を除いて10件程度で推移しています。成人では平成25年度から平成27年度にかけて減少傾向にありましたが、平成28年度以降再び増加しています。高齢者では平成25年度から平成28年度にかけて減少しましたが、平成29年度に再び増加しています。

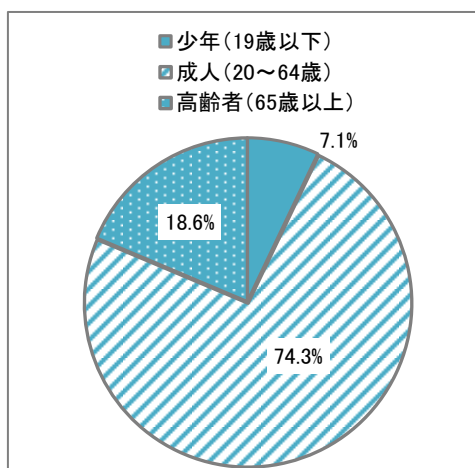
また、平成24年度から平成29年度の合計件数でみると、成人が7割以上を占めています。

【自損行為に対する救急出動件数の年齢層別の推移】



資料：加古川市消防本部 救急出動統計

【自損行為に対する救急出動件数の年齢層別の傾向】



資料：加古川市消防本部 救急出動統計（平成24～29年度合計）

※現場で警察と自損行為であろうと判断したケースを計上しています。

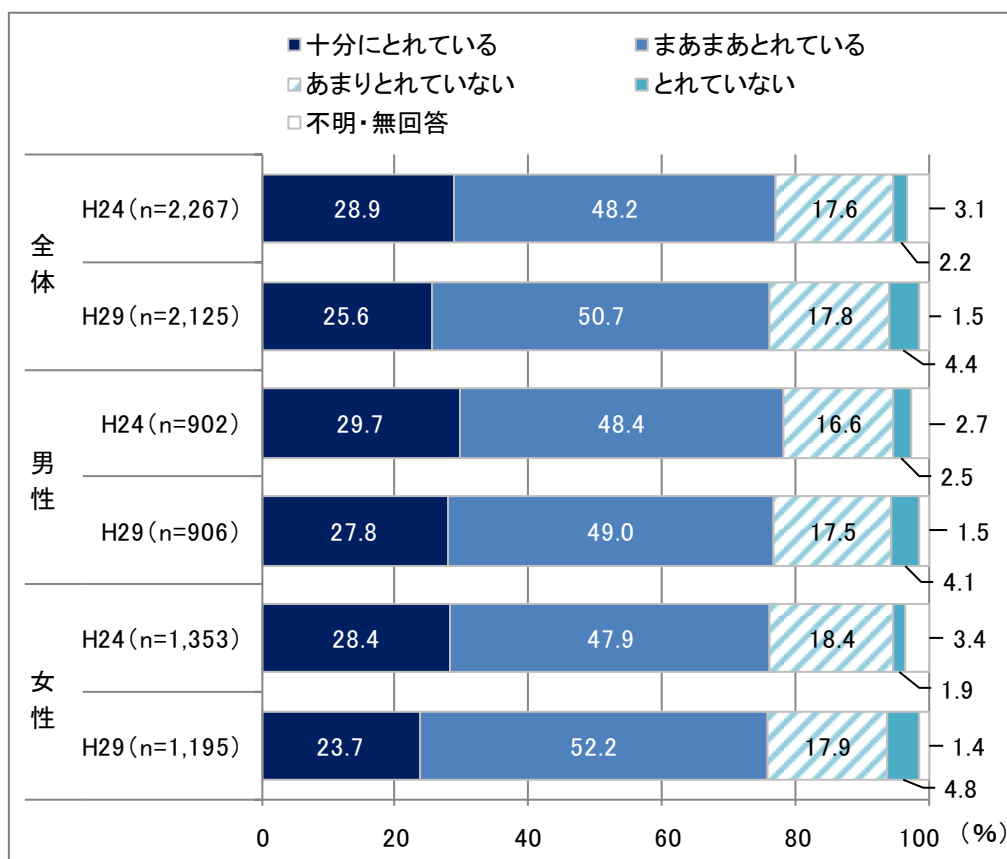
※管轄内（稲美町・播磨町も含む）の件数です。

3 市民のこころの健康に関する状況

(1) 睡眠による休養の状況

睡眠による休養について性別でみると、平成 29 年度における「十分にとれている」の割合は男女ともに平成 24 年度に比べて減少しています。一方で「とれていない」の割合は男女ともに平成 24 年度に比べて増加しています。

【睡眠による休養の状況（性別）】



資料：加古川市 食と健康についてのアンケート（平成 24 年度・平成 29 年度）

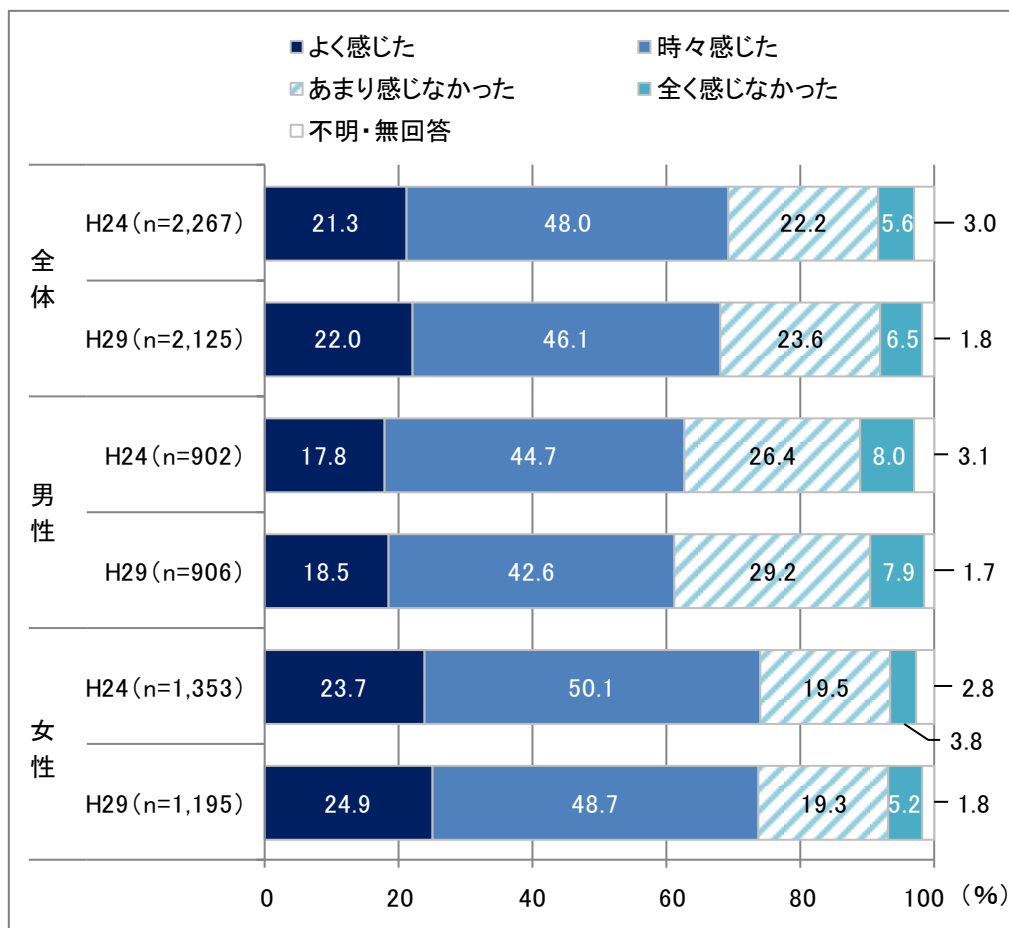
※「n」＝「number」の略で、比率算出の母数です。

（２）ストレスを感じた割合

①性別内訳の比較

最近１か月間にストレスを感じたかについて、平成 29 年度における「よく感じた」の割合は男女ともに平成 24 年度に比べて高くなっています。男女で比較すると女性の方がストレスを感じた割合が高くなっています。

【ストレスを感じた割合（性別）】

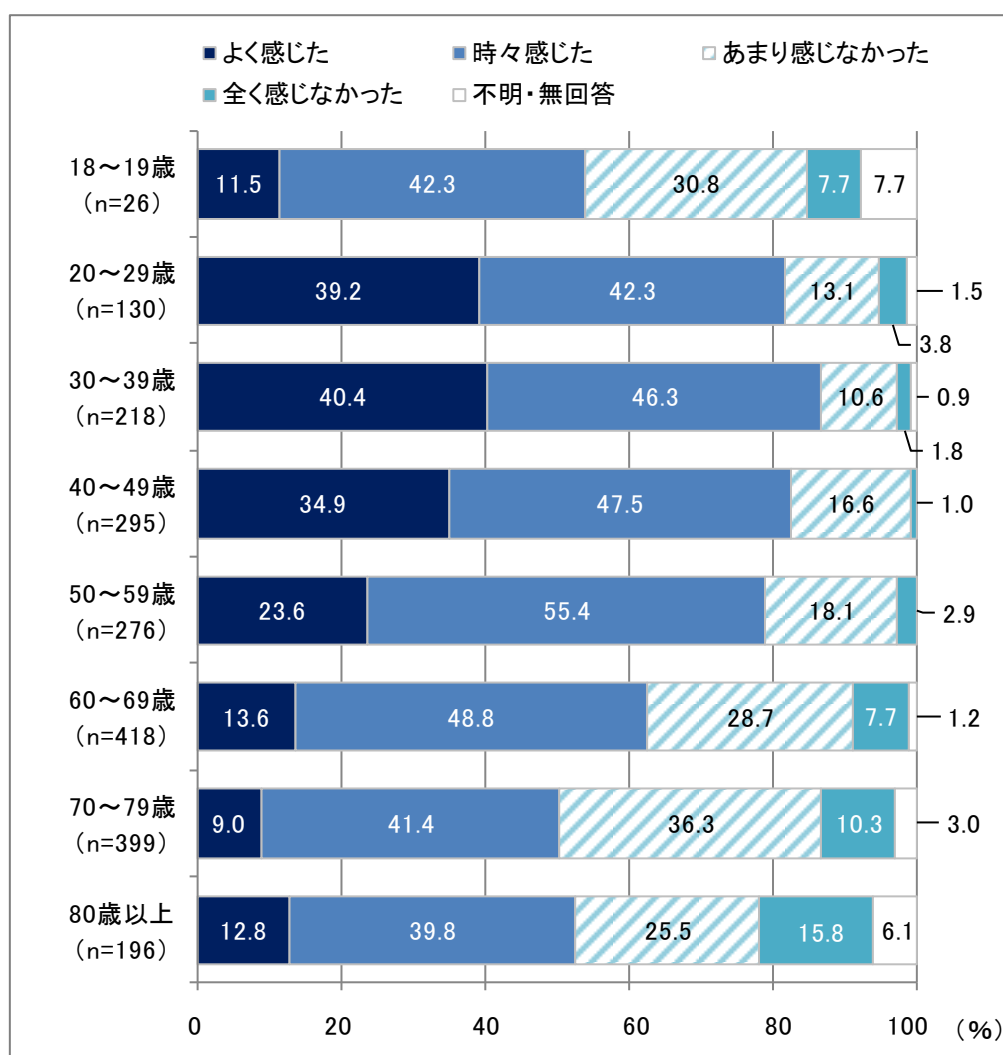


資料：加古川市 食と健康についてのアンケート（平成 24 年度・平成 29 年度）

②年齢別内訳の比較

平成 29 年度の年齢別にみると、20～50 歳代でストレスを感じた割合が高くなっています。

【ストレスを感じた割合（年齢別）】

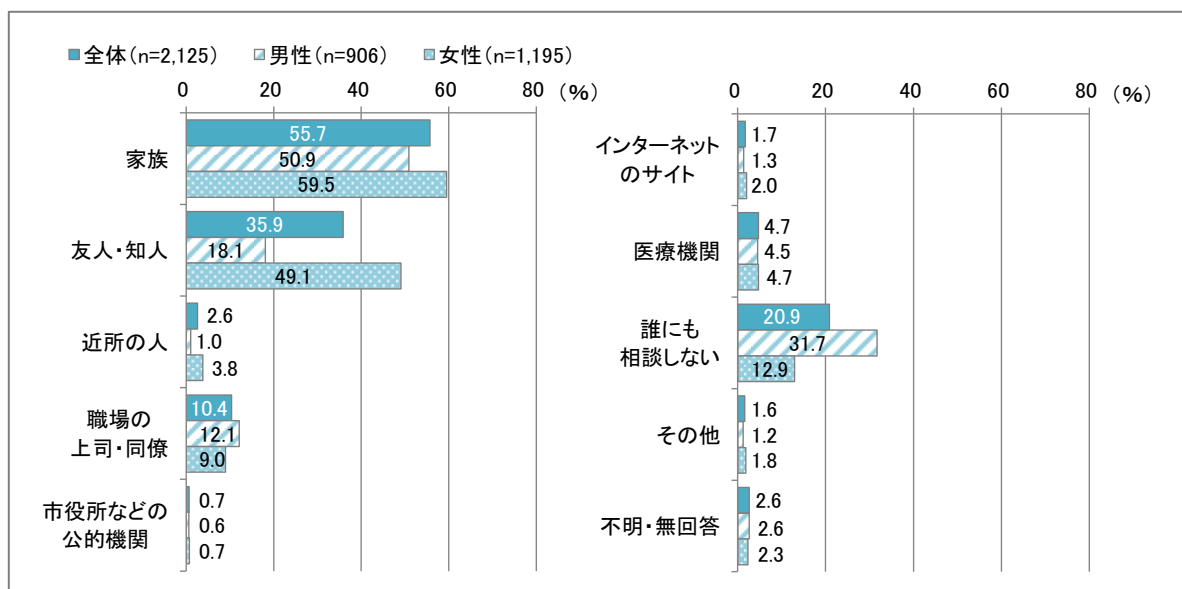


資料：加古川市 食と健康についてのアンケート（平成 29 年度）

（３）悩みやストレスなどで困った時の相談先

悩みやストレスなどで困ったときの相談先について、「誰にも相談しない」と回答した人が全体で20.9%おり、性別でみると男性で31.7%が「誰にも相談しない」と回答しています。相談先で多いのは男女ともに「家族」「友人・知人」となっています。年齢別にみると、18～19歳で3割、50～59歳、60～69歳、70～79歳で2割以上の方が「誰にも相談しない」と回答しています。

【悩みやストレスなどで困った時の相談先】



【悩みやストレスなどで困った時の相談先（年齢別）】

(%)

	家族	友人・知人	近所の人	職場の上司・同僚	市役所などの公的機関	インターネットのサイト	医療機関	誰にも相談しない	その他	不明・無回答
18～19歳 (n=26)	38.5	50.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	30.8	0.0	3.8
20～29歳 (n=130)	56.2	52.3	0.8	16.9	0.0	5.4	3.1	18.5	1.5	0.8
30～39歳 (n=218)	64.7	46.3	2.8	20.6	0.9	1.8	2.3	17.9	0.5	0.5
40～49歳 (n=295)	58.3	46.1	2.7	23.7	0.3	2.0	2.0	18.0	0.7	0.3
50～59歳 (n=276)	59.8	38.4	0.4	17.0	1.4	2.9	1.8	21.4	0.7	0.7
60～69歳 (n=418)	54.1	31.6	3.3	4.1	0.7	1.0	6.2	23.7	1.4	1.4
70～79歳 (n=399)	55.9	27.1	4.5	0.3	0.3	0.5	6.5	21.6	2.3	3.5
80歳以上 (n=196)	47.4	22.4	2.6	0.0	0.5	1.0	8.7	18.4	3.6	13.3

資料：加古川市 食と健康についてのアンケート（平成29年度）

※回答者一人につき複数回答しています。

※年齢不詳の者は年齢別の回答には含んでいません。

4 その他関連するデータ

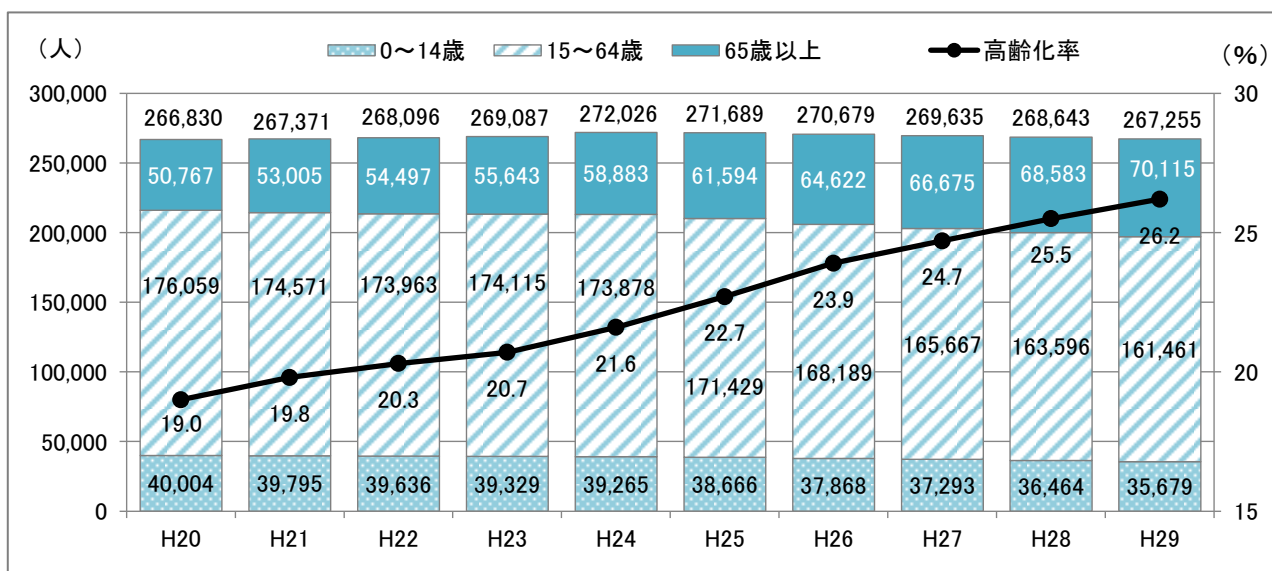
(1) 人口と高齢化率*の推移

本市の総人口は、平成 20 年から平成 24 年まで増加傾向にありましたが、平成 25 年以降は減少しており、平成 29 年には 267,255 人となっています。

年齢 3 区分別にみると、0～14 歳の年少人口は、年々減少しており、平成 29 年には 35,679 人となっています。15～64 歳の生産年齢人口は、平成 24 年以降減少しており、平成 29 年には 161,461 人となっています。

65 歳以上の高齢人口は、年々増加しており、平成 29 年には 7 万人を超え、70,115 人となっています。また、高齢化率は平成 28 年以降 25% を超えており、平成 29 年には 26.2% と、4 人に 1 人以上が高齢者となっています。

【人口と高齢化率の推移（加古川市）】

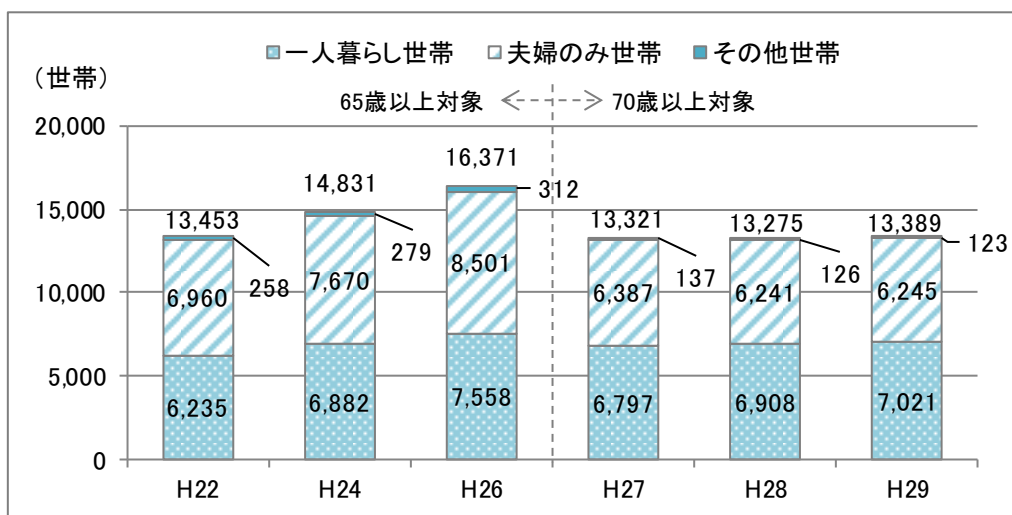


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

（２）高齢者世帯の推移

高齢者世帯数は、平成 29 年で 13,389 世帯となっており、核家族化の進行の結果、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、孤立しやすい高齢者や「老老介護*」が増加していくことが推測されます。

【高齢者世帯の推移（加古川市）】



資料：第 8 期加古川市高齢者福祉計画及び第 7 期加古川市介護保険事業計画（民生委員・児童

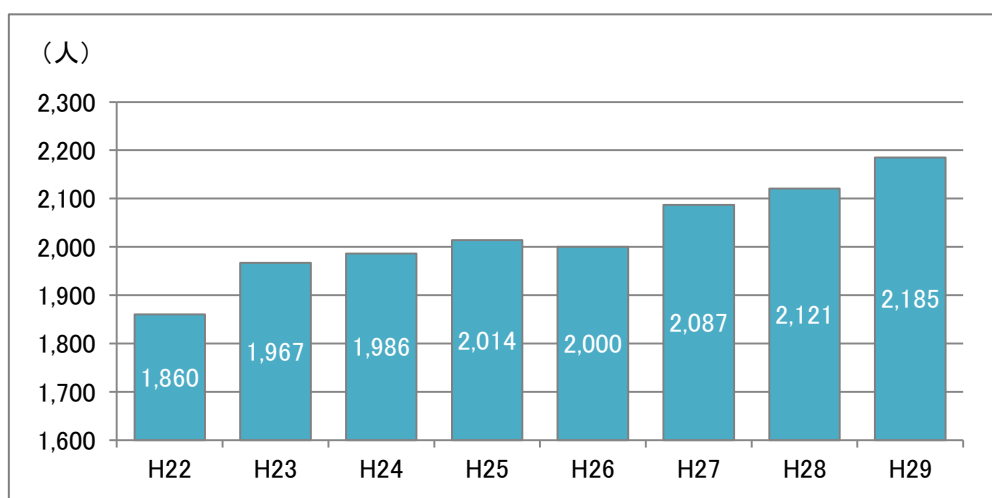
委員による「居宅ねたきり高齢者等の実態調査」各年 4 月 1 日現在）

※平成 26 年以前は 65 歳以上対象、平成 27 年以降は 70 歳以上を対象としています。

（３）生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成 22 年度から平成 29 年度まで増加傾向にあり、平成 29 年度では 2,185 人と、平成 22 年度から 325 人増加しています。

【生活保護受給者数の推移（加古川市）】



資料：加古川市生活福祉課（各年年度平均）

5 加古川市における自殺の特徴

自殺の実態の分析結果のうち、本市の特徴を以下の6点にまとめました。

- ①男女共に若年層（40歳未満）の自殺者の割合が全国・兵庫県と比較して高い。（約3割）
- ②男女共に60歳以上の自殺者が多い。
- ③原因・動機別では、男女ともに健康問題が最も多く、男性は次いで経済・生活問題、勤務問題となり、女性は家庭問題、勤務問題となっている。
- ④職業別では、男性は「被雇用人・勤め人」の割合が高い。（約3.5割）
- ⑤職業別では、男性は「その他の無職者」が全国・兵庫県と比較して高い。（約3割）
- ⑥女性の自殺者のうち、自殺未遂歴がある人は約4割と高い。（男性は約2割）

6 「こころの健康づくりのためのアンケート調査」結果

＜アンケート調査の概要＞

アンケート結果を分析し、特に重要である項目や本市の課題がみえる項目について掲載します。なおアンケート調査は、調査対象者を行政機関・教育機関等（以下、行政機関という。）、医療・福祉・労働機関等（以下、医療・福祉という。）、企業といった3種別に分けて調査しましたが、分析の中でアンケート結果の傾向が似ている項目については、合わせて掲載しています。（調査の実施概要は、P. 5 参照。）

※ここでの「対象者」とは、「こころの悩み（健康・家庭・経済・勤務・学校・男女問題等、生活上の悩み）やストレスを抱えている人」を表します。

【留意点】

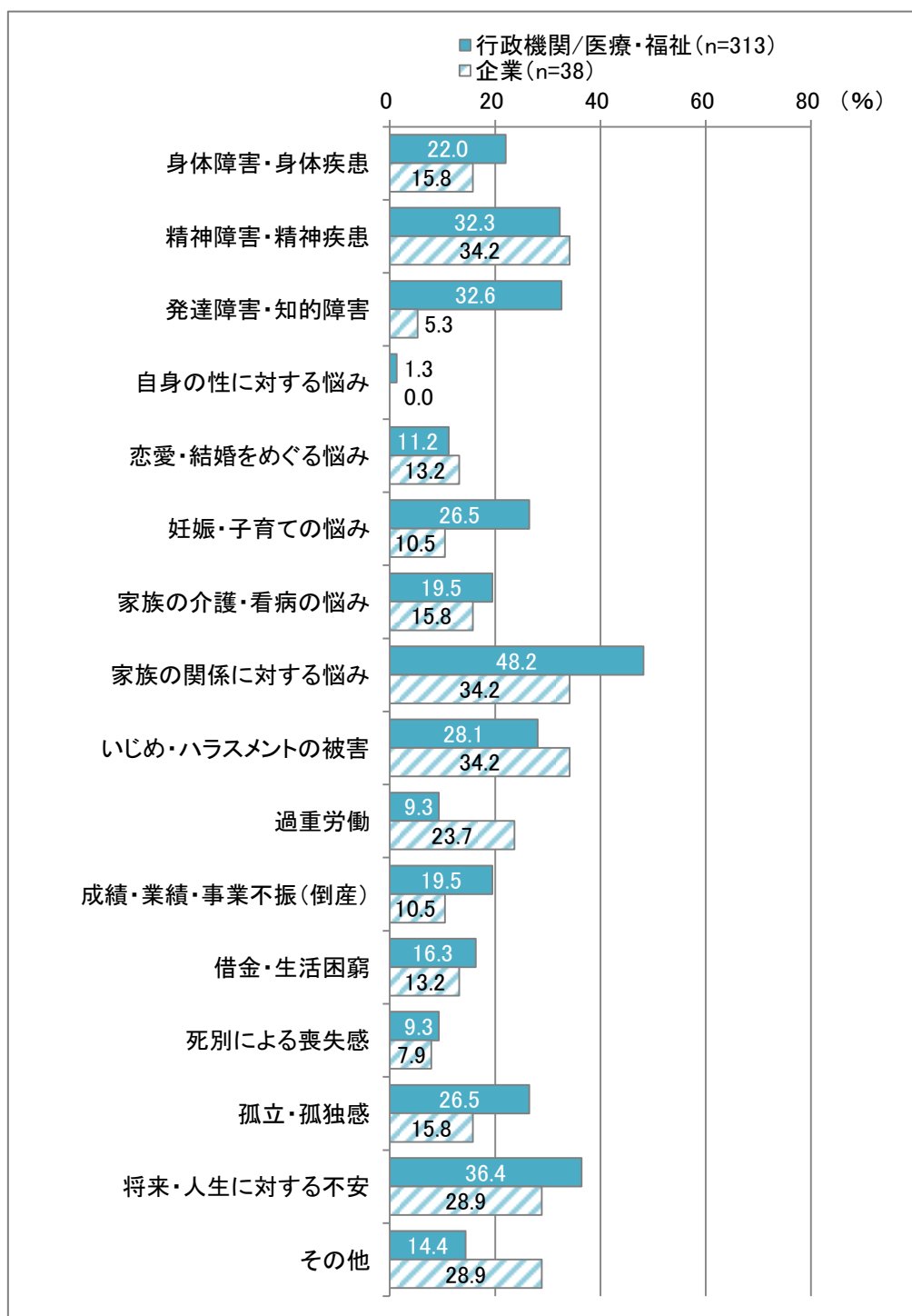
分析結果を見る際の留意点は以下の通りとなっています。

1. 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。
2. 複数回答の場合、構成比は回答数を回答者数（母数）で割っているため、内訳の合計は100%を超えることになります。
3. 「n」＝「number」の略で、比率算出の母数を表しています。

（１）対象者が抱えていた悩み

対象者が抱えていた悩みについて、行政機関/医療・福祉、企業ともに「家族の関係に対する悩み」「将来・人生に対する不安」「精神障害・精神疾患」が多くなっています。また、行政機関/医療・福祉では「発達障害・知的障害」、企業では「いじめ・ハラスメント*の被害」も多くなっています。

【対象者が抱えていた悩み】



資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

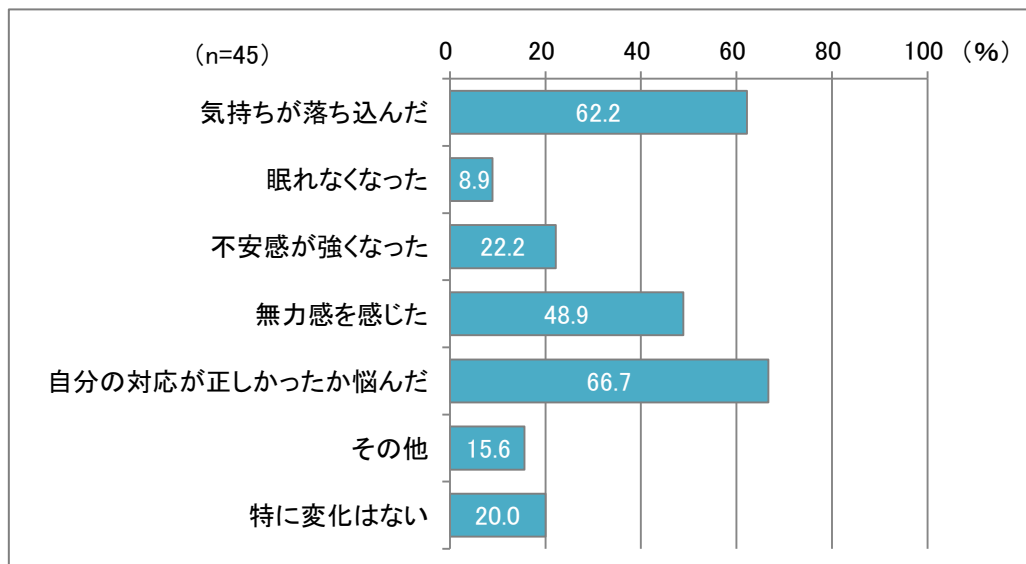
※回答者一人につき3つまで回答しています。

(2) 対象者が自殺や自殺未遂に至ったケース

①対象者が自殺や自殺未遂に至ったことを知った後の支援者のこころの状態

「自分の対応が正しかったか悩んだ」「気持ちが落ち込んだ」が多くなっています。

【対象者が自殺や自殺未遂に至ったことを知った後のこころの状態（全体）】



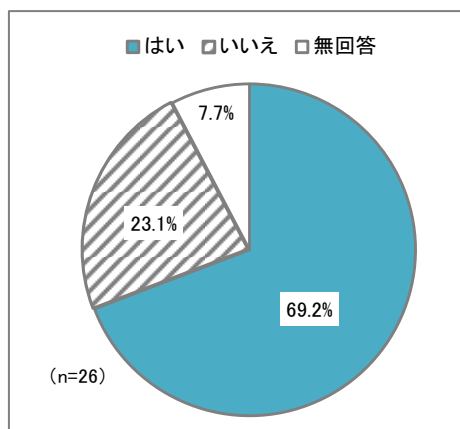
資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

※回答者一人につき複数回答しています。「特に変化はない」とそれ以外の選択肢を回答した場合もそのまま集計しています。

②こころの状態の解決

対象者が自殺や自殺未遂に至ったことを知りこころの状態に変化があった支援者のうち、その後こころの状態を解決できた人は医療・福祉、企業では回答者 13 人中 13 人と解決できていない人はいませんでした。行政機関では 26 人のうち解決できた人は 18 人で、無回答が 2 人、解決できていない人が 6 人 (23.1%) いました。

【その後こころの状態が解決したか（行政機関）】



資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

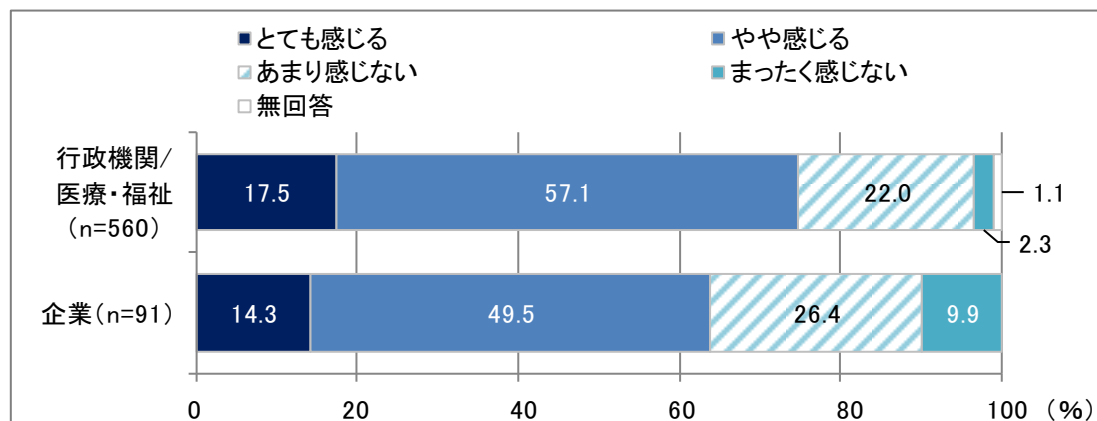
※①で「特に変化はない」のみを回答した人数は母数 (n) に含まれません。

(3) 相談の困難感

①相談を受けることを困難に感じるか

相談を受けることを困難に感じるかについて、「とても感じる」「やや感じる」をあわせた“感じる”が行政機関/医療・福祉では約7割、企業では約6割となっています。

【相談を受けることを困難に感じるか】

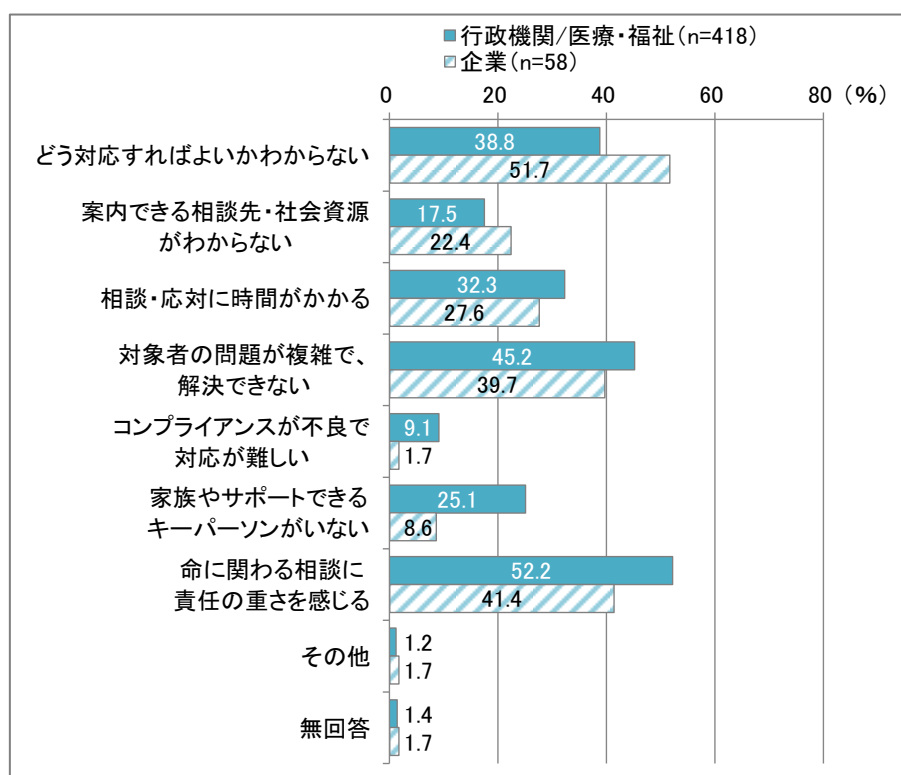


資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

②相談を受けることを困難に感じる理由

相談を受けることを困難に感じる理由について、行政機関/医療・福祉では「命に関わる相談に責任の重さを感じる」、企業では「どう対応すればよいかわからない」が最も多くなっています。

【相談を受けることを困難に感じる理由】



資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

※回答者一人につき複数回答しています。

（４）関係機関との連携

①連携する機会の有無

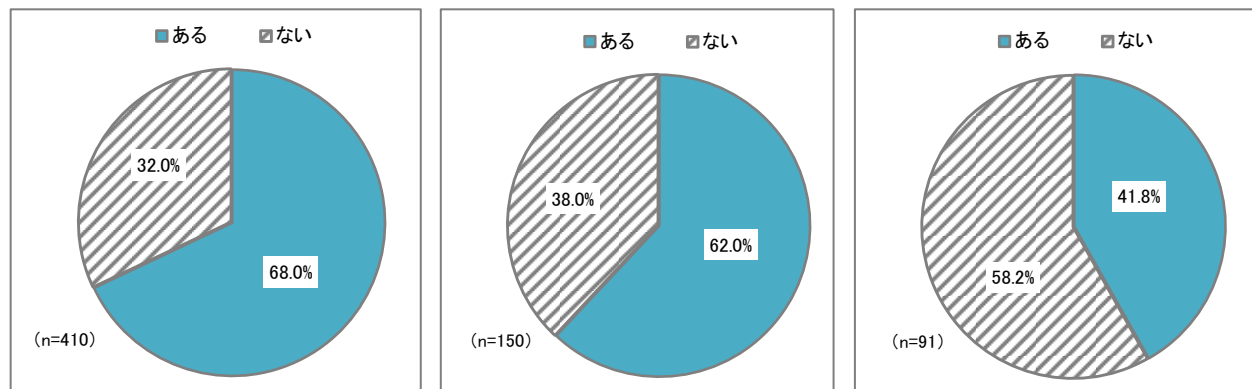
関係機関と連携する機会について、行政機関、医療・福祉では６割以上が「ある」となっていますが、企業では約４割となっています。

【連携する機会の有無】

＜行政機関＞

＜医療・福祉＞

＜企業＞

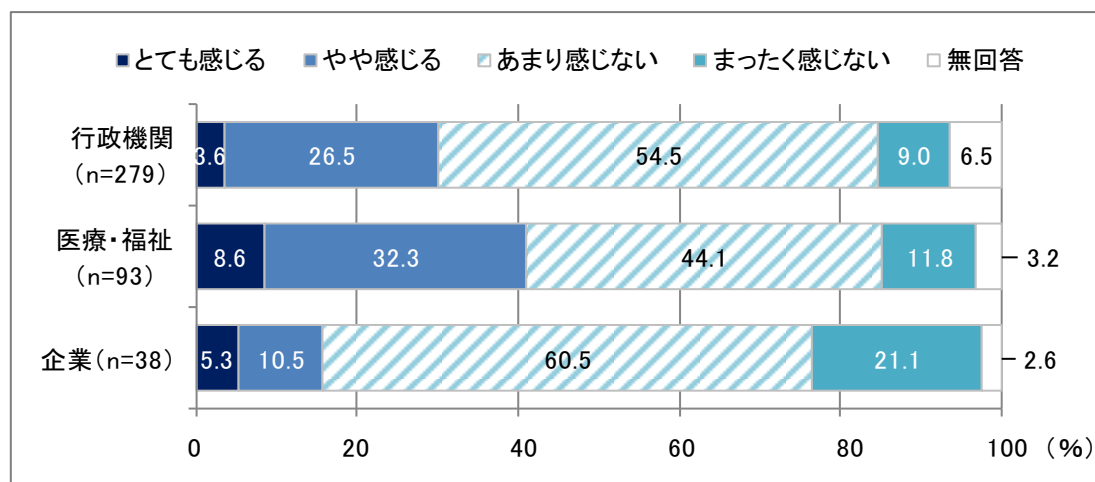


資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

②連携の困難感

関係機関との連携を困難に感じるかについて、行政機関、医療・福祉では「とても感じる」「やや感じる」をあわせた“感じる”が約３～４割となっています。

【連携を困難に感じるか】



資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

③連携していない理由

関係機関と連携していない理由について、行政機関/医療・福祉、企業ともに「連携をとるほど複雑なケースがないから」が最も多くなっています。そのほかの項目についても、どちらにおいても「どの関係機関と連携すればよいかわからないから」「連携が必要かどうかわからないから」といった連携の困難感がみられます。また、行政機関/医療・福祉では「多忙で連携をとる余裕がないから」「自分の役割ではないから」、企業では「本人や家族の同意が得られないから」があがっています。

【連携していない理由/上位5つ】

	行政機関/医療・福祉 (n=188)	(%)	企業 (n=53)	(%)
1	連携をとるほど複雑なケースがないから	47.9	連携をとるほど複雑なケースがないから	49.1
2	相談を受けたことがないから	46.8	相談を受けたことがないから	37.7
3	どの関係機関と連携すればよいかわからないから	17.6	どの関係機関と連携すればよいかわからないから	34.0
4	連携が必要かどうかわからないから	15.4	連携が必要かどうかわからないから	28.3
5	多忙で連携をとる余裕がないから 自分の役割ではないから	6.9	本人や家族の同意が得られないから	5.7

資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

※回答者一人につき複数回答しています。

(5) 自殺対策における課題

自殺対策において課題と感ずることについて、行政機関/医療・福祉、企業ともに「精神疾患に関する知識の普及・啓発」が最も多く、「対象者の理解や対応方法についての普及・啓発」「関係機関との連携した支援体制づくり」「こころの健康づくりに関わる人材の量・質」も多くなっています。また、行政機関/医療・福祉では「自殺者の家族への支援」、企業では「相談先や社会資源の周知及び活用」も多くなっています。

【自殺対策において課題と感ずること/上位5つ】

	行政機関/医療・福祉 (n=560)	(%)	企業 (n=91)	(%)
1	精神疾患（うつ、統合失調症、依存症等）に関する知識の普及・啓発	62.7	精神疾患（うつ、統合失調症、依存症等）に関する知識の普及・啓発	57.1
2	対象者の理解や対応方法についての普及・啓発	53.4	対象者の理解や対応方法についての普及・啓発	40.7
3	関係機関との連携した支援体制づくり	44.5	関係機関との連携した支援体制づくり	27.5
4	こころの健康づくりに関わる人材の量・質	38.4	こころの健康づくりに関わる人材の量・質	27.5
5	自殺者の家族への支援	35.4	相談先や社会資源の周知及び活用	25.3

資料：加古川市 こころの健康づくりのためのアンケート調査

※回答者一人につき複数回答しています。

(6) 「こころの健康づくりのためのアンケート調査」からわかる課題

○相談窓口の周知

・対象者の抱えていた悩みに「家族の関係に対する悩み」「将来・人生に対する不安」「精神障害・精神疾患」が多くありましたが、その他妊娠・子育てやいじめ、労働、借金、孤立等抱えている悩みは多様です。様々な悩みに対応できるよう市民への相談窓口の周知が必要です。

○支援者に対する支援

・自殺や自殺未遂に至った対象者がいる支援者のうち、その後悩んだり、気分が落ち込んだりしたという回答が全体で約7割程度と多くなっています。そのため、対象者への支援だけでなく、相談対応にあたる支援者のこころのケア等の支援についても充実していく必要があります。

○連携体制（ネットワーク）の強化

・こころの悩みやストレスについての相談を受けることを困難に感じる支援者は約6～7割おり、相談を受けることを困難に感じる理由として、「命に関わる相談に責任の重さを感じる」「問題が複雑で解決できない」「どう対応すればよいかわからない」という回答が多くありました。支援者が、相談への対応のスキルを獲得することや、対象者の悩みに対応できる相談窓口との連携を図ることで、複雑な問題を抱えた対象者によりよい支援を提供できると考えます。

・関係機関との連携を困難に感じる支援者が約3～4割いました。また、関係機関と連携していない理由に「どの関係機関と連携すればよいかわからない」といった連携の困難感がみられています。支援者が、多機関の相談窓口を把握することや、関係機関の間での連携体制を強化する必要があります。

○市民や支援者の気づく力の強化

・相談を受けることを困難に感じる理由として、「家族やサポートできるキーパーソン*がいない」という理由もあり、身近な人のサポート体制が重要であるといえます。「食と健康についてのアンケート」結果からも、困ったときに相談するのは家族や友人・知人といった身近な人ということがわかっており、周囲の人の気づく力を強化していくことが大切です。

○人材育成

・自殺対策において課題と感ずることとして「精神疾患に関する知識の普及・啓発」「対象者の理解や対応方法についての普及・啓発」の割合が高くなっています。また、「関係機関と連携した支援体制づくり」の割合も高く、行政機関、学校、企業や関係機関との連携体制の構築や、支援者の知識・スキルを高めるための人材育成が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画策定にあたっての基本方針

基本理念の実現を目指すため、自殺総合対策大綱に示される5つの基本方針に沿って、総合的な自殺対策を推進します。

1 「生きることの包括的な支援」として推進する

自殺のリスクは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力*等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を自殺防止や遺族支援といった狭義な捉え方だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進します。

2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が、生きることを選択し安心して生活を送れるようにするためには、精神保健*的な視点だけでなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する等社会・経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。

有機的な連携を図るため、自殺の要因となりうる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ*等、関連の分野において生きる支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識の共有を図ります。

3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、①個々人の問題解決に取り組み、相談支援を行う「対人支援のレベル」、②問題を複合的に抱える人を包括的に支援するための関係機関による実務的な連携といった「地域連携のレベル」、③法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正といった「社会制度のレベル」、という3つのレベルに分けて考えることができ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、これら3つのレベルにおける施策を、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。

社会全体の自殺リスクを低下させるために、自殺の危険性が低い段階よりも前の段階において、啓発、教育等の充実を図ります。

4 実践と啓発を両輪として推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のためには、自殺に追い込まれようとしている人や遺された人への支援といった実践的な取組に加え、これらの取組が地域に広がり、自殺対策という概念が市民に浸透することが重要です。そのため、危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが市民全体の共通認識となるよう、普及啓発を行う必要があります。

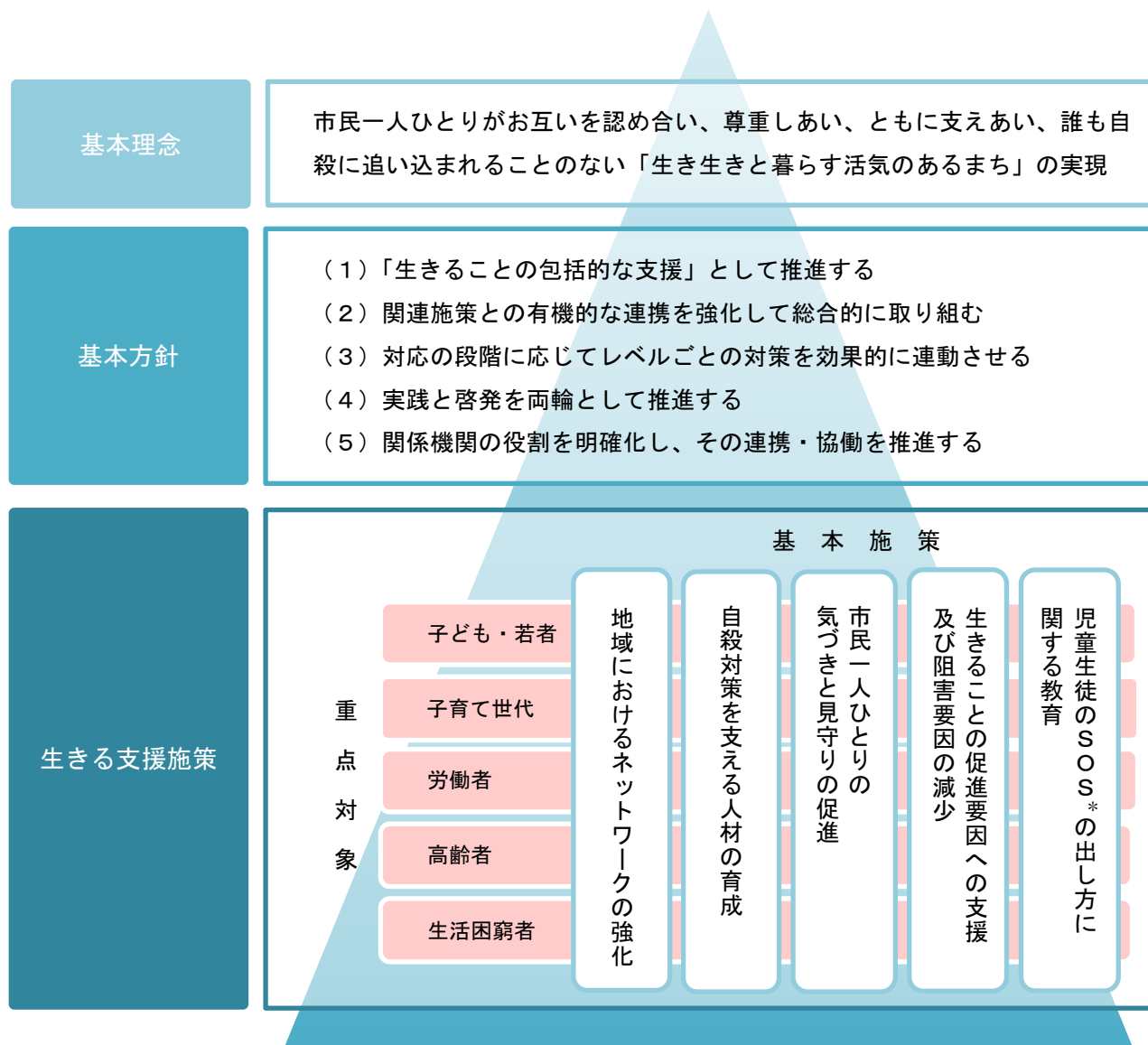
すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、本人が抱える問題に関する専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

5 関係機関の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけでなく、国や兵庫県、他の市町村、関係機関、企業そして市民と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みの構築に取り組みます。

2 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ*」において取り組むべきとされている、5つの基本施策で構成します。また、本市における現状を踏まえ、基本施策のうち、主として「子ども・若者」、「子育て世代」、「労働者」、「高齢者」、「生活困窮者*」を重点対象として取り組みます。



重点対象の考え方

子ども・若者

子ども・若者は、就職・学業不振・恋愛・薬物・アルコール等の特有の悩みを抱えたり、精神疾患の発生も起こりやすい年齢層です。全国的に10～30歳代の死因の第1位は自殺であり、誰にも相談できないまま、自殺につながるケースも多いことが予想されます。本市においては、男女ともに若年層（40歳未満）の自殺者の割合が約3割と全国、兵庫県と比較して高く、また20歳未満の自殺死亡率が全国市町村中の上位20～40%に位置する等、若年層において自殺は深刻な問題となっていることから、子ども・若者を重点的に取り組む対象とします。

子育て世代

子育て世代は、子育てと仕事の両立に伴うストレスや、育児不安、家庭を持つことの責任感等の悩みを抱える世代です。本市においても20～30歳代にかけてストレスを感じている人が多くなっており、産後うつ発症や、虐待やDV*等の家庭問題など、自殺のリスクを抱えるおそれがあります。また、子育て世代を支援することで、親子の愛着形成を促し、子ども・若者が健やかに成長できる環境づくりにつながることから、子育て世代を重点的に取り組む対象とします。

労働者

近年では女性の就業率も6割以上となり（平成27年度国勢調査）、今後より一層勤務問題を抱える人が増加することが予想されます。働き盛りの世代では家庭を抱えている場合、遺された家族が生活困窮に陥ることも考えられます。本市における、自殺者の原因・動機別内訳では、男女ともに勤務問題が第3位となっており、勤務問題（人間関係や長時間勤務、配置転換後の環境変化、勤務上の失敗等）を苦に自殺に至っていることが窺えます。また職業別内訳では、男性は「被雇用・勤め人」が約3.5割と高いことから、労働者を重点的に取り組む対象とします。

高齢者

高齢になると、身体機能の低下に伴った社会や家庭での役割喪失、身近な人との死別、介護疲れ等、誰でも悲観的になりやすい出来事が多く起こります。本市においては、高齢者世帯のうち一人暮らし世帯が増加しており、孤立する高齢者の増加や、同居家族のいる高齢者についても夫婦のみの世帯などで、「老老介護」の増加が懸念されます。また、60～70歳代の自殺死亡率が高く、自殺者の中で高齢者の占める割合が高いことから、高齢者を重点的に取り組む対象とします。

生活困窮者

生活困窮の背景は様々ですが、生活困窮者の傾向として複合的に多様な問題を抱えていることが多くあります。本市の生活保護の受給者数も年々増加しており、また男性の自殺者の、職業別内訳のうち「その他の無職者」が全国、兵庫県と比較して高いことから、生活困窮者を重点的に取り組む対象とします。

第4章 自殺対策の取組

1 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を実現するためには、市役所内各部局を含め、保健、医療、福祉、教育、労働その他生きる支援に係る関係機関が連携・協働し、市全体で、包括的に自殺対策を推進していくことが必要です。そのためには、市役所内外の地域の様々な関係機関が各々の果たすべき役割を明確化・共有したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

- (1) 地域における連携・ネットワークを強化します。
- (2) 市役所内における連携を強化します。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する理解と、周囲の早期の「気づき」が重要です。また、声をかけ、傾聴し、必要に応じて専門家につなぎ、見守ることが必要です。保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関の従事者については、普段の職務における市民とのふれあいの中で、地域住民については住民どうしの関わりの中で、ゲートキーパーとしての役割を担えることが求められます。

本市においては、市民や相談支援に関わる人へゲートキーパー養成研修を受講する機会を拡充し、また市役所内の関連する施策における人材育成の機会において自殺対策についての周知を徹底する等、強化を図ります。また、ゲートキーパー養成研修等において、支援者が相談支援の中で抱える可能性のある心理的な悩みについても対応できるよう、周囲のサポート体制を含め普及啓発を行います。

- (1) 様々な職種を対象に研修を行います。
- (2) 市民を対象とする研修を行います。

基本施策3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということの理解を促し、また、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含め、積極的に普及啓発を行う必要があります。

自分の周りにいるかもしれない悩みを抱える人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくことが大切です。自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

- (1) 生きる支援に関連する講演会を実施します。
- (2) あらゆる媒体を通して、市民・関係機関への周知を行います。
- (3) 特定の場所やイベントにおいて啓発します。

基本施策4 生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。日々の暮らしの中で市民が抱える様々な悩みが「生きることの阻害要因」となりうるため、幅広い分野において生きることの促進要因への支援を推進します。

- (1) 居場所づくりに取り組みます。
- (2) 相談支援を実施します。
- (3) 自殺未遂者を支援します。
- (4) 自死遺族*を支援します。
- (5) その他、生きることの促進要因の増加及び阻害要因の減少への支援をします。

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、信頼関係の構築のもとSOSの出し方に関する教育を、学校教育を通して実施します。また、教職員、児童生徒同士や保護者が、こころのサインに気づき、受け止め、見守ることができるよう啓発します。

- (1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を実施します。
- (2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携を強化します。

2 基本施策における重点的な取組内容

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

(1) 地域における連携・ネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策を実施するために、市役所内で情報や課題を共有します。また、各会議等により、複雑困難な事例（既遂や未遂等のケースを含む）について、関係機関で情報共有し、検討を行うことで、必要な対策や支援を実施します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
自殺対策推進本部会議の開催【新規】	自殺対策推進本部	○	○	○	○	○
自殺対策連絡会議・ワーキングチームの開催	健康課 連絡会議参加課	○	○	○	○	○
生活困窮者自立支援連絡会の開催	生活福祉課	○	○	○	○	○
加古川市障害者自立支援協議会の開催	障がい者支援課	○	○	○	○	○
要保護児童*対策地域協議会の開催	家庭支援課	○	○	○		○
地域ケア会議・虐待防止検討会議の開催	高齢者・地域福祉課				○	
精神障害者地域支援連絡会（警察・健康福祉事務所・市担当者会議）の開催	健康福祉事務所 （県保健所）	○	○	○	○	○

(2) 市役所内における連携の強化

市役所内の各種窓口等で、業務において把握した生きる支援を必要とする市民の悩みごとを傾聴し、適切な相談機関へつなげます。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
各種窓口等において、生きる支援を必要とする市民からの相談を傾聴し、相談機関への連携を行う。【拡充】	市役所内全部局	○	○	○	○	○

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

(１) 様々な職種を対象とする研修

保健・医療・福祉・教育・労働等、様々な分野において相談支援に従事する人が、悩みを抱える人から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等の役割を担えるように人材を育成します。また、支援者のセルフケア*についての知識の普及や、支援者をサポートできる体制の確保に努めます。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
相談支援従事者対象のゲートキーパー養成研修を実施する。 【拡充】	健康課	○	○	○	○	○
生きる支援に関連する人材の研修・会議等において、自殺対策を推進します。 【拡充】						
・救急隊員の研修	救急課	○	○	○	○	○
・犯罪被害者等支援に関する研修	生活安全課	○	○	○	○	○
・人権相談に対応する職員の研修	人権文化センター	○	○	○	○	○
・相談支援専門員の研修	障がい者支援課 (障がい者基幹相談支援センター*)	○	○	○	○	○
・乳児家庭全戸訪問指導員研修会	育児保健課	○	○	○		○
・児童クラブ職員（支援員及び補助員）の研修	社会教育・スポーツ振興課	○				
・ファミリーサポートセンター提供会員の養成講座	こども政策課		○			
・民生委員・児童委員の研修	高齢者・地域福祉課				○	
・認知症サポーター*養成講座	高齢者・地域福祉課				○	
・ケースワーカー、相談員等の研修	生活福祉課					○
・教職員の研修	青少年育成課 教育研究所	○				

(２) 市民を対象とする研修

市民一人ひとりが、周囲の人の異変に気づいた場合には、身近なゲートキーパーとして適切に行動できるように人材を育成します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
こころのサポーター*（ゲートキーパー）養成講座を開催し、傾聴することや適切な機関につなぐ等の役割を担える人材を養成する。	健康課	○	○	○	○	○
企業やPTA、町内会等の団体へゲートキーパー養成研修や出前健康講座の受講を積極的に働きかけて実施する。 【拡充】	健康課	○	○	○	○	○

基本施策３ 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

（１）生きる支援に関連する講演会の実施

市民や関係機関を対象に、こころの健康や、その他生きる支援に関連する講演会を開催し、一人ひとりの自殺対策に関する理解を深め、気づく力の強化を図ります。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
自殺対策についての講演会を開催し、自殺リスクへの気づきを促す。	健康課	○	○	○	○	○
健康づくり講座で、こころの健康についての知識を普及する。	健康課	○	○	○	○	○
犯罪被害者等支援講演会を実施し、犯罪被害者等が置かれている立場や支援の必要性の意識改革を行う。	生活安全課	○	○	○	○	○
校区で講演会を実施し、青少年の非行防止、健全育成のために、子どもへの関わりについての知識等を普及する。	青少年育成課	○	○	○	○	
いじめ問題についてのフォーラムを実施し、学校・家庭・地域が連携し、社会全体でいじめ問題を未然に防止するための啓発活動に取り組む。	学校教育課	○				

（２）媒体を通した市民・関係機関への周知

リーフレット、メディア、SNS*等の媒体を利用し、自殺対策に関する情報や悩みの相談先を配布・発信することで、悩みを抱える人自ら相談に来てもらえるよう周知を図ります。また、関係機関に対して周知を図ることで、各機関から適切な相談窓口へ連携できる体制を強化します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
市役所内各部局（人権文化センター、生活安全課、産業振興課、生活福祉課、こども政策課、育児保健課、社会教育・スポーツ振興課等）や市民へリーフレットを配布する。 【拡充】	健康課	○	○	○	○	○
市内の企業、医療機関等にリーフレットを配布する。 【新規】	健康課	○	○	○	○	○

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
計画概要版を、支援者向けアンケートを配布した関係機関へ送付する。 【新規】	健康課	○	○	○	○	○
アプリ、SNS、ホームページ等のICT*を活用し、幅広い年齢層に対して、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間*等の周知を図る。 【拡充】	情報政策課 こども政策課 健康課	○	○	○	○	○
広報かがわ等に、自殺対策の記事を掲載することで市民への啓発を行う。	秘書広報課 健康課	○	○	○	○	○

(3) 特定の場所やイベントにおける啓発

特定の市民が利用する場、集う場を啓発の機会と捉え、自殺対策に関する情報の周知や、各層に向けた相談先の周知を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
自殺対策強化月間*や自殺予防週間に、市役所庁舎前に懸垂幕を掲揚する。	健康課	○	○	○	○	○
自殺対策強化月間や自殺予防週間に図書館等で啓発コーナーを設ける。 【新規】	図書館 健康課	○	○	○	○	○
駅、商業施設、高校、大学等に相談先カードを設置する。 【新規】	健康課	○	○	○	○	○
成人式において、相談窓口の一覧等が掲載されているチラシを配布などし、周知する。	社会教育・スポーツ振興課 健康課	○		○		
就職活動中及び開始しようする者を対象とした就労支援イベントの参加者へ、相談先等を掲載した啓発グッズ等を配布する。 【新規】	産業振興課 健康課	○		○		

基本施策4 生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少

(1) 居場所づくり

複合的な問題を抱え社会的に孤立しやすい傾向にある人が、それぞれの立場で自分の居場所を感じ、人とのつながりを持つことができるよう居場所づくりに努めます。また、子育てや就学・学校生活等に関して不安を抱える保護者や児童生徒に対し、安心できる環境を提供します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
読書啓発を進めることで、すべての人に生きる力を与えることや、本を介した居場所づくりにつなげる。	図書館	○	○	○	○	○
妊産婦が集う場所を提供し、仲間づくりの支援を行うとともに、育児不安の軽減を図るための健康教育や、個別相談等を行う。	育児保健課	○	○	○		○
「ふれあい保育」等を通じて、悩みを抱えている保護者の育児不安の解消に努める。また、人とのつながりを持てる場を提供する。	幼児保育課	○	○			
適応指導教室「わかば教室」において、不登校状態にある児童生徒に対し、基本的な生活指導、個別カウンセリング、学習指導等、学校生活復帰に向けた支援を行う。	青少年育成課	○				
高齢者大学への参加により、学びの機会の提供や仲間づくり等の生きがいづくりを推進する。	社会教育・スポーツ振興課				○	
介護従事者が悩みを共有したり、情報交換したりできる機会（介護者のつどい）を設けることで、支援者相互の支えあい（支援者への支援）を推進する。	高齢者・地域福祉課 (地域包括支援センター)				○	
認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みの共有や、情報交換できる場（認知症カフェ）を設けることで、支援者相互の支えあいを推進する。	高齢者・地域福祉課				○	
いきいき百歳体操で毎週集うことにより、地域の絆を強める。また、参加者に自殺予防の啓発を行うことで、自殺対策の市民への周知、啓発の機会とする。	高齢者・地域福祉課				○	

(2) 相談支援の実施

自殺リスクを抱える人は様々な問題を複合的に抱えている傾向があるため、あらゆる相談窓口において悩みを傾聴し、相談支援を実施します。また、必要に応じて適切な相談・支援機関へつなぎます。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
保健師が電話・面接・訪問等により、身体やこころの悩みに関する相談に応じる。また、困った際の対応について情報提供や助言を行う。						
・妊娠・出産・育児の悩み	育児保健課	○	○	○		○
・家庭問題、虐待の悩み	家庭支援課	○	○	○		○
・高齢者の悩み（介護、認知症等）	高齢者・地域福祉課 介護保険課				○	○
・その他、身体・精神面の健康問題 （こころの悩み、アルコール問題、ひきこもり、自殺未遂等）	健康課 健康福祉事務所 （保健所）	○	○	○	○	○
こころの病気や悩み・アルコール問題について、精神科医師や断酒会、保健師が専門的な相談支援を行う。	健康福祉事務所 （保健所）	○	○	○	○	○
ワンストップ窓口により、犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、適切な窓口の案内や必要な情報の提供を行う。	生活安全課	○	○	○	○	○
人権課題についての相談に応じ、適切な窓口を案内する。	人権文化センター	○	○	○	○	○
配偶者や恋人からの暴力（DV）についての相談に応じるとともに、被害者の保護や自立に関する支援を行う。	配偶者暴力 相談支援センター	○	○	○	○	○
民生委員・児童委員が、地域で困難を抱えている人に気づき、悩みごとを傾聴し、適切な相談機関につなげる等、必要な援助を行う。	高齢者・地域福祉課	○	○	○	○	○
ピアカウンセリング*で、障がいを持つ当事者自身が、相談を受ける障がい者と同じ立場で話し合い、サポートすることで、自立した生活の援助を行う。	障がい者支援課	○	○	○	○	○

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
窓口対応において、障がい者・障がい児及び家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる。 サービスの利用や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。	障がい者支援課	○	○	○	○	○
地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内等総合的、専門的な相談支援を行う。	障がい者支援課 (障がい者基幹相談支援センター)	○	○	○	○	○
成年後見制度*を利用するにあたり、申立人がいないことや経済的な理由等により申立てができない高齢者や障がい者に対し、市長が申立人になったり、手続き費用を補助する。	障がい者支援課	○	○	○		○
	高齢者・地域福祉課				○	
家庭児童相談員*等が家庭問題、虐待の悩みについての相談に応じるとともに、関係機関との緊密な連携を図りながら援助支援を行う。	家庭支援課	○	○	○		○
母子・父子自立支援員*がひとり親家庭の自立支援のための相談支援を行う。	家庭支援課	○	○	○		○
少年の街頭補導・非行防止啓発活動を行い、少年の実態把握及び非行の早期発見・指導を図る。また、来所・電話・訪問による相談を行い、個別指導、環境整備及び再発防止を図る。	青少年育成課	○				
幼児・児童・生徒の不登校、いじめ、学習、進路、しつけ、発達、苦情・要望等教育に関する相談を受け、生活意欲の向上、発達・自立のための助言を適切に行い、問題の解消及び軽減が図られるように心理と教育の両面から支援を行う。	青少年育成課	○	○			
保育士が子育てに悩む保護者の手立てとなり、積極的支援を行う。保育を通して、子どものこころとからだの健やかな成長を促す。	幼児保育課	○	○			
窓口に保育コンシェルジュ*を配置し、保護者からの相談に対応し、適切な機関につなげる等問題解決の糸口を見つける。	幼児保育課		○			

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
女性のための働き方相談・労働相談で、働いている女性、働きたい女性を対象に男女共同参画推進専門員*や社会保険労務士*が相談を行い、仕事や生活における将来への不安、負担の払拭、軽減につなげる。	男女共同参画センター			○		
経営指導員*が、資金繰り等、中小企業経営者の抱える多様な相談に対応する。	産業振興課 商工会議所			○		
労働相談員*による賃金、解雇、職場の人間関係等、労働に関する相談に対応する。	産業振興課 勤労会館			○		
介護にまつわる諸問題についての、窓口や電話での相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。	介護保険課				○	
権利擁護*等を含む、高齢者への総合相談で、総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチし、支援につなげる。	高齢者・地域福祉課				○	
生活保護の相談で、相談者の様々な問題点を整理し、生活のための助言等の実施や関係機関への引き継ぎを行うほか、生活保護受給世帯への訪問面接、医療相談等により必要な支援を行う。	生活福祉課					○
生活困窮の相談で、相談者各人（世帯）の様々な問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うことで、困窮状態の解消を図る。	生活福祉課					○
多重債務相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応し、問題の解決に向けた包括的な支援を行う。	生活安全課					○

（３）自殺未遂者への支援

自殺未遂者の再企図を予防するために、自殺未遂者に対する個別支援を行います。また、自殺未遂者に関わる関係者に対する研修会を実施することで、関係者の適切な対応技術の習得、連携の強化を図ります。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
救命士の研修において、自殺未遂者への対応要領を盛り込むことで、自殺対策の重要性に関する意識の向上と適切な対応技術の習得を図る。【拡充】	救急課	○	○	○	○	○
自殺未遂に関する相談に対し、関係機関と連携し、支援を行う。【拡充】	市役所内各部局 健康福祉事務所 (県保健所)	○	○	○	○	○
自殺未遂者対策ネットワーク研修会において、保健福祉・医療・消防・警察等の関係者が地域課題と関係機関の役割を共通認識し、連携体制の強化を図る。	健康福祉事務所 (県保健所)	○	○	○	○	○

（４）自死遺族への支援

自死遺族は、家族を亡くしたことによる悲嘆や苦しみといった精神的な負担だけでなく、偏見や差別から二次的な被害を受けることがあります。したがって、自死遺族への個別支援や、ホームページ等を利用して、相談先の周知を行います。また、市民や支援者への普及啓発等の機会に、自死遺族への理解を深めるための啓発を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
遺された遺族等のこころの相談に応じる。必要に応じ自死遺族によるわかち合いにつなぐ。	健康課 健康福祉事務所 (県保健所)	○	○	○	○	○
ホームページ上での自死遺族への相談先等の周知を行う。【拡充】	健康課	○	○	○	○	○
普及啓発や人材育成において、自死遺族が直面する様々な問題についての理解と、支援方法について周知する。【拡充】	健康課	○	○	○	○	○

(5) その他、生きることの促進要因の増加及び阻害要因の減少への支援

各重点対象者に対し、生きることを促進させる要因の増加及び生きることを阻害する要因を減少させるための支援を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	育児保健課	○	○	○		○
就労支援に関する取組（JOBフェア事業、就職支援セミナー事業、インターンシップ事業、就職活動・個別相談事業）を広く市民へ周知し、若年者・求職者の就職支援につなげる。	産業振興課 勤労会館	○		○		
独居高齢者等見守りの必要な高齢者の家に訪問することで、実態把握し、必要な支援へつなげる。また、関係機関と情報を共有することで、ネットワークづくりの継続とともに、自殺のリスクを抱えている可能性のある市民へのアウトリーチ*に活用する。	高齢者・地域福祉課				○	
介護保険未利用で閉じこもりがちである高齢者や、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、支援に結びつける。	高齢者・地域福祉課 地域包括支援センター				○	
ホームレス生活をしている者や住居を喪失しホームレス状態となった者に対して、宿泊場所を提供し衣食を支給することで、生活の質が向上するよう支援する。また、住居確保給付金により、失業等で住居を失う恐れのある者の住まいの安定を図る。	生活福祉課					○
ホームレス生活をしている者や住居を喪失しホームレス状態となった者を発見し、相談支援につなげる。	生活福祉課					○

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

自殺予防に関する相談ハンドブックを用いた啓発活動や、SOSを発信することができるように普及啓発を行います。また、早期段階から自分の命を大切にする児童生徒の育成に向けた教育を行います。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
小学校4年生から中学校3年生に、自殺予防に関する相談啓発リーフレットを配布するとともに、活用方法について教育相談コーディネーターを核とした教職員への研修を実施する。児童生徒が生涯にわたってSOSを発信できるように、授業を通して啓発を行う。 【拡充】	青少年育成課	○				
自他の命を大切にする児童生徒の育成に向けて、モデルユニットを指定し、命の大切さを学ぶ命の教育、SNS等利用に関する情報モラル教育、自己肯定感を育む教育を早期段階から行う。	学校教育課	○				

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するために、教職員、児童生徒同士や保護者が、こころのサインに気づき、受け止め、見守ることができるように啓発します。また、学校における不登校減少やいじめ、問題行動をなくすための取組についても強化します。

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
「学校生活に関するアンケート(アセス)」を小学校3年生から中学校3年生を対象に実施し、児童生徒の学校への適応感を測るとともに、全児童生徒に教育相談を行い、いじめや不登校等の学校不適応の未然防止や早期発見・早期対応を図る。	青少年育成課 各小中学校	○				
「子どものサイン発見チェックリスト」を全児童生徒の家庭に配布し、保護者が子どもの心のサインに気づけるよう支援する。	青少年育成課	○	○			
メンタルサポーター*を市内全中学校に配置し、多様で複雑な不登校の要因や背景を把握し、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支援を行う。	青少年育成課	○				

取組内容	担当	重点対象				
		子ども・若者	子育て世代	労働者	高齢者	生活困窮者
心の絆プロジェクト*で、児童会、生徒会を中心に自主的、主体的な活動を行い、望ましい人間関係、集団づくりを進め、子どもたちの絆づくりを深める。	学校教育課	○				
市教育委員会に「スクールサポートチーム*」を設置し、構成員の専門性を活かして、学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援を行う。	青少年育成課	○				
スクールソーシャルワーカー*を市内全中学校区に配置し、関係機関とも連携した包括的な支援を行い、児童生徒や保護者の抱える問題の解決を図る。 【拡充】	青少年育成課	○	○			
加古川市家庭教育大学（研修会や講演会）で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高める。 また、研修会等で相談先の情報等をあわせて提供する。 【拡充】	社会教育・スポーツ振興課 健康課	○	○	○		

※その他生きる支援に関連する施策を含む「生きる支援の関連施策一覧」を資料編に掲載しています。

3 評価指標

本計画では、段階的な進捗管理によって計画の数値目標（自殺死亡率）を達成し基本理念を実現することを目指し、①計画の数値目標、②取組に関する評価指標、③基本施策ごとの取組目標の3段階で評価指標を設定します。

①計画の数値目標（再掲）

指標	現状 平成 29 年 (2017 年)	目標値 平成 35 年 (2023 年)
自殺死亡率（人口 10 万対）	17.5	14.8 以下

②取組に関する評価指標

指標	現状 平成 29 年 (2017 年)	目標値 平成 35 年 (2023 年)
研修会・講演会等の「満足度」について、肯定的な回答をする参加者の割合	90.0%程度	90.0%以上 (現状維持)
支援者のうち、こころの健康に関する悩みについての相談先を知っている人の割合の増加	51.5%	62.0%以上
支援者のうち、こころの悩みを持つ人に気づいた際に、悩みを傾聴する意識や、他の相談窓口につなぐ意識を持つ人の割合	—	70.0%以上

※市独自で設定した指標についての5年間の改善率は、現状値の概ね20%とします。

※評価年度は異なりますが、「ウェルネスプランかこがわ 第2次健康増進計画・第2次食育推進計画」（平成34年（2022年）評価予定）における『休養・こころの健康』の評価指標も、評価の参考とします。

③基本施策ごとの取組目標

1 地域におけるネットワークの強化

取組	目標（毎年度）
自殺対策推進本部会議の開催	1 回開催
自殺対策連絡会議	2 回開催

2 自殺対策を支える人材の育成

取組	目標（毎年度）
こころのサポーター養成講座の開催	1 コース（2 回）開催し、年間 20 人が参加
職員・関係団体等に対するゲートキーパー養成研修等の開催	6 回開催し、年間 100 人以上参加

3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

取組	目標（毎年度）
相談窓口案内チラシ・カードの作成、配布	2,000 部
啓発リーフレットの作成、配布	3,000 部

4 生きることの促進要因への支援及び阻害要因の減少

取組	目標（毎年度）
各相談支援事業の継続	各担当課における相談支援事業の継続実施

5 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

取組	目標（毎年度）
児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の継続	継続実施（小学校４年生から中学３年生に、自殺予防に関する相談啓発ハンドブックを配布）

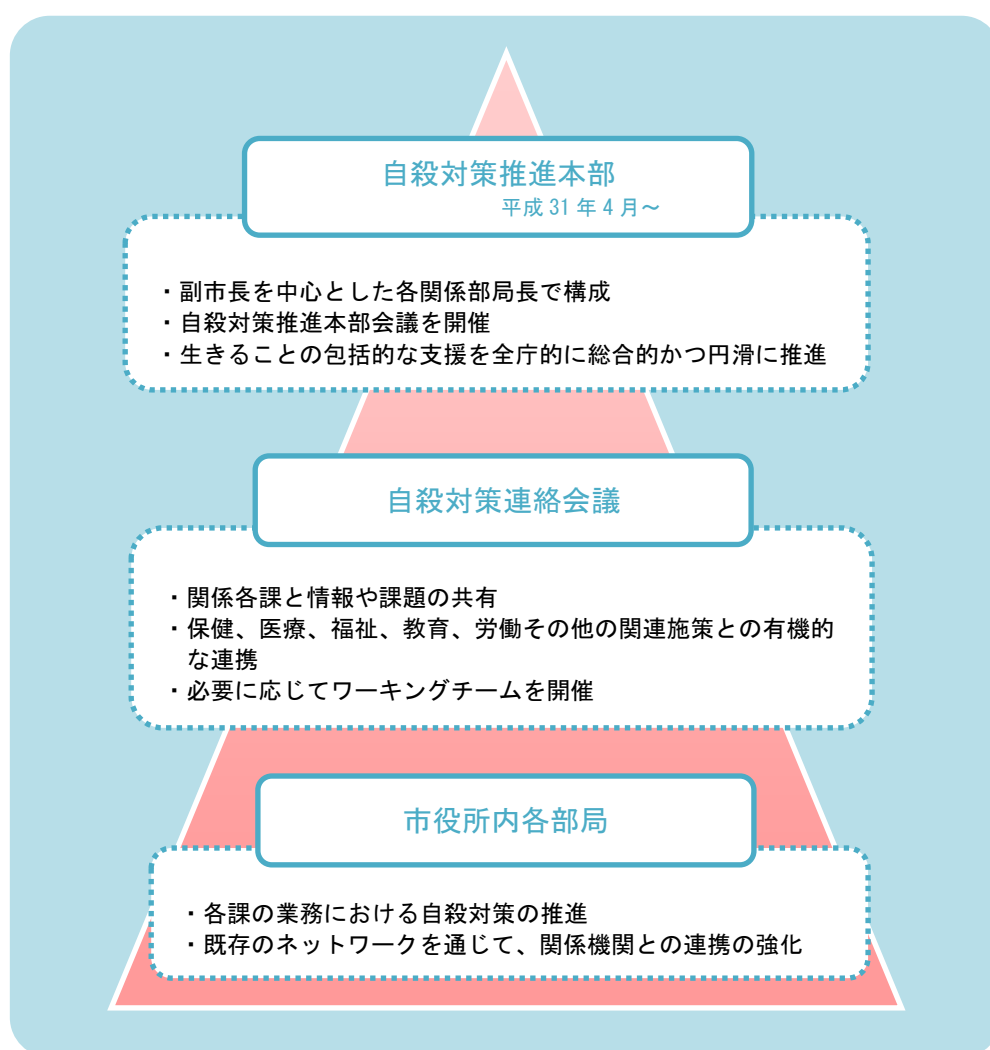
第5章 自殺対策の推進体制

1 自殺対策の推進体制

本市の自殺対策の推進体制における最上位の機関は、副市長が本部長を務め、部長級職員により構成される「加古川市自殺対策推進本部（以下、推進本部という。）」です。推進本部は、自殺対策推進本部会議を開催し、計画の進捗管理や、施策の調整及び推進、関係機関との連携の強化等、全庁的な取組として「生きることの包括的な支援」の推進にあたり、関連する施策を総合的かつ円滑に推進します。

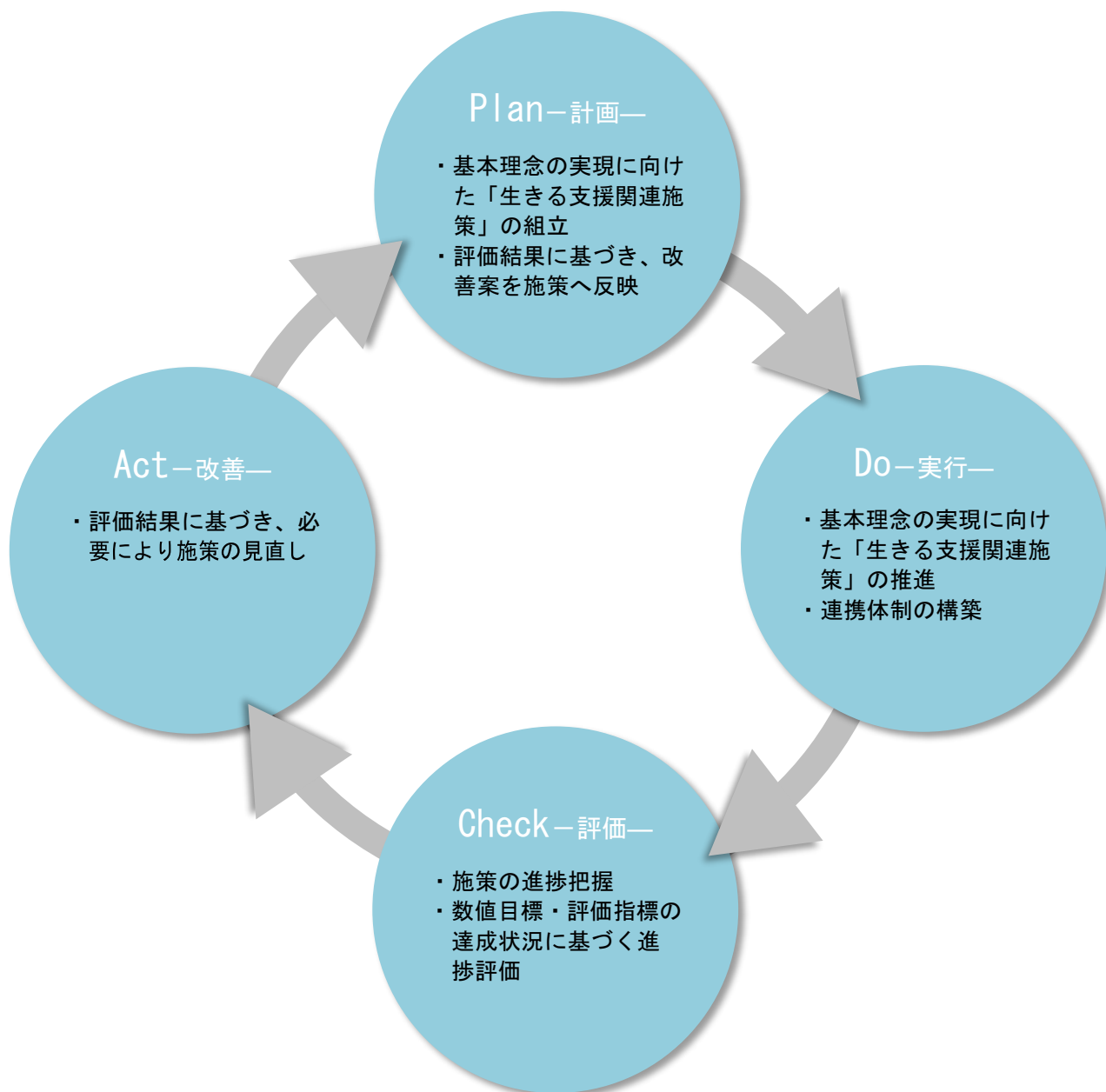
また、市役所内の自殺対策関係課で構成される、自殺対策連絡会議において、引き続き、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策を実施するために情報や課題の共有を行い、効果的な推進につなげます。また、必要に応じ、実務担当者によるワーキングチームにおいて、事例検討等を行うことにより、効果的な実践を行えるように努めます。

さらに、市役所内各部局において自殺対策の取組を推進します。また、市役所外の関係機関との連携も図り、さらなるネットワーク強化に努めます。



2 計画の検証・評価の仕組み

本市は自殺対策事業が市役所内各部局及び関係機関等と連携し、効果的に実施されているかを検証し、評価を行うこととします。また必要に応じ、目標達成に向けた課題の整理、施策内容の見直しや改善等、本市の自殺対策のPDCAサイクルの確立に努めます。



3 各主体の役割

本市において生きる支援に関連する取組を推進することで、各主体が以下のような役割を担える社会を目指します。

各主体	役 割
市 民	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、その場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解し、危機に陥った人の心情や背景への理解も深めるよう努める。また、自らはもちろんのこと、家族・地域・職場等、周囲の人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにする。
学校関係	児童生徒等のこころとからだの健康づくりや生きる力を育てるための教育の推進、児童生徒のＳＯＳを見逃さない教職員の研修等を行い、児童生徒等の自殺予防に取り組む。
企 業	ワーク・ライフ・バランス*やメンタルヘルス*ケアを中心としたこころの健康づくりを進め、働きやすい職場づくりに努め、勤労者の自殺予防に取り組む。
医療機関・ 福祉関係事業所	患者・利用者への適切な医療・ケア・サービスを提供するとともに、自殺予防に向けて、他の専門医療や、地域保健福祉との連携を図る。
警察・ 消防機関	自殺のリスクが高い者に係る事案を認知した場合には、適切に対応するとともに、専門医療や地域保健福祉へつなげる等の連携を図り、リスクの高い者の自殺予防に取り組む。
関係団体・ 関係機関	それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に関する業務・役割を遂行するとともに、相互に連携を図り、自殺対策に取り組む。

資料編

1 自殺対策基本法 （平成十八年六月二十一日）（法律第八十五号）

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等^{かん}に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二條 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設置及び所掌事務)

第二十三條 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四條 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五條 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二八年三月三〇日法律第一一号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 加古川市自殺対策推進本部設置要綱

加古川市自殺対策推進本部設置要綱

平成 31 年 1 月 31 日

市 長 決 定

(設置)

第 1 条 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）の基本理念に鑑み、加古川市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、自殺者の減少を図るため、加古川市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部を代表し、総理する。
- 4 副本部長は、福祉部長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、加古川市部長会議規程（平成元年訓令甲第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する部等の長をもって充てる。

(会議)

第 4 条 本部会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、本部員の過半数が出席しなければ開催することができない。
- 3 本部員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、本部長の承認を得て、代理人を本部員として出席させることができる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 本部の庶務は、福祉部健康課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

3 加古川市自殺対策連絡会議設置要綱

平成 30 年度加古川市自殺対策連絡会議設置要綱

平成 30 年 6 月 1 日

福 祉 部 長 決 定

(目的)

第 1 条 保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策を実施するために関係各課と情報や課題を共有するとともに、「(仮称) 加古川市自殺対策計画 (以下「計画」という。)」の策定に関する重要な事項について審議するため、加古川市自殺対策連絡会議 (以下「会議」という。) を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に係る計画の策定に関すること
- (2) 自殺対策に係る事業に関すること
- (3) その他自殺対策の推進に関して必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、福祉部次長とし、委員は、いのちの支援に関わる別表に掲げる者とする。

3 議長は、会議を招集する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときには、あらかじめ議長が指名したものがその職務を代理する。

5 議長は、オブザーバーとして、別表に掲げる関係機関の職員を指名し、意見を求めることができる。

6 議長は、スーパーバイザーとして、学識経験者等の有識者に助言を求めることができる。

7 議長は、その他、議長が必要と認めるものを会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(設置時期)

第 4 条 会議の設置時期は、平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日とする。

(会議)

第 5 条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

2 委員は、事故その他やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、議長の承認を得て代理人を委員として出席させることができるものとする。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキングチーム)

第 6 条 会議には、ワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームの構成員及び運営については別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部健康課に置き、運営は各課と連携の上、協議して行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委 員	
総務部	人事課長
税務部	収税課長
協働推進部	生活安全課長
	男女共同参画センター所長
産業経済部	産業振興課長
福祉部	高齢者・地域福祉課長
	生活福祉課長
	障がい者支援課長
	介護保険課長
	健康課長
こども部	家庭支援課長
	育児保健課長
	幼児保育課長
都市計画部	住宅政策課長
消防本部	救急課長
教育指導部	青少年育成課長

オブザーバー
兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所
加古川市社会福祉協議会

4 生きる支援の関連施策一覧

平成 30 年 10 月時点の調査結果です。今後、以下の取組を推進します。

※本編第 4 章 2.「基本施策における重点的な取組内容」に掲載されている取組は、No.の欄を色づけしています。

1 地域におけるネットワークの強化

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
1	住民税の申告相談及び減免申請	住民税の申告相談及び減免等に関する相談を行う。	住民税の申告や減免等に関する相談を受けた際、生活面で深刻な問題を抱え、生きることの包括的な支援が必要な市民を発見し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。	市民税課
2	固定資産税の税務相談及び減免申請	固定資産税の課税内容や減免等に関する相談を行う。	固定資産税の課税内容や減免等に関する相談を受けた際、生活面で深刻な問題を抱え、生きることの包括的な支援が必要な市民を発見し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。	資産税課
3	納税相談	市税滞納者に対する納税相談を行う。	納期限までに納税できない市民は、生活面で深刻な問題を抱えている可能性があるため、納税相談を通じて問題を察知し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。	収税課
4	納付相談	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の滞納者に対する納付相談を行う。	納期限までに納付できない市民は、生活面で深刻な問題を抱えている可能性があるため、納付相談を通じて問題を察知し、適切な相談機関（窓口）へつなげる。	債権管理課
5	一部負担金減免	被災や失業等により一部負担金の支払いが困難である方に対し、最大 3 か月間の減額・免除・徴収猶予を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、当事者と支援の接点となる。	国民健康保険課
6	保険料の減免	被災や失業等により保険料の支払いが困難である方に対し、減免を行う。		
7	国民年金受付事業	国民年金の届出、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う。	当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる等、当事者と支援の接点となる。	医療助成年金課
8	医療費助成事業	医療費助成を受けるための相談や申請の受付等を行う。		
9	消費者保護対策事業	地域密着型の啓発や見守りが可能である消費者団体との連携を図る。	地域住民と行政とのつなぎ役としての機能を果たすことで、消費生活に関する問題を抱える人々の早期発見につなげる。	生活安全課
10	企業融資対策事業	市内中小企業者に必要な事業資金を低利かつ円滑に供給することにより、中小企業者の経営安定と発展を図るため、預託金制度及び信用保証制度を基礎とする制度融資の斡旋を行う。	融資が受けやすくなることで、経営難に陥った経営者の心理的な負担を軽減する。 日々の経営相談に応じている取扱金融機関もあることから、制度融資の斡旋とともに相談窓口、支援につなげる。	産業振興課
11	虐待防止検討会議	地域包括支援センターで把握している虐待事例について、今後の支援の方向性を検討するための会議を開催する。	虐待リスクの高い対象者についての事例検討等を行うことで、必要な対策や支援を検討する。	高齢者・地域福祉課
12	地域包括支援センター運営管理事業	介護保険法の規定に基づき、平成 18 年度から設置している地域包括支援センターは、高齢者の相談業務のほか、権利擁護事業、介護予防、家族介護支援、ケアマネジャーの支援等を実施している。	【地域ケア会議】 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報を把握し、共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげる。	
13	在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護関係者の情報共有を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する連携及び相談支援並びに医療・介護関係者の研修を実施することで、在宅医療・介護連携を円滑に実施する。	推進会議での議題の一つとして、地域の自殺実態や自殺対策の内容等につき議論し、関係者の認識の共有や理解の促進を図ることで、自殺対策（生きることの包括的支援）を核にしつつ、様々な支援機関の連携促進や対象者への包括的なサービスの提供等につなげる。	
14	生活困窮者自立支援連絡会（生活困窮者自立支援調整会議）	ハローワークや社会福祉協議会等の外部機関と庁内の関係機関をメンバーとして会議を開催する。	ハローワークや社会福祉協議会等の外部機関と庁内の関係機関をメンバーとして会議を開催し、生活困窮者の情報共有を図るとともに、ネットワーク強化につなげる。	生活福祉課
15	加古川市障害者自立支援協議会の設置	障害福祉の関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に対する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。障がいを理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。	課題解決が難しい困難事例等について、関係機関の間で情報共有し、事例検討を行う事で、必要な対策や支援を実施する。	障がい者支援課
16	自殺対策推進本部の会議	加古川市役所内で、副市長をトップとして、庁内関係部局長により構成される会。生きるための包括的な支援を総合的かつ円滑に推進するために年 1 回程度開催する。	自殺の現状や自殺対策の取組を共有し、市役所内において効果的な自殺対策推進を行う。	健康課
17	自殺対策連絡会議・ワーキングチーム	保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策と有機的な連携を図り、総合的に自殺対策を実施するために関係各課と情報や課題を共有する。	自殺対策の関係課と連携を図ることで、自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）人から相談を受けた場合に、適切な課と連携して対応する。 悩みを抱えた人と接する機会の多い自殺対策関係課の職員に自殺の現状や自殺対策の知識を共有する。 既遂ケース等の事例検討をする等、自殺に至る原因を削減するための予防策についても検討し、対応する職員のスキルアップや、よりよい支援が行えるように努める。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
18	要保護児童相談事業 (家庭児童相談)	要保護児童対策協議会にて、ケースの検討を実施し、支援体制の強化を行う。	要保護児童対策協議会にて、ケースの検討を実施し、支援体制の強化を行う。	家庭支援課
19	児童扶養手当給付事業	児童扶養手当の支給。	家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる場合があるため、児童扶養手当の現況届受付の面談の際、自殺のリスクを抱えている可能性がある方には相談窓口を紹介する。	
20	「養育支援ネット」システム	養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローしていくために、医療機関等と連携し、家庭訪問等で支援を行う。	退院時からの切れ目のない支援を行うことで、産後うつ等に陥りやすい産婦の肉体的・精神的負担の軽減を図る。	育児保健課
21	就学先との連携	公立・私立保育園及び認定こども園での保育を通して、就学先との連携を実施する。 保護者の就学に対する相談を実施する。	発達に偏りのある子どもの支援情報を、就学先と連携することでスムーズに学校生活に移行できるように配慮する。 保護者の就学前の相談にのることによって不安解消に努め、親子ともに学校での生活を楽しみにできるようにする。	幼児保育課
22	地域支援の実施	保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業を実施する。	「保育所等訪問支援事業」では、子どもたちが安心して集団生活を送るための適切な環境を整えるため、訓練士等が保育所や学校等を訪問し、園・学校の職員に対して、助言指導を行う。「障害児相談支援事業」では、子どもに合った総合的な援助方針の立案や障害児支援利用計画の作成等を行う。 保護者のニーズに基づき、関係機関と連携しながら必要な支援・助言を行う。	こども療育センター
23	就学に関する事務	児童・生徒の就学に関する手続きを行う。 ・学齢簿の編成 ・就学すべき学校の指定・変更	いじめ・不登校等の理由により配慮が必要と認められる場合、保護者からの相談に応じ、学校や関係機関と連携し、安心して就学できる環境を確保する。	学務課
24	中学校区連携ユニット12推進事業	中学校区を一つの単位（ユニット）とし、その地域の保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、さらには家庭や地域とも相互に連携・協働しながら、連続した学びや育ちに向けて事業を展開し、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成する。	校種間での連携、家庭や地域との連携により、地域総がかりで子どもたちを育む体制づくりを進める。	学校教育課
25	いじめ防止対策評価検証委員会運営事業	教育委員会の附属機関として「加古川市いじめ防止対策評価検証委員会」を設置し、委員会が策定した「いじめ防止対策改善基本5か年計画」及び学校の「いじめ防止対策改善プログラム」の履行状況について評価検証を行い、必要に応じて助言を行う。	「いじめ防止対策改善基本5か年計画」及び各校の「いじめ防止対策改善プログラム」の履行状況を評価検証することで、いじめ防止への取組のさらなる改善を図る。	青少年育成課

2 自殺対策を支える人材の育成

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
26	職員研修事業	職員研修を実施する。 ・新規採用職員研修② ・一般研修① ・監督職員研修① ・管理職員研修① ・管理職員特別研修	職員研修で実施しているメンタルヘルスに関する研修により、職員のメンタル不調を未然に防ぐ。	人材育成課
27	職員研修事業	人権研修	様々な人権課題への認識を深め、一人ひとりを大切にする意識や、人の心の痛みを自分のものとして捉える力の育成につなげる。 人権侵害が人の命に関わる問題であることを認識し行動することができるよう研修を行う。	
28	人権相談事業	窓口や電話で人権相談に対応する。	人権相談に対応する職員にゲートキーパー養成講座の受講を勧める。	人権文化センター
29	犯罪被害者等支援事業 (職員対象研修)	市役所内の関係課職員を対象に犯罪被害者等支援に関する研修会を実施する。	市役所内で連携することにより、犯罪被害者等が置かれている立場や抱える問題についての理解を深めることで、相談対応の資質向上を図る。	生活安全課
30	民生委員活動事業	厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員の活動が活性化し、地域住民に対する相談や支援の充実を図るために活動助成及び事務局として様々な事務を行う。あわせて、民生委員の推薦にあたる民生委員推せん会の事務局としての事務を行う。	民生委員・児童委員に対し、自殺対策に関する普及啓発・ゲートキーパー養成研修を実施する。	高齢者・地域福祉課
31	保護司会・更生保護女性会等支援事業	過ちを犯した人々の更生を支え、それが達成されるよう活動するとともに、犯罪や非行を防止し、明るい地域社会を築くために活動する団体（保護司会・更生保護女性会）へ補助を行う。	対象者が様々な問題を抱えている場合に、適切な支援先へつなぐ等の対応が取れるよう、保護司や更生保護女性会会員にゲートキーパー養成研修の受講を勧める。	
32	認知症施策総合推進事業 (認知症サポーター養成講座)	「認知症の人や家族にやさしいまちかこがわ」を目指し、市内の医療機関や介護事業所及び地域の支援機関の連携を強固にする事業や、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援する事業を実施し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する。	【認知症サポーター養成講座】 認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあるため、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援するための研修を実施し、認知症サポーターを養成する。	
33	生活保護法施行事務 (生活保護の相談)	相談面接、訪問面接、医療相談、扶助費支給を行う。	ケースワーカーの相談技術の向上や必要な機関へ連携する等の対応が取れるよう、自殺対策に関する研修を行う。	生活福祉課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
34	加古川市障がい者基幹相談支援センターでの相談	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内等総合的、専門的な相談支援を行う。	センターで相談対応にあたる職員が、ゲートキーパー養成研修を受講し自殺対策の視点を理解することで、職員の相談対応や機関の連携強化を図る。	障がい者支援課
35	こころのサポーター養成講座	悩んでいる人の心に寄り添いながら、話を聴くことのできる技術習得し、必要な時に専門の医療機関等を紹介する支援ができる人材（ゲートキーパー）を養成する講座を開催する。	こころのサポーター養成講座により、自殺のリスクを抱えた（抱え込みかねない）人から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担う人材を養成する。養成講座修了生のうち、ゲートキーパーとして地域貢献の希望がある人へ、地域において活動できる受け皿についても調整をする。	健康課
36	ゲートキーパー養成研修（相談支援従事者対象）	保健・医療・福祉・経済・労働・教育等、様々な分野において相談・支援に従事する人が、自殺のリスクを抱えた人から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等の役割を担えるように人材養成を行う。また、支援者自身の心のセルフケアの内容も含む。	こころの悩みを抱える市民から相談を受けた場合に、傾聴することや、適切な機関につなぐ等の役割を担えるように人材養成を行う。支援することで生じるストレスに対する、支援者自身の心のセルフケアについても含めて行う。	
37	食と健康づくりリーダー養成講座	食生活改善推進及び運動普及推進員を養成し、地域での健康づくり推進リーダーを育成する（17回コース）。	こころとからだの健康づくりに関する講座をカリキュラムに取り入れることで、地域における気づき役としての役割を担えるようになる。	
38	出前健康講座	企業、教育関係団体、町内会等の地区組織より依頼を受けて、こころの健康づくりや、市民がゲートキーパーとしての役割を担えるようにするための啓発に関する内容で健康教育を実施する。	こころの健康づくりや、市民がゲートキーパーとしての役割を担えるようにするための内容で健康教育を行うことで、市民への啓発の機会となる。	
39	自殺対策に関する研修	自殺対策に関する研修会へ参加し、習得した自殺対策に関する知識や技術をもとに、庁内職員への普及を行う。	研修会で習得した、知識・技術をもとに、庁内職員や関係機関の支援者に普及を行う。	こども政策課
40	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化を行う。	育児の援助を行う会員に対する講座を行い、地域で育児援助活動を行う人材を増やす。また、会員に対して自殺対策に関するリーフレットの配布等を行い、普及啓発を行う。育児の援助を受けたい人と育児の援助を受けたい人をつなぎ、地域における育児援助活動を行うことで、子育ての負担や悩みを軽減し地域における子育て支援活動の推進を図る。	
41	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う。	乳児家庭全戸訪問指導員研修会において、訪問指導員が妊産婦のゲートキーパーとしての役割を担えるように、自殺対策の普及啓発を行う。	育児保健課
42	高度救急事業	増加する救急業務の高度化を推進し、救命率の向上と高齢化の進展、疾病構造の複雑化等を背景とする市民ニーズの多様化に対応する。	救急隊員研修のカリキュラムに、自殺未遂者への対応要領を盛り込むことで、自殺対策の重要性に関する意識の向上と適切な対応技術の習得を図る。年に3回実施している救命士の研修において、市の自殺対策の取組についての普及啓発を行う。	救急課
43	児童クラブ運営事業	就業等により昼間保護者のいない小学校児童を放課後に小学校の専用教室などで受入れ、児童クラブ職員（支援員及び補助員）が、遊び及び生活の場を通じて、その健全育成を図る。	児童クラブ職員は、悩みを抱えた子どもや保護者について把握する機会があるため、必要な機関へつなぐ等の対応が取れるよう、児童クラブ職員への研修において、自殺対策に関するテーマの研修を行う。またゲートキーパー養成研修の受講を勧める。	社会教育・スポーツ振興課
44	学校生活適応推進事業	児童生徒の学校適応感を高めるための教職員研修を実施するとともに自殺予防に資する啓発活動等を行う。	自殺予防に関わる教職員向け研修会を開催する。	青少年育成課
45	研修事業（教職員）	教職員の資質・実践的指導力や研究意欲の向上を図るため、各種研修講座や教職員研修会を実施する。	教職員が自殺予防に係る最新の情報と臨床医学に基づいた対処法等を研修し、各校園での活用につなげる。	教育研究所

3 市民一人ひとりの気づきと見守りの促進

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
46	広報事業	市民に行政の動向や市民生活に関係の深い事項等を伝えるため、広報かこがわを作成する。また、ホームページやSNS（フェイスブック、ツイッター）にて市民に情報発信を行う。	「自殺強化月間」や「自殺予防週間」等の機会に自殺対策の記事を掲載することで市民への啓発を行う。	秘書広報課
47	市長定例記者会見	市長自らが、行政施策の発表を行うことにより、新聞等のメディアを通じて行政事業を効果的に発信する。	「自殺対策」に関する具体的な取組がある場合は、記者会見で発表することにより市民に対し施策の周知、理解の促進を図る。	
48	住民向けガイドブックの発行	行政における各種手続き方法や助成制度等の情報を掲載したガイドブックを発行する。	ガイドブックに、様々な支援に関する相談先を掲載することで、住民に情報を周知する。	
49	情報通信技術利活用事業	かこがわアプリにより市の情報や、緊急時のお知らせを広く市民に周知する。	かこがわアプリの「重要なお知らせ」や「加古川市役所からのトピックス」を活用し、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。	情報政策課
50	人権ひろば	講演会を各公民館で実施し、人権課題について普及啓発を行う。	講演会に参加する市民への啓発の機会になるため、講演会に参加する市民へ自殺対策に関するリーフレットを配布する。	人権文化センター

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
51	犯罪被害者等支援事業 (市民対象講演会)	市民を対象に犯罪被害者等支援に関する講演会を実施する。	市民へ犯罪被害者等の置かれている立場や支援の必要性の意識改革を行うため、犯罪被害者等支援講演会を実施する。	生活安全課
52	交通安全対策事業	市民一人一人が、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身につけるよう、交通安全意識の普及啓発を図る。	交通安全の啓発活動にあわせて、自殺関連（相談窓口一覧等）のリーフレット配布を行うことで、普及啓発を図る。	
53	防犯のまちづくり支援事業	地域の防犯活動団体への支援や、防犯に関する講座を実施することで、防犯活動団体の活動を活発にし、犯罪の未然防止や市民の防犯意識向上を目的とする。	防犯の啓発活動にあわせて、自殺関連（相談窓口一覧等）のリーフレット配布を行うことで、普及啓発を図る。	
54	男女共同参画推進事業	男女共同参画施策の企画及び推進を行う。 ・男女共同参画に関する啓発イベント・講座の開催 ・関連図書や情報紙、SNS等を通じた情報提供	自分らしさや個性を発揮して活躍することをテーマにした各種セミナーを実施することで、仕事や生活における将来への不安、負担の払拭、軽減につなげる。 図書コーナーにおける関連書籍やDVDの閲覧、貸出のほか、情報紙やSNS等を活用した情報提供を通じ、自殺防止に向けた意識啓発につなげる。 ワーク・ライフ・バランスのとれた働き方を企業や市民に働きかけることで、職場のメンタルヘルス向上と自殺リスクの軽減につなげる。	男女共同参画センター
55	若者勤労者奨学金返還支援事業	中小企業と大手企業の賃金格差の是正と、若者勤労者の市内定着・転入の促進を目的に、市内に居住し、中小企業に正規雇用された方が返還する奨学金の一部を補助する。	若年者への就労支援は、それ自身が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、生活困窮のある家庭の経済的負担の軽減を図る。 自殺対策に関するリーフレットを配布する。	産業振興課
56	福祉バス運行事業	高齢者団体・障がい者団体等の生きがい推進を図るため、福祉バスを運行し外出支援を行う。	高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等をバス車内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知の機会とする。	高齢者・地域福祉課
57	老人クラブ補助事業	高齢者の知識及び経験を活かし生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものとするとともに明るい長寿社会に資するよう、老人クラブ及び市老人クラブ連合会に対して補助金を交付する。	講習会や研修会で自殺問題に関する講演をすることで、市民への問題啓発と研修機会とする。	
58	普及啓発事業	市役所各部署や、企業・医療機関・学校等の関係機関を通じて、市民への相談窓口の周知や、こころの問題についての周囲の気づき等についての啓発を行う。	市役所各部署において相談窓口のチラシを設置・配布し、周知を図る。 労働関係機関と連携し、企業や就労希望者へ啓発グッズを配布する等、相談先の周知やこころの問題についての啓発を行う。 駅・商業施設・学校等に相談先カード等の設置し周知を図る。	健康課
59	普及啓発事業（関係機関への計画概要版の普及）	支援者向けアンケートを配布した関係機関へ計画概要版を配布し、自殺対策についての普及啓発を行う。	関係機関が様々な悩みの相談先を把握し、市民から相談を受けた際に、必要な情報提供ができるように、支援者向けアンケートを配布した関係機関へ自殺対策についての普及啓発を行う。	
60	普及啓発事業（ICTを活用した自殺対策の普及）	幅広い年齢層に対して、アプリ、SNS、ホームページを通じて、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。	幅広い年齢層に対して、アプリ、SNS、ホームページを通じて、自殺対策にかかる相談窓口の周知や、自殺予防週間等の周知を図る。 ホームページ上で、自死遺族の会等の情報提供を行う。	
61	自殺対策強化月間・週間における普及啓発	自殺対策強化月間・週間の際に、市民に対し、自殺対策に関する普及啓発を行う。	自殺対策強化月間・週間の際に、市役所庁舎前に懸垂幕の掲揚を行う等、自殺対策（生きることの包括的支援）の市民への周知、啓発の機会とする。 啓発グッズの配布等により、相談窓口について周知を行うことで、援助希求行動の促進を図る。	
62	自殺対策についての講演会	市民や関係機関を対象に、精神疾患やアルコール問題、こころの健康について学び、自殺リスクへの気づきを促すための講演会を開催する。	市民や関係機関を対象に、精神疾患やアルコール問題等のこころの健康について、自殺リスクへの気づきを促す。	
63	健康づくり講座	生活習慣病等の予防や改善、治療をテーマとした医師、保健師等の健康教育及び個別相談を行う。	こころの健康のテーマを取り上げ、受講者がこころの健康についての知識を習得する。	
64	献血事業	兵庫県赤十字血液センター姫路事業所が行う献血の普及啓発等を行い献血事業を推進する。 (献血事業にかかる担当者会議への出席)	献血会場付近において、自殺対策の啓発を行う。	こども政策課
65	夜間急病医療事業	夜間急病センターの運営管理を行う。	救急や、夜間診療が必要となる方の中には、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺のリスクに関わる問題を抱えているケースもあることが想定されるため、再発防止の観点から、自殺未遂者や家族へ、相談先一覧や自殺対策リーフレットを配布し、必要な支援先につなぐ等の支援を実施する。	
66	地方独立行政法人加古川市民病院機構	加古川中央市民病院との連携を行う。	救急搬送となる方の中には、自殺未遂者が含まれるほか、精神疾患の急激な悪化や家族の暴力等、自殺のリスクに関わる問題を抱えているケースもあることが想定されるため、再発防止の観点から、自殺未遂者や家族へ、相談先一覧や自殺対策リーフレットを配布し、必要な支援先につなぐ等の支援を実施する。 医師等との連携により、既遂事例検討への助言を得て、支援を振り返ることで関係機関との連携のあり方の見直しを図る。	
67	かこたんガイド・子育てアプリ	子育て世代に向けた情報誌・アプリを活用し、幅広く市民に子育てについての情報発信を行う。	情報誌やSNSを通じて、子育て世代に対する自殺対策にかかる相談先の周知を行う。	育児保健課
68	育児教室	発達の遅れがある幼児や育児不安を抱える保護者を対象に、設定保育の実施や育児・生活相談、発達面の相談を行う。	子育てに関する知識の普及や個別相談を行うことで、育児不安の軽減を図る。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
69	応急手当普及啓発事業	超高齢社会の進展とともに増加する救急需要において、救命率向上のためには、市民による心肺蘇生法等の応急処置が不可欠であることから、一人でも多くの市民が応急処置の知識及び技術を習得するために講習用資機材の充実を図る。	啓発用リーフレットの配布を通じて、地域の支援機関等の資源について市民に情報周知を図る。	救急課
70	就学援助事務	経済的理由や特別な事情（失業中、被災等）により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等を援助する。	金銭的な悩みを抱えていることが自殺の原因の一つとして考えられるため、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助する。 就学援助の申請や制度内容の問い合わせ時に、保護者から子どもや生活状況について相談を受けた場合には、相談窓口へ案内する等今後の支援につなげる。	学務課
71	成人式実施事業	新成人を祝い、社会人としての自覚を促すことを目的として、成人の日に式典を開催する。	成人式会場において、自殺対策に関するリーフレット等を配布する。	社会教育・スポーツ振興課
72	スポーツイベント実施事業	市内のスポーツイベントを実施する。	各スポーツイベント会場において、自殺対策に関するリーフレットを設置することで、市民への啓発の機会とする。	
73	いじめ防止啓発事業	児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組む仕組みづくりの一環として、加古川市いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止啓発月間（9月）を設置するとともに、市民フォーラムを開催する等、いじめ防止啓発に取り組む。	学校・家庭・地域が連携し、社会全体でいじめ問題を未然に防止するため、啓発活動に取り組む。	学校教育課
74	青少年健全育成事業	青少年の非行防止、健全育成を図るための事業。 （１）加古川市全体での青少年健全育成のための広報啓発活動 ・全市大会、非行防止チラン等 （２）各校区での青少年健全育成のための広報啓発活動 ・各校区での校区大会、青少年健全育成の啓発活動等	地域の大人が子どもたちにどのように関わっていくべきなのか理解を深め、実践力や行動力を身につけてもらうため、加古川市や校区での講演会の際に、青少年の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行う。	青少年育成課

４ 生きることの促進要因への支援、及び阻害要因の減少

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
75	多文化共生社会事業	外国人のための日本語講座や日本語個人指導により、外国人の日本語学習支援に加え、外国人の居場所を提供する。	日本語講座等で学習する外国人に対して、自殺対策等に関するリーフレットを配布する。	秘書広報課 (国際交流センター)
76	防災及び災害関係事業	自然災害に対する諸対策として地域防災計画の作成等を行い、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。	自殺総合対策大綱において、大規模災害における被災者の心のケア支援事業の充実・改善や、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等の必要性が謳われているため、加古川市地域防災計画等において、災害発生後の被災者等への心のケア対策を促進する。	危機管理室
77	人権アドバイザー事業	各公民館を月１回巡回し、人権相談に対応する。	人権課題について相談に応じ、適切な窓口を案内する。	人権文化センター
78	人権相談事業	窓口や電話で人権相談に対応する。	人権課題について相談に応じ、適切な窓口を案内する。	
79	消費者保護対策事業 (多重債務相談)	消費生活相談員が消費生活相談及び多重債務相談に対応する。	多重債務の問題を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもあるため、多重債務に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、問題の解決に向けた包括的な支援を展開する。 また、相談内容に応じて無料法律相談の紹介や司法書士・弁護士・法テラスへの橋渡しを行う。	生活安全課
80	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害に遭われた人の相談を、ワンストップ窓口にて対応する。	ワンストップ窓口により、犯罪被害者等が抱える様々な問題について相談に応じ、適切な窓口の案内や必要な情報の提供を行う。	
81	女性のための働き方相談・労働相談	働いている女性、働きたい女性を対象に男女共同参画推進専門員（キャリアコンサルタント有資格者）や社会保険労務士が相談を行う。	自分にあった働き方や再就職への支援、職場のトラブルに関する相談事業を実施することで、仕事や生活における将来への不安、負担の払拭、軽減につなげる。	男女共同参画センター
82	労働相談事業	労働相談員による賃金、解雇、職場の人間関係等、労働に関する相談に対応する。	若年者・勤労者等への相談支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、相談支援につなげる。また、自殺対策に関するリーフレットを配布する。	産業振興課

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
83	就職活動・個別指導事業	勤労会館指定管理業務における指定事業。 就職・転職活動に役立つ履歴書の書き方、面接の受け方等を個別指導する。毎週木曜日に実施（月4回）。	若年者・求職者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援（自殺対策）であるため、広く市民へ周知し、若年者・求職者の就職支援につなげる。また、自殺対策に関するリーフレットを配布する。	産業振興課
84	就職支援セミナー事業	勤労会館指定管理業務における指定事業。 就職・転職活動に役立つ履歴書の書き方、面接の受け方等を指導する。月4回のコース制でグループで実施。（年2回）		
85	JOBフェア事業	①新規卒卒者②高校卒業見込み者③概ね45歳までの方④就職活動を開始しようとする方を対象とした合同企業説明会の開催を委託する。		
86	インターンシップ支援事業	就業のミスマッチによる早期離職の予防を目的として、インターンシップを希望する市内企業と学生等のマッチングのための合同企業説明会を開催する。		
87	ものづくり支援事業	市内中小企業の技術力・経営力の向上や製品・技術の広報活動を側面から支援するため、専任のディレクターを配置し、中小企業に対する相談業務を行う。	経営上の様々な課題に関して、専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の状況を把握し、その他の問題も含めて支援する。	
88	商工業振興推進事業（経営相談）	加古川商工会議所に対し、中小企業経営指導事業に係る経費の一部を補助する。	経営指導員が、資金繰り等、中小企業経営者の抱える多様な相談に対応する。	
89	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用するにあたり、申立人がいないことや経済的な理由等により申立てができない高齢者や障がい者に対し、市長が申立人になるほか、手続き費用を補助する。	判断能力に不安を抱える方に成年後見制度の利用をしてもらうため、市長申立てや手続き費用を補助することで当事者の権利擁護支援につなげる。	
90	高齢者総合福祉対策事業	居宅寝たきり高齢者等の実態調査を行う。	地域において独居高齢者等見守りの必要な高齢者の家に訪問することで、実態把握し、必要な支援へつなぐ。 地域において見守りの必要な高齢者の情報を関係機関と共有することで、ネットワークづくりの継続とともに、自殺のリスクを抱えている可能性のある市民へのアウトリーチに活用する。 （関係する機関は個人情報の管理に十分注意を払う。）	
91	生活支援ハウス運営事業	高齢のため独立して生活することに不安のある65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方に住居を提供する。	生活支援ハウスへの入所手続きの中で本人や家族等と接触する際、問題状況等の聞き取りを行うことで家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	
92	訪問理美容利用助成事業	在宅で寝たきり状態にある高齢者または障がい者が、理容師または美容師の訪問により理容または美容のサービスを受ける場合に、出張費の助成を行う。	在宅で寝たきり状態にある高齢者または障がい者がサービスを利用することにより、本人や介護者の負担軽減を図る。	
93	老人措置事業	環境上及び経済的理由により、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難な高齢者に、養護老人ホームに入所してもらう。	老人ホームへの入所手続きの中で本人や家族等と接触する際、問題状況等の聞き取りを行うことで家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。	
94	総合相談・権利擁護事業	権利擁護事業に関する成年後見人等相談及び高齢者虐待防止の啓発を行う。	事業の中で当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなげる。 問題の種類を問わず総合的に相談を受けることで、困難な状況に陥った高齢者の情報を最初にキャッチできる窓口となる。	
95	介護用品支給事業	介護認定において要介護4または5の市民税非課税世帯に属する高齢者を介護する方に、介護用品を支給する。	介護は本人や家族にとって負担が大きく、最悪の場合、心中や殺人へとつながる危険もあるため、介護用品の支給を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。	高齢者・地域福祉課
96	高齢者住宅等安心確保事業	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、集会所等に設置する相談室を拠点として、生活相談や一時的な家事援助等を行う。	シルバーハウジングへの入居により、一人暮らし高齢者や低所得高齢者の見守り支援を行う。	
97	緊急通報システム運営管理事業	65歳以上の一人暮らし高齢者等に緊急通報システムの家庭用端末機を貸出し、急病や事故等の際に通報機により連絡し、近隣協力者の協力を得て、迅速かつ適切に援助を受けられるようにする。	通報システムの設置を通じて、独居高齢者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点となる。	
98	民生委員活動事業	厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員の活動が活性化し、地域住民に対する相談や支援の充実を図るために活動助成及び事務局として様々な事務を行う。あわせて、民生委員の推薦にあたる民生委員推せん会の事務局としての事務を行う。	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる役割として機能する。	
99	地域包括支援センター運営管理事業	介護保険法の規定に基づき、平成18年度から設置している地域包括支援センターは、高齢者の相談業務の他、権利擁護事業、介護予防、家族介護支援、ケアマネジャーの支援等を実施している。	【介護者のつどい】 支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされているため、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設けることで、支援者相互の支えあい（支援者への支援）を推進する。	
100	認知症施策総合推進事業（認知症カフェ）	「認知症の人や家族にやさしいまちかこがわ」を目指し、市内の医療機関や介護事業所及び地域の支援機関の連携を強固にする事業や、認知症の早期発見・早期治療や認知症患者とその家族を支援する事業を実施し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる体制を構築する。	【認知症カフェ】 支援者への支援は、新しい自殺総合対策大綱において重点項目の1つとされているため、認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支えあい（支援者への支援）を推進する。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
101	介護予防・生活支援サービス事業	要支援認定者及び事業対象者に対する介護予防・生活支援サービスを実施する。	介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となる。	高齢者・地域福祉課
102	いきいき百歳体操普及啓発事業・いきいき百歳体操活動支援事業	いきいき百歳体操の普及啓発、活動支援により、健康寿命を延伸するとともに、毎週集うことにより、地域の絆を強める。	地域の集いで、健康教育、健康相談を実施し、ハイレスク者への支援を行う。 地域の集いに継続参加することで帰属意識を高め、地域の絆を強める支援を行う。 自殺予防の啓発を行うことで、自殺対策（生きることの包括的支援）の市民への周知、啓発の機会とする。	
103	生活保護法施行事務（生活保護の相談）	相談面接、訪問面接、医療相談、扶助費支給を行う。	生活保護の相談者や受給者は金銭的な問題のほかに様々な問題を抱えているため、これら相談者各人（世帯）の問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うほか、生活保護受給世帯への訪問面接、医療相談等により必要な支援を行う。	
104	中国残留邦人等生活支援事業	生活保護を受給している特定中国残留邦人等とその配偶者を対象に、日本語学習会や中国残留邦人との親睦会に参加するための交通費を支給する。	中国残留邦人等とその配偶者は、言葉の問題や生活習慣の違いから地域で孤立しがちであるため、日本語学習会への参加や、中国残留邦人との交流を促進し、孤立感を解消する。	
105	生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮の相談）	相談員が、生活困窮に陥っている方の相談に乗り、困っていることを一緒に解決していく。利用できる制度の紹介や関係機関へつないでいく。	生活困窮に陥っている方は金銭的な問題のほかに様々な問題を抱えているため、これら相談者各人（世帯）の問題点を整理し、生活のためのアドバイス等の実施や関係機関への引き継ぎを行うことで、困窮状態の解消を図る。	生活福祉課
106	生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習支援事業）	生活困窮世帯の小～高校生とその保護者に対して、学習支援員が学習や養育の助言・相談を行う。また放課後や夏休み等長期休暇中に、学習会を開催し、学習の機会を提供する。これらの支援を通じて親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切れるよう支援する。	生活保護世帯を含めた生活困窮世帯の小～高校生とその保護者に対して、学習支援員が学習や養育の助言・相談を行う。 また放課後や夏休み等長期休暇中に、学習会を開催し、学習の機会を提供する。これらの支援を通じて親から子どもへの貧困の連鎖を断ち切れるよう支援する。	
107	生活困窮者自立相談支援事業（住居確保給付金）	失業等により家賃を払うことが困難となり、住居を喪失するおそれがある、または住居を喪失した生活困窮者に対して、一定期間（原則3か月）、大家や管理会社に家賃相当額を支給する。また、失業等により家賃を払うことが困難となり、住居を喪失するおそれがある、または住居を喪失した生活困窮者に対して、一定期間（原則3か月）、大家や管理会社に家賃相当額を支給する。また、失業等により家賃を払うことが困難となり、住居を喪失するおそれがある、または住居を喪失した生活困窮者に対して、一定期間（原則3か月）、大家や管理会社に家賃相当額を支給する。	失業等により住居を失う恐れのある方の住居喪失の恐れ・不安を解消し、将来を前向きに考えられるようにする。	
108	ホームレス対策	地域からの相談や、市内巡回において、ホームレスがいれば相談を聞き、生活保護や一時生活支援事業の利用につなげる。	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス状態となった方を発見し、相談支援につなげる。	
109	生活困窮者自立相談支援事業（一時生活支援事業）	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス状態となった方に対して、宿泊場所を提供し衣食を支給する。	長年にわたりホームレス生活をしている方や住居を喪失しホームレス状態となった方に対して、宿泊場所を提供し衣食を支給することで、生活の質が向上するよう支援する。	障がい者支援課
110	加古川市障がい者基幹相談支援センターでの相談	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、様々な悩みごとの相談や制度の案内等総合的、専門的な相談支援を行う。（社会福祉士、精神保健福祉士や相談支援専門員等の専門資格を持った職員が、障がいの種別や障害者手帳の有無に関係なく対応する。）地域の相談支援専門員と連携し、地域の相談支援の質の向上を図る。	自殺の恐れがある場合には適切な窓口へつないだり、関係機関と適切に連携する。 相談支援専門員が関わるケースにおいては、自殺対策が必要なケースも想定されるため、市内の相談支援専門員については、相談支援の質の向上を図るための連絡会議（基幹相談支援センターが月1回開催）において、自殺企図があるケースへの対応を学ぶ機会を得ることで、相談支援専門員のケース対応能力の向上とともに、利用者への適切な支援を可能とする。	
111	障害者福祉推進事業（ピアカウンセリング）	障がいを持つ当事者自身が、相談を受ける障がい者と同じ立場で話し合い、サポートすることで、自立した生活の援助を行う。	相談を通じて本人や家族の負担軽減を図る。	
112	自立支援事業（障害福祉サービスにおける支援）	障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）を行う。計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援を行う。	最初の窓口として、障がい者及び家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる。 相談支援の提供を自殺のリスクが高い市民との接触機会として活用する。 サービスの利用や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。	
113	障害施設等利用者支援事業（障害児通所支援・障害児相談支援における支援）	障害児相談支援を行う。 障害児通所支援（児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）を行う。	相談支援の提供を自殺のリスクが高い市民との接触機会として活用する。 サービスの利用支援や相談を通じて、本人や家族の負担軽減を図る。	介護保険課
114	地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援、訪問入浴）	移動支援、日中一時支援、訪問入浴を行う。	最初の窓口として、障がい者及び家族の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる。 支援を通じて本人や家族の負担軽減を図る。	
115	介護相談	窓口や電話で高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談に対応する。	窓口や電話で介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。	健康課
116	健康相談	窓口や電話で健康相談に対応する。	健康問題を抱える人は自殺リスクが高い可能性があるため、健康に関する相談を実施し、健康不安を解消する。 健康問題に関連する、こころの悩みについて把握した時に、傾聴し、必要な支援につなげる。 支援者からの相談があった際に、対応方法や連携先等の情報提供を行う等、支援を行う。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
117	市民を対象とした健診（検診）	健診（検診）の受診を促進することで、疾病の早期発見・早期治療につなげ、健康保持及び増進を図る。	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、疾病の早期発見・早期治療を促進する。	健康課
118	データヘルス計画	特定健康診査やレセプト等のデータを分析することで健康課題を明らかにし、健康寿命の延伸と医療費適正化を目指し、効果的・効率的な保健事業の方向性と実施事業についての計画を策定し、推進する。	自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるため、生活習慣病の発症や重症化を予防する。	
119	ウェルネスプランかこがわ	市民一人ひとりの健康づくり・食育を推進するための指針となる計画を策定し、推進する。	計画の中で「休養・こころの健康」について、評価指標により、目標値への達成状況を把握し、課題を抽出し、事業内容に活かす。 自殺の原因の一つである健康問題のリスクを減少させるための推進を行う。	
120	地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う。	育児不安を軽減するため、子育て中の親子が一緒に遊び、気軽に交流できることも広場や、子育てサークルが自主的・継続的に活動できるプレイルームにおいて、様子が気になる保護者に対しては積極的に声をかけを行い、育児に関する相談を受けたり、児童虐待や健康不良等に対しては早期発見につながるよう他機関との連携を図る。 利用者に対して自殺対策に関するリーフレットの配布・設置等を行い、普及啓発を行う。 【子育て大学】 子育てプラザにおいて、子育てに関するボランティアを養成し、子育て支援の場を提供する。 子育て支援のボランティアに携わることで、高齢者にとっての生きがいにつなげる。	こども政策課
121	婦人相談員事業	婦人相談員*が女性の相談に応じるとともに、配偶者等からの暴力（DV）による被害者の保護や自立に関する支援、DVの根絶に向けた啓発を行う。	相談・援助において自殺が懸念される女性を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	家庭支援課
122	要保護児童相談事業（家庭児童相談）	相談・援助において自殺が懸念される保護者や児童を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	相談・援助において自殺が懸念される保護者や児童を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
123	養育支援訪問事業	養育困難家庭で支援が必要と認められる家庭に対し、ヘルパー並びに保健師等を派遣し、家事、育児等の援助を行う。	ハイリスク家庭の保護者の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、相談・援助において自殺が懸念される保護者や児童を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
124	産後家事ヘルパー派遣事業	産後、心身ともに家事や育児等の負担が多い時期に、母親の肉体的・精神的負担を軽減し、産後の生活を支援するため家事ヘルパーを派遣する。	産後うつ等に陥りやすい産婦の肉体的・精神的負担を軽減するとともに、援助において自殺が懸念される産婦を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
125	母子生活支援施設措置事業	配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	経済的困窮、孤立化した母子を保護し、危機的状況にある母子の心中等を回避するとともに、施設措置後においても当該施設の支援員等と連携し、自殺が懸念される母子等の専門の相談窓口や医療機関等へつなげる。	
126	子育て家庭ショートステイ事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労等の理由により、家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行う。	保護者の肉体的・精神的な負担を軽減し、保護者の自殺リスクを軽減に寄与するとともに、援助において自殺が懸念される保護者や児童を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
127	緊急一時保護事業	配偶者からの暴力を受けた被害者等で、緊急避難を要する等の理由により金銭を所持しない方に対し、食費等を支給する。	相談・援助において自殺が懸念されるDV被害者等が発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
128	母子・父子自立支援事業	母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援のための相談業務を行う。また、日常生活支援（ヘルパー派遣）や自立支援給付金の支給等により生活及び就労支援を行う。	相談・援助によりひとり親家庭の経済的困窮や孤立化を防ぐとともに、自殺が懸念されるひとり親家庭を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
129	母子父子寡婦福祉資金貸付	20歳未満の児童を扶養しているひとり親世帯及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	相談・援助によりひとり親家庭の経済的困窮や孤立化を防ぐとともに、自殺が懸念されるひとり親家庭を発見した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	
130	妊産婦相談・育児相談	妊産婦または乳幼児の健康増進、孤立することなく子育てできる環境整備を推進するため、妊娠・出産・育児に関する相談を行う。 また、支援が必要な家庭については、継続的に家庭訪問や電話相談等で支援を行う	相談窓口について周知を行うことで、援助希求行動の促進を図る。 また、精神的・身体的な健康問題を抱えている妊産婦、乳幼児やその保護者に対しては個別に相談支援を行う。	育児保健課
131	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う	訪問等で産後うつ病のスクリーニング（EPDS）を実施し、産後うつ病が疑われる場合、早期に相談支援を行い、必要に応じて医療機関の受診等につなげる。	
132	産後ケア事業	出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な支援、サービスを提供することで、リスクの軽減を図るとともに、退院後も他の専門機関と連携して支援を継続する。（平成30年度～）	退院時からの切れ目のない支援を行うことで、産後うつ等に陥りやすい産婦の肉体的・精神的負担の軽減を図る。	
133	産前産後サポート事業 ・はじめてのパパママ レッスン ・ママとベビーのおしゃべりサロン	妊産婦が集う場所を提供して仲間づくりの支援を行うとともに、育児に関する健康教育や個別相談等を行う。	妊娠・出産・子育てに関する知識の普及や個別相談を行うことで、育児不安の軽減を図る。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
134	保育の実施	公立・私立保育園及び認定こども園、地域型保育事業所等による保育を実施する。	保育士が子育てに悩む保護者の手立てとなり、積極的支援を行う。 乳幼児期の保育を通して、子どもの心と体の健やかな成長を促す。 育児不安を抱える保護者（保育者）との愛着形成を促し、子どもの自尊感情を育てる。	幼児保育課
135	一時預かり事業	就労・疾病等で乳幼児の養育ができない保護者に代わり、子どもの健やかな育成を図る。	子どもの預かりと養育の機会は、保護者や家庭の状況を知る機会となるため、保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐ等、支援への接点となる。	
136	病児・病後児保育事業	病気や病後の乳幼児を家庭で保育できない場合に、保育所や認定こども園、医療機関等の施設において保育を行う。	病気にかかった乳幼児が、家庭でゆっくり静養できる環境が望ましいが、家庭や保護者の仕事の都合等で保育ができない場合において利用することができ、親子ともに安心して生活ができる環境を提供する。	
137	療育支援の実施	発達障害のある子どもと保護者への支援を行う。	保育を通して気になる子どもの対応に考慮したり、関係機関と連携して保育を支援する。 保護者の子育ての相談を受け、育児不安を取り除く。	
138	子育て支援事業	子育て支援情報にて在宅の親子に「ふれあい保育」や「園庭開放」等を実施する。 乳幼児のいる保護者同士の交流を支援する。 情報交換や子育てに係る相談の場を設ける。	「ふれあい保育」等を通じて、悩みを抱えている保護者の育児不安への解消に努める。 同じような年齢の子どもや保護者に接し情報交換することで、人のつながりが持てる場を提供する。	
139	利用者支援事業	窓口には保育コンシェルジュを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズにあったサービスの提供をすることで、待機児童の減少を図る。	保育コンシェルジュを配置することで、保護者からの苦情・相談に対応し、適切な機関につなげる等問題解決の糸口を見つける。	こども療育センター
140	外来療育の実施	発達専門の小児科診療所として外来児に診察・訓練等を実施する。	医師の指示に基づき、必要に応じて個別プログラム（理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理検査相談）を実施する。 訓練を通じて、毎日の生活をより快適に過ごすことができるよう支援する。また、日常生活での関わり方や周囲の支援について、保護者と一緒に考えていく。 育児不安を抱える保護者に対して、グループ懇談や学習会を通じて積極的支援を行う。	
141	通園療育の実施	児童福祉施設として就学前の肢体不自由児に診察・訓練・保育等を実施する。（母子通園）	発達に応じた遊びを経験し、意欲や社会性を育てる。 親子で遊ぶことで、母子関係を深め、母親が子どもの興味・関心にそった関わりが持てるように援助する。 育児不安を抱える保護者に対して、個別面談等を通じて積極的支援を行う。	
142	道路・河川管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務（ホームレスへの対応等）を行う。	道路及び河川パトロール時において、ホームレス等を発見した場合、速やかに福祉関係部門へ情報提供を行う。	土木総務課 治水対策課
143	公園・児童遊園等の管理及び設置に関する事務	公園施設等の管理、維持補修、設置に関する事務を行う。	関係機関職員による巡回等による対策を行う。	公園緑地課
144	市営住宅管理事業	市営住宅の入退去管理、家賃収納等に関する事務。	市営住宅の入居者や入居申込者は、低所得等生活困窮者が多いため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる市民に対して、自殺予防に有効な接触機会とする。	住宅政策課
145	住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定事業	住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の策定に向けた基礎調査の実施や計画策定事務。	高齢・障がい・低所得等賃貸住宅入居に配慮を要する人に向けた対策の検討及び住生活全般における留意点の検討を行う。 自殺のリスクが潜在的に高いと思われる単身高齢者を中心に、生活困窮や低収入等、経済面で問題を抱えている市民の需要と意識調査に努める。	
146	高齢者大学	高齢者の生きがい活動の推進、仲間づくり、生涯学習の場として、市内の12公民館において実施している。	高齢者大学への参加により、学びの機会の提供や仲間づくり等の生きがいづくりを推進する。	社会教育・スポーツ振興課
147	特別支援教育児童生徒サポート事業	スクールアシスタントを市内全小学校に配置し、ADHD等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援を行う。また、各校の特別支援教育コーディネーターは、特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに十分に応えたり、福祉等の関係機関との連携を図ったりする。	児童生徒の自己肯定感が高まるよう、特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応える。	学校教育課
148	適正就学指導委員会運営事業	心身に障がいのある幼児・児童・生徒の心理教育的アセスメント及び適正就学指導を行う。	障がいのある子どもにとって、適切な就学先で教育を受けることが、「自立」と「社会参加」につながるため、適正就学指導委員会で有識者ら専門家がより適切な就学先を指し示す。	
149	家庭教育支援相談事業	幼児・児童・生徒の不登校、いじめ、学習、進路、しつけ、発達、苦情・要望等教育に関する相談を受け、生活意欲の向上、発達・自立のための助言を適切に行い、問題の解消及び軽減が図られるように心理と教育の両面から支援を行う。	自殺リスクの把握と対応について理解を深め、早期の問題発見・対応ができるよう、心理相談員にゲートキーパー研修を受講してもらう。 相談先情報の周知を図るため、教育相談に訪れた保護者にリーフレット等を配布するとともに、必要に応じて適切な関係機関とつなぐ。	青少年育成課
150	不登校児童生徒適応指導事業	各校に設置された「不登校対策委員会」と連携して「不登校対策推進委員会」を組織し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支援を行う。 適応指導教室「わかば教室」において、不登校状態にある児童生徒への学校生活復帰に向けた支援を行う。	不登校対策推進委員会にて、不登校問題の研修・研究及び情報交換を行うとともに、不登校児童生徒対策本部の方針を活かしながら、各校における不登校対策の推進と充実を図る。 適応指導教室「わかば教室」において、基本的な生活指導、個別カウンセリング、学習指導等、学校生活復帰に向けた支援を行う。	

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
151	少年補導・相談事業	少年の実態把握及び非行の早期発見・指導を図るため、関係機関と連携を密にし、街頭補導・非行防止啓発活動を行い、地域と行政が一体となった善導に努める。また、少年相談員が来所・電話・訪問による相談を行い、個別指導、環境整備及び再発防止を図る。	徘徊等、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとってのＳＯＳである場合も少なくないため、街頭補導を実施し、声掛けや助言を行うことにより、子どもたちの異変に気づく。地域の危険な箇所や蟬集場所を把握し、重点的に巡回することにより、子どもたちの安全を確保する。また、子どもたちからのＳＯＳをキャッチした際には、適切な関係機関につなぐとともに、適切な指導を行う。	青少年育成課
152	自然体験活動指導事業	施設無料散策、キャンプ、工作機械体験、天体観察等、野外活動や自然とのふれあい、宿泊体験を通して、子どもを心身ともに健全に育む（有料）。	自然とふれあう機会をつくることにより、青少年の生きる力を育む。普段の生活ではふれあえない自然体験・団体活動を通じて生きる力を育む。	少年自然の家
153	読書啓発事業	市民の生涯学習の場としての読書環境を充実する。 講演会・お話し会等の開催など教育・文化サービスを提供する。	図書館を読書啓発活動の拠点とし、自殺対策に関連する図書やその他資料を通して市民に対する情報提供の場としての取組を行う。特に自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際には特設コーナーを設置する等、普及啓発を行う。 学校に行きづらいている子どもたちにとって、本を介した居場所となる。 本を読むことは多様な考え方を知り、生きる喜びや心の安らぎを得ることが期待できるため、資料提供や文化活動等の読書啓発を進めることで、青少年から高齢者まですべての人に生きる力を与えることができるように努める。	中央図書館
154	配偶者等からの暴力に関する相談	配偶者や恋人からの暴力（ＤＶ）についての相談を受け、被害者の保護や自立に関する支援を行う。	相談・援助において自殺が懸念されるＤＶ被害者等を見出した場合に、専門の相談窓口や医療機関等につなげる。	配偶者暴力 相談支援センター

５．児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

No.	事業名	事業概要	生きる支援実施内容	担当課
155	加古川市家庭教育大学事業	家庭教育力の充実を図るため、家庭の役割、親の役割等について学習する研修会や講演会を加古川市ＰＴＡ連合会に委託して実施する。	研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高める。 研修会等の場で相談先の情報等をあわせて提供することで、子どもへの情報周知のみならず、保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とする。	社会教育・ スポーツ振興課
156	心の絆プロジェクト事業	児童会、生徒会を中心にした心の絆を深める自主的な活動を行い、望ましい人間関係、居場所、集団づくりを推進する。	いじめ等の問題を未然に防止するため、「心の絆宣言」をもとに、児童会・生徒会を中心にした自主的な心の絆を深める活動を行う。	学校教育課
157	いのちと心サポート教育研究事業	自他の命を大切にすることの育成を目指した取組を指定ユニットで行い、その内容や成果を全市に広げる活動を通して、命を大切にすること豊かな幼児・児童・生徒の育成を図る。	今を生きる子どもたちすべてに共通の課題となっている、命の大切さを学ぶ命の教育、ＳＮＳ等利用に関する情報モラル教育、自己肯定感を育む教育を早期段階から行う。	
158	未来を拓く学び推進事業	教職員が協同的探究学習を核とした授業改善を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指すことで、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育成し、学力向上につなげる。	協同的探究学習に基づいた学習の中で、多様な考えに触れ、既有知識との関連づけを図ることで、自分の考えを広げたり、深めたりすることにつなげる。さらに、多様な考えを認め合う中で、自己肯定感を育む。	
159	学校生活適応推進事業	アセス（学校環境適応感尺度）による市内統一調査を行い、その結果を学級経営や教育相談や面接に活かして、いじめや不登校等の未然防止、早期発見を図る。また自殺予防に資する啓発活動等を行う。	小学校４年生から中学校３年生に、自殺予防に関する相談啓発ハンドブックを配布する。 自殺予防に関わる教職員向け研修会の開催及び子ども向け自殺予防プログラムを実施する。 「子どものサイン発見チェックリスト」を全児童生徒の家庭に配布し、保護者が子どもの心のサインに気づけるよう支援する。	青少年育成課
160	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、学校内あるいは学校の枠を越えて関係機関等との連携を強化し、児童生徒や家庭の抱える課題解決を図る。	様々な課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合も想定されるため、児童生徒や保護者に向けて、スクールソーシャルワーカーによる関係機関とも連携した包括的な支援を行う。	
161	スクールサポートチーム活用事業	市教育委員会に「スクールサポートチーム」を設置し、構成員の専門性を活かした助言等を通して「チーム学校」をサポートする。	学校が抱える生徒指導上の諸問題の未然防止、早期対応・早期解決に向けた支援を行う。	
162	メンタルサポート事業	メンタルサポーターを市内全中学校に配置し、別室指導や家庭訪問等を通して家庭と学校の橋渡しの存在として、課題を抱える生徒への支援を行う。	多様で複雑な不登校の要因や背景をできる限りの確に把握し、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に関わる支援を行う。 別室において学校生活への適応を促す「こころの居場所づくり」を行うとともに、課題を抱える生徒への支援を行う。	

5 相談窓口等一覧

1	こころやからだの健康	7	仕事・労働問題
2	自殺防止	8	高齢者
3	遺族支援	9	経済問題、生活困窮、法律関係
4	子ども・青少年	10	障がい者（児）
5	妊娠・出産・子育て・家庭問題	11	犯罪被害
6	人権・女性・男性		

※平成 31 年 3 月現在

1 こころやからだの健康

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
こころとからだの健康に関する相談 （どこに相談すればよいかわからない場合も含む）	市健康課	079-427-9191	平日	9：00～17：00	—
こころの健康に関する相談	加古川健康福祉事務所（保健所） 地域保健課	079-422-0003	平日	9：00～17：00	—
こころのケア相談 （精神科医師による専門相談）			毎月第 2・4 月曜	13：00～14：00	予約制
こころの悩みや精神的な病気、社会復帰の相談等	兵庫県こころの健康電話相談	078-252-4987	火～土	9：30～11：30 13：00～15：30	—
事件・事故・災害等によるトラウマ・PTSD に関する相談	兵庫県こころのケアセンター	078-200-3010	火～土	9：00～12：00 13：00～17：00	面接は予約制
こころの悩みや精神的な病気、社会復帰相談のうち特に複雑困難なものに対する相談（来所相談）	兵庫県精神保健福祉センター	078-252-4980	火～土	8：45～17：30	面接は予約制
依存症に関するご本人・ご家族のための相談	ひょうご・こうべ依存症対策センター	#7330 078-251-5515	火～金	9：30～11：30 13：00～15：30	—
ひきこもり相談	兵庫ひきこもり相談支援センター ほっとらいん相談	078-977-7555	月・火・水・金・土	10：00～12：00 13：00～16：00	—
がんに関する気がかりや困りごとの相談	がん相談支援センター （兵庫県立がんセンター）	078-929-1151 （内線 518）	平日	9：00～12：00 13：00～16：00	—

◆自助グループ等

内容	団体名	連絡先	開催日／時間等			備考
ひきこもりがちなご本人向け、ご家族向けの居場所、相談援助活動	NPO法人 神戸オレンジの会	078-515-8060	火～土		12：00～18：00	初回無料 2回目以降は会費有
ひきこもりの子を持つ親の会	陽だまりの会	080-5700-8102 （松井）	定例会	第 4 水	14：00～16：00	場所：あかし保健所 要申込・会費有
アルコール依存症のご本人向けの居場所、ご家族向けの居場所	兵庫県東播断酒会	079-452-1788 （松田） 079-492-6467 （熊本）	断酒会	水	19：00～20：45	場所：加古川福祉会館
				第 2・4 土	15：30～16：30	場所：東加古川病院
			家族会	第 2 水	19：00～20：45	場所：加古川福祉会館
アルコール依存に関する相談、アルコール勉強会、家族会等	東加古川病院	地域医療連携室： 079-424-2981	相談	月～土	9：00～17：00	無料
			勉強会	火	9：30～11：30	1 クール 10 回 要相談
			家族会	火	9：30～11：30	申込不要 無料

2 自殺防止

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
こころの健康相談等を中心とした、広く自殺予防につながる相談（精神保健福祉士・臨床心理士等による相談）	兵庫県いのちと心のサポートダイヤル	078-382-3566	平日	18:00～翌8:30	—
			土日祝	24 時間対応	—
自殺を考えるほど孤独に悩んでいる人からの相談	神戸いのちの電話	078-371-4343	平日	8:30～20:30	—
			土 8:30～日 16:00（連続）		—
			祝日	8:30～16:00	—
			第2・4金 8:30～日 16:00（連続）		—
	はりまいのちの電話	079-222-4343	年中無休	14:00～翌1:00	—
	自殺予防いのちの電話	0120-783-556（無料）	毎月10日のみ	8:00～翌8:00	—
自殺念慮のある方の気持ちの傾聴	NPO 法人国際ビフレンダーズ・大阪自殺防止センター	06-6260-4343（無料）	金 13:00～日 22:00（連続）		—
暮らしの中で困っていること、気持ちや悩みを聞いてほしい方、自殺を考えるほど思い悩んでいる方等	よりそいホットライン	0120-279-338（無料）	年中無休	24 時間対応	—
SNS 相談事業（メール・SNS 等による相談）	厚生労働省	『厚生労働省 SNS 相談』で検索。（URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199724.html ）			

3 遺族支援

相談内容	相談先（事業）	連絡先	相談日／時間等		備考
自死・自殺で身近な人を亡くした方のための相談	全国自死遺族総合支援センター	自死遺族相談ダイヤル 03-3261-4350	木	11:00～19:00	H P 参照
自死遺族の悲しみの受け皿	自死遺族傾聴電話（NPO グリーフケア・サポートプラザ）	03-3796-5453	火・木・土	10:00～18:00	—
自死遺族の法律相談	全国自死遺族法律相談ホットライン（自死遺族支援弁護団）	050-3786-1980	水	12:00～15:00	—
		06-6949-8277	月～金（祝日除く）	9:00～18:00	—
病气・災害・自死遺児の、幼児～中学生を対象にした心のケアプログラムと相談	あしなが育英会 神戸レインボーハウス	078-453-2418	毎日	9:00～17:00	—
自死遺族との個別の語り合い及び直面する諸問題への支援、自死防止、自死遺族に特化した法的支援相談、生活再建支援相談	NPO 法人多重債務による自死をなくす会 コアセンター・コスモス	080-6159-4733 メール： info@cosmos-ikiru.com	毎日	9:00～20:00	—

◆自死遺族の家族会

内容	団体名	連絡先	開催日時等		備考
自死遺族当事者同士が気持ちを語り合う会	自死遺族の集いわかちあいの会・風舎	メール： r_chrosite@yahoo.co.jp	偶数月の第2日（8月除く）		13:30～16:00 H P 参照
	リメンバー神戸	078-335-8668	奇数月いずれかの日曜		14:00～16:30 —
愛する家族を亡くされたご遺族の会	兵庫・生と死を考える会 遺族会	078-805-5306	わすれな草の会（自死遺族）	第1・3土	10:00～12:00 —
			ゆりの会（ご遺族どなたでも）		13:30～16:00 —

4 子ども・青少年

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
少年非行に関する相談	市少年愛護センター	079-423-3848	平日	9:00～17:00	—
不登校、いじめ、学校生活上の悩み、 発達の相談等	市教育相談センター	079-421-5484	平日	9:00～17:00	—
いじめ、体罰、不登校、友人関係や進 路の相談（児童生徒、保護者）	ひょうごっ子悩み相談セ ンター	0120-783-111 （無料、固定電 話）	平日（祝日・ 12/29～1/3 除く）	9:00～17:00	—
いじめ問題やその他の子供の SOS 全般 （子どもや保護者等）	24 時間子供 SOS ダイヤ ル（文部科学省）	0120-0-78310 （無料）	年中無休	24 時間	—
ひきこもり・不登校・いじめ等青少年 のための総合相談	兵庫ひきこもり相談支援 センター ひょうごユースケアネッ ト ほっとらいん相談	078-977-7555	月・火・水・ 金・土	10:00～12:00 13:00～16:00	—
不登校・ひきこもり相談	兵庫ひきこもり相談支援 センター 播磨ランチ	079-240-6299	月～土	10:00～18:00	—
パソコンや携帯電話等を使ったインテ ーネット上の誹謗中傷、嫌がらせ等の トラブルの相談	ひょうごっ子「ネットいじ め情報」	06-4868-3395 メール： soudan@hyogok ko.npos.biz	電話相談 月～土（祝 日、12/28～ 1/3 除く）	14:00～19:00	—
学校で「いじめ」を受けて学校に行き たくない、親から虐待されている、でも 先生や親には言えない相談	子どもの人権 110 番（法務 省）	0120-007-110 （無料）	平日	8:30～17:15	—

5 妊娠・出産・子育て・家庭問題

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
妊産婦相談・育児相談・発達相談	市育児保健課	079-427-9325	平日	9:00～17:00	—
保育コンシェルジュによる入園等の相 談	市幼児保育課	079-427-9213	平日	9:00～17:00	—
子育てや児童虐待の相談	市家庭支援課	079-427-3073	平日	9:00～17:00	—
児童虐待等に関する通告や相談	児童虐待防止 24 時間ホッ トライン	078-921-9119	毎日	24 時間	—
思いがけない妊娠に関する相談	思いがけない妊娠 SOS	078-351-3400	月・金	10:00～16:00	—
		メール相談は随時（原則 1 週間以内に回答）			HP 参照
母子・父子家庭等の生活上の悩み、女 性が抱える様々な悩み（夫婦・親子関 係等）に関する相談	市家庭支援課	079-427-9293	平日	9:00～17:00	—
離婚や相続等生活上の問題に関する相 談（弁護士による法律相談あり）	市生活安全課	079-427-9120	平日	8:30～17:15	—
			法律相談： 水・金	13:40～16:40	予約制
家庭問題や財産問題等の生活上の困り ごとに関する相談（心配ごと相談）	加古川市社会福祉協議会	079-424-4318	水・金	13:00～16:00 （受付 12:00 ～15:30）	—
配偶者からの暴力相談（DV 相談）	市配偶者暴力相談支援セ ンター	079-427-2928	平日	9:00～17:00	—
配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力 の被害者の精神的負担軽減のための相 談	兵庫県女性家庭センター （配偶者暴力相談支援セ ンター）	078-732-7700	毎日	9:00～21:00	—

6 人権・女性・男性

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
暮らしの中で起こる様々な人権問題の相談	市人権文化センター	079-423-0874	月～土	9：00～19：00 (土17:00まで)	—
	みんなの人権 110 番（法務局）	0570-003-110	平日	8：30～17：15	—
相談者がどう生きていきたいのかを自らが選択していけるようにサポート	兵庫県立男女共同参画センター・イーブン	女性のための悩み相談 078-360-8551	月～土（祝日、12/28～1/4 除く）	9：30～12：00 13：00～16：30	—
		男性のための悩み相談 078-360-8553	原則第 1・3 火	17：00～19：00	—

7 仕事・労働問題

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
労働相談	市勤労会館	079-423-1535	土	9：00～12：00	—
経営相談	市産業振興課	079-427-9756	平日	9：00～17：00	—
司法書士による相談	司法書士会播磨支部 (相談場所：市勤労会館)	079-454-0866	第 2・4 火	18：00～19：30	—
女性のための働き方相談	市男女共同参画センター	079-424-7172	火・木・金・第 2 土	10：00～15：30	※平成 31 年 4 月以降は水・木・第 2 土の予定
女性のための労働相談			第 3 水	14：00～19：00	—
中小企業の経営相談、経営・金融・税務・経理等経営上の諸問題に関すること	加古川商工会議所	079-424-3355	平日	8：30～17：30	—
医師による面接指導、健康管理、産業保健に関すること（労働者 50 人未満の事業者を対象）	加古川地域産業保健センター（ウェルネージかこがわ内）	070-2197-8531			事前申込要
健康で安心できる職場づくりのための保健師による企業への訪問支援（労働安全衛生法による）	兵庫産業保健総合支援センター	078-230-0283	平日	9：00～17：00	面接は予約制
労働・労務関係の相談	兵庫労使相談センター	0120-81-4164 (無料)	月～土	10:00～18:00	—
職場でのトラブル(賃下げ・解雇・配置転換・いじめ等)の困りごとへの相談	加古川労働基準監督署内 加古川総合労働相談コーナー	079-458-8467	平日	9：00～17：00	—
職業相談・紹介、新規学卒者等の雇用対策、雇用保険適用・給付	加古川公共職業安定所 (ハローワーク加古川)	079-421-8609	月・水・金	8：30～17：15	—
			火・木	8：30～18：00	—
			第 2・4 土	10：00～17：00	—
15～39 歳までの人、またはその家族で就労に関する不安や悩みに関する相談、ニートに関する相談	あかし若者サポートステーションサテライト播磨	079-423-2355	月～土	9：00～17：00	面談は予約制
大学、短大、専門学校等の卒業予定者（既卒含む）及び概ね 39 歳以下の若年求職者を対象とした職業相談、キャリアサポート	ひょうご・しごと情報広場 若者しごと倶楽部	078-366-3731	平日	10：00～19：00	キャリアカウンセリングは予約制
労働者やその家族、企業の人事労務担当者の方々の、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害の防止対策等についての困りごと	働く人の「こころの耳電話相談」	0120-565-455	月・火	17：00～22：00	—
			土・日	10：00～16：00	—

8 高齢者

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
高齢者についての相談全般（虐待の通告を含む）	市高齢者・地域福祉課	079-427-9208	平日	9：00～17：00	－
	市地域包括支援センター	下表参照	平日	8：30～17：15	－
成年後見制度に関する相談	市高齢者・地域福祉課	079-421-2045	平日	8：30～17：15	－
介護保険の認定に関する相談	市介護保険課	079-427-9220	平日	8：30～17：15	－
認知症・高齢者相談（介護の経験者による介護の悩みや心配事の相談、看護師による介護方法等に関する相談）	兵庫県民総合相談センター	078-360-8477	月・金	10：00～12：00 13：00～16：00	家族の会 会員による相談
			水・木	10：00～12：00 13：00～16：00	看護師による相談

◆地域包括支援センター

名称	担当地区	電話番号
地域包括支援センターかこがわ	加古川町	079-429-6510
地域包括支援センターのぐち	野口町	079-426-8218
地域包括支援センターひらおか	平岡町	079-451-0405
地域包括支援センターかこがわ南	尾上町、別府町	079-435-4468
地域包括支援センターかこがわ北	神野町、新神野、西条山手、八幡町、平荘町、上荘町	079-430-5560
地域包括支援センターかこがわ西	東神吉町、西神吉町、米田町、志方町	079-452-2097

9 経済問題、生活困窮、法律関係

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
消費生活相談（契約トラブル・多重債務等）	市消費生活センター	079-427-9179	平日	9：00～16：00	－
市民相談（市政や生活上の相談）	市生活安全課	079-427-9120	平日	8：30～17：15	－
法律相談（離婚、金銭貸借、相続等）	市生活安全課	079-427-9120	水・金	13：40～16：40	予約制
生活困窮、生活保護の相談	市生活福祉課	079-427-9382	平日	9：00～17：00	－
お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員の紹介	市高齢者・地域福祉課	079-427-9205	平日	8：30～17：15	－
各種関係機関との連携を通じた、日常の困りごとや金銭管理、生活に関する様々な相談	加古川市社会福祉協議会	079-424-4320	平日	8：30～17：15	予約優先
法的トラブル（借金・離婚・相続など）に関する法律相談	日本司法支援センター（法テラスコールセンター）	0570-078374（PHS可） 03-6745-5600（IP電話）	平日	9：00～21：00	オペレーター（情報提供職員）による情報提供等 相談予約については、地方事務所に 取り次ぎ
			土	9：00～17：00	
	日本司法支援センター兵庫地方事務所姫路支部（法テラス姫路）	0570-078374（PHS可） 03-6745-5600（IP電話）	月・水・木 火・金	13：30～16：30 10：00～12：00 13：30～16：30	来所相談は予約制
弁護士と精神保健福祉士による解雇、多重債務、生活保護、家庭の問題等の相談（電話相談）	夜間法律相談（兵庫県弁護士会）	078-341-9600	第2・4日	17：00～21：00	－
不動産名義変更、相続登記、契約トラブル、借金解決、離婚調停手続、成年後見等の法律相談（来所相談）	法律相談（兵庫県司法書士会播磨支部）	079-454-0866	第2・4火（祝日を除く）	18：00～19：25	要予約

10 障がい者（児）

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
障がい者やその家族の日常生活の相談等	加古川市障がい者基幹相談支援センター	079-424-4358	平日	8：30～17：15	予約優先
発達障がい児・肢体不自由児の相談	市こども療育センター	079-452-2511	平日	9：00～17：00	—
ピアカウンセリング（身体障がい者相談）	加古川市身体障害者福祉協会	079-454-4115	日・水	10：00～12：00	—
ピアカウンセリング（知的障がい者相談）	加古川市手をつなぐ育成会	079-422-8899	第2・4木	10：00～12：00	—
ピアカウンセリング（精神障がい者相談）	市障がい者支援課	079-427-9210	偶数月 第1火	13：30～15：30	—
障がい者の福祉制度（手帳・自立支援医療）や福祉サービス利用、成年後見制度に関する相談		079-427-9372 FAX：079-427-9380 （聴覚障がい者専用）	平日	9：00～17：00	—
知能の発達障害をもつ児童(18歳未満)に関する相談、療育手帳判定・手当等・教育、指導について・施設入所判定等	兵庫県中央こども家庭センター	078-923-9966	平日	9：00～17：00	面接は予約制
障がいのある方の就職に向けて、特性の評価、適職開拓、職場実習支援、就職後の定着支援等、必要な支援	加古川障害者就業・生活支援センター	079-438-8728	平日		—
障害者の就職や職場定着に向けての相談や支援等	兵庫障害者職業センター	078-881-6776	平日	8：45～17：00	面接は予約制
障害者差別についての相談	兵庫県障害者差別解消相談センター	078-362-3356 FAX：078-362-3560	平日	10：00～16：00	—
障害者のための無料法律相談	障害者のための弁護士・福祉専門職無料法律相談	078-362-0074 FAX：078-362-0084	火・木（祝日を除く）	13：00～16：00	—

11 犯罪被害

相談内容	相談先（事業）	電話番号	相談日／時間等		備考
犯罪被害にあった当事者、家族等の相談	市生活安全課	079-427-9120	平日	8：30～17：15	—
犯罪被害、覚醒剤、ストーカー、家庭内暴力等の相談	兵庫県 加古川警察署	079-427-0110 （緊急時は110番）	窓口により受付時間が異なりますので、お問い合わせください。		—
警察に対する相談・要望及び意見	兵庫県警察 警察相談専用電話	＃9110 078-361-2110	平日	9：00～17：00	—
警察に相談できない性暴力被害者の心身の負担軽減、被害の潜在化を防ぐための専門電話相談	ひょうご性被害ケアセンターよりそい	078-367-7874	月・火・水・金・土	10：00～16：00	—
犯罪、事故の被害にあった当事者、家族、友人等の電話相談	公益社団法人ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火・水・金・土	10：00～16：00	—
犯罪被害にあわれた方、またそのご家族の方など	日本司法支援センター（法テラスコールセンター）	0570-078374 （PHS可） 03-6745-5600 （IP電話）	平日	9：00～21：00	オペレーター（情報提供職員）による情報提供等相談予約については、地方事務所に取次ぎ
			土	9：00～17：00	

6 用語集

	用 語	説 明
あ	アウトリーチ	積極的に働きかけ、支援する活動。
か	加古川市総合計画	加古川市の長期的なまちづくりの基本的方向や施策を総合的・体系的に示し、市政を推進する上で指針となるもの。 市政の最上位計画として、市政運営を総合的に行うための基本的な指針であり、部門別の各種計画、ビジョンの基本となる「基本構想」とその実現に向けた具体的な施策を体系化した「総合基本計画」から構成されている。
	家庭児童相談員	親が抱える子どもの養育についての不安や悩み等の相談に応じ、情報提供や助言・指導を行う人。
	キーパーソン	関係者の中で、意思決定や問題解決の要となる人。
	危機回避能力	危機を認識し、それに対してどう動くことが有効かを考察し、即座に実行できる能力。
	経営指導員	事業主が抱える様々な経営課題について、個別に適時・適切な支援を行う人。
	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること）ができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる。
	権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者等のニーズ表明を支援し代弁すること。
	高齢化率	65 歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合。
	心の絆プロジェクト	児童会、生徒会による自発的、自主的な活動を通して、心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりを進め、誰もが行きたくなる学校・学級づくりを目指すプロジェクト。
さ	こころのサポーター	加古川市では市民向けゲートキーパー養成講座を受講し、修了したゲートキーパーのことをこころのサポーターと称する。
	自殺死亡率	人口 10 万人あたりの自殺者数。
	自殺総合対策大綱	自殺対策基本法第 12 条に基づいた、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の指針。
	自殺対策	自殺発生を未然に防ぐ自殺予防と、自殺された方々の遺族に対する支援。

	用 語	説 明
さ	自殺対策基本法	わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。
	自殺対策強化月間	自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、自殺総合対策会議において、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」を決定し、例年、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と定めたもの。
	自殺未遂（自損行為）	自殺を試みたが死に至らなかった場合のこと。
	自殺予防週間	平成19年6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年、9月10日からの一週間を「自殺予防週間」として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する」としたもの。
	自死遺族	家族・親族を自殺により亡くした人。
	社会保険労務士	労働関連法令や社会保障法令に基づく書類等の作成代行等を行い、企業を経営して行く上での労務管理や社会保険に関する相談・指導を行う人。
	若年層	本計画においては、40歳未満の人を指す。
	障がい者基幹相談支援センター	身体障害・知的障害・精神障害に関する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
	スクールサポートチーム	学校支援カウンセラー（臨床心理士）、教育相談専門員（社会福祉士）、スクールロイヤー（弁護士）等専門家から成るチームで、学校だけでは対応しきれない生徒指導上の問題について検討し、学校への支援を実施する機関。
	スクールソーシャルワーカー	教育機関を活動の場として、いじめ・不登校等生徒指導上の課題を抱える児童生徒・保護者、教職員からの相談に応じるとともに、家庭や関係機関と連携しながら、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて包括的な支援を行う福祉の専門職。
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

	用 語	説 明
さ	精神保健（メンタルヘルス）	精神的健康の保持・増進を図るほか精神健康障害の予防と健康回復、精神障害の治療及びリハビリテーションを目的とする。
	性的マイノリティ	同性愛者、性同一性障害、両性愛者等の性的少数者のこと。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神疾患等、精神上の障がいにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を守り、保護するために援助者を選任する制度。
	セルフケア	自分自身をケアすること、自分自身で世話をする・面倒をみること。
た	男女共同参画推進専門員	男女共同参画社会の形成に向けて、情報の収集、市民の意識啓発、女性の就業や生き方の選択に関する相談・助言等の業務に従事する職員。
	地域自殺実態プロファイル	自殺総合対策推進センターが、地域自殺対策を支援するために、地域の自殺の実態を詳細に分析し、特徴をとりまとめた資料。
	地域自殺対策政策パッケージ	平成 29 年 7 月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだパッケージ。
	地域包括支援センター	地域の高齢者のための総合相談窓口。保健師や社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職種が連携し、介護予防支援及び包括的支援事業を実施する。
な	認知症サポーター	特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する認知症サポーター養成講座を受講・修了した人。
は	パブリックコメント	行政機関が計画や条例等を立案するにあたり、これらの案を示し、広く市民から意見を募集するもの。
	ハラスメント	他者に対する発言・行動等により、その意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。
	ピアカウンセリング	同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支えあうことを目的としたカウンセリングのこと。
	東播磨医療圏	兵庫県保健医療計画において、二次保健医療圏（一般的な入院が必要な医療の提供区域）として定められた区域のこと。加古川市、明石市、高砂市、稲美町、播磨町の 5 市町から成る。
	ひきこもり	仕事や学校に行けず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6 か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

	用 語	説 明
は	兵庫県自殺対策計画	平成 29 年 12 月に策定された兵庫県における自殺対策計画。
	婦人相談員	女性が抱えるDV・離婚問題等の相談に応じ、情報提供や助言・指導を行うとともに、DVによる被害者の支援を行う人。
	保育コンシェルジュ	就学前の子どもの預け先等について、保護者の相談に応じる相談員。
	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭等が抱える就労や経済的な問題等の相談に応じ、自立に必要な情報提供や助言・指導を行う人。
ま	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において常に市民の相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める役割の人。
	メンタルサポーター	中学校の不登校生徒のための別室等において学校生活への適応を促し、家庭訪問等を通して生徒や保護者と教員の橋渡しの存在として 課題を抱える生徒への支援を行う人。
や	有機的	相互に緊密に関係し合って全体を構成している様子。
	要保護児童	児童福祉法に基づいて、保護者のない児童または保護者に監護されることが不適切であると認められる児童。
ら	労働相談員	賃金、解雇、職場の人間関係、パワハラ、セクハラ等の労働トラブルについての相談対応、情報提供を行う人。
	老老介護	65 歳以上の高齢者を、同じく 65 歳以上の高齢者が介護している状態。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。(国民一人ひとりがやりがいや充実感を持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域においても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現する。)
D	D V	「Domestic Violence」の略で、配偶者やパートナー等親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力等も含み、一方が力で支配する不平等な関係。
I	I C T	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービス等の総称。
P	P D C A サイクル	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
S	S N S	「Social Networking Service」の略で、web 上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービス。
	S O S	緊急の援助を求めること。

“生きる”を支えるまち かこがわ
—加古川市自殺対策計画—

発行年：平成31年3月

発 行：加古川市 福祉部 健康課

〒675-8501

加古川市加古川町北在家 2000 番地

TEL 079-427-9191

FAX 079-421-2063



生きるを支えるまち
がこがわ